

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第2回幕別町議会定例会

(平成19年6月6日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄
- 日程第3 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第4 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第5 議会運営委員の辞任の申し出
- 日程第6 議案第35号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第36号 幕別町営牧場条例の一部を改正する条例
- 日程第8 陳情第2号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情
- 日程第9 陳情第3号 「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第10 陳情第4号 「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第11 陳情第5号 住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書

会 議 録

平成19年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成19年6月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月6日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁夫

代表監査委員 市川富美男

農業委員会会長 上田健二

会 計 管 理 者 管 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島博美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

糠内出張所長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

農 林 課 長 菅野勇次

商工観光課長 八代芳雄

地域振興課長 姉崎二三男

経 済 課 長 飯田晴義

学校教育課長 伊藤博明

生涯学習課長 長谷 繁

経済課畜産係長 川瀬康彦

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄

議事の経過

(平成19年6月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただ今から、平成19年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[議席の変更]

○議長（古川 稔） 日程第1、議席の一部変更を行います。

会派変更届けが提出されたことに伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

ただ今着席している議席のとおり、中野敏勝議員の議席を11番に、乾邦廣議員の議席を12番に、芳滝仁議員の議席を13番にそれぞれ変更いたします。

なお、変更後の議席は、お手元に配布した議席表のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番中橋議員、2番谷口議員、3番斉藤議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から22日までの17日間と決定いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第7号、幕別町土地開発公社、報告第8号、幕別町農業振興公社、報告第9号、忠類振興公社に係る平成19年度事業計画書及び平成18年度決算に関する書類がそれぞれ提出されており、お手元に配布済みであります。

後刻、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[職員の紹介]

○議長（古川 稔） 理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） このたび、職員の人事異動を実施しております。

人事異動後、最初の議会になりますことから、移動しました管理職職員をご紹介します。
はじめに、5月13日付の部長職の移動であります。

会計管理者兼出納室長の管好弘です。

総務部長、増子一馬。

続いて、5月21日付の課長職の異動であります。

農林課長、菅野勇次。

商工観光課長、八代芳雄。

学校教育課長、伊藤博明。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

[行政執行方針]

○議長（古川 稔） 日程第4、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成19年第2回町議会定例会が開会されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。

私は、先の選挙におきまして、無投票により3期目の当選をさせていただき、引き続き町政執行の責任を担うこととなりました。

改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いであります。

選挙の結果は無投票でありましたが、決して町民の皆さんから白紙委任を受けたものではなく、また、私のこれまでの2期8年の全てが認められたものではないと考えております。

今一度初心に戻り、声なき声に真摯に耳を傾け、町民の皆さんのまちづくりに寄せる期待をしっかりと受け止め、次代を担う世代に自信をもって引き継げるまちづくりに、全力を傾注する決意であります。

さて、昨年2月に合併が成就し、新・幕別町として新たな一步を踏み出してから、早くも2年目を迎えました。合併を推進した当事者として、合併後の新たなまちづくりの礎を築くことが、私に課せられた大きな責務であろうと考えております。

この責務を遂行するために、昨年の執行方針でも申し上げましたが、私は次のことを念頭に置き、町政の推進に努力してまいっている所存であります。

一つ目は、「一体感の醸成と均衡ある発展の確保」であります。

このことは、機会あるごとに申し上げておりますが、合併後のまちづくりを進める上で、最も意を用いていかなければならないものと思っております。

幕別と忠類それぞれの地域の特性を生かし、機能分担を図り、創造性溢れる調和のとれたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

二つ目は、「協働のまちづくりの推進」であります。

住民の皆さんと行政のパートナーシップによるまちづくりの推進は、「公正で公平な行政」とともに、私が平成11年に町長に就任して以来、変わらぬ基本姿勢であります。多様化、高度化する住民ニーズや地域の課題に的確に応えていくため、行政はもとより、住民の皆さん、公区、企業、NPOなど多様な主体がまちづくりに積極的に参加する協働型のまちづくりを一層推進し、心豊かに安心して暮らすことができる社会を築いて参りたいと考えております。

三つ目は、「行政改革の推進」であります。

昨年度策定いたしました「第3次行政改革大綱」の「推進計画42項目」を着実に推進し、行政サービスの水準の維持、向上に努めることを基本としつつ、厳しい環境にも耐えうる簡素で効率的な行政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

今、地方自治体、とりわけ北海道の小規模自治体を取り巻く環境は、地方分権や行政需要の拡大、多様化の進展、長引く景気の低迷と地方交付税の削減による町財政の逼迫など、これまで経験したことのない厳しい状況にあります。

こうした中、現在、平成20年度を初年度とし、向こう10カ年を計画期間とする「第5期総合計画」を策定いたしているところであります。

厳しい時代だからこそ、町民の皆さんと職員の知恵と英知を結集して、決して後ろ向きではなく、夢と希望、そして実効性のある計画を策定し、責任をもって次の世代に引き継げるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

議員の皆さんの一層のご指導、ご理解を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

それでは、はじめに地方財政対策について申し上げます。

平成19年度の地方財政対策につきましては、3月の第1回町議会定例会において、ご説明させていただいておりますので、概要についてのみ申し上げたいと思います。

国の予算は、いわゆる「骨太方針2006」に基づき編成が行われ、それを受けて地方財政計画においても歳出の抑制や公債費の軽減などが示され、地方交付税においては、総額で15兆2,027億円、前年度対比4.4%の減となっております。

次に、予算の概要について申し上げます。

平成19年度の当初予算につきましては、統一地方選挙の年のため骨格編成としながらも、昨今の経済動向や雇用状況あるいは工事等の完成時期の関係など考慮し、できる限り当初に計上させていただきましたことから、今回の一般会計における補正予算は、2億3,171万9,000円の追加で、過去の統一地方選挙の年に比較いたしますと、小さな規模となっております。

しかしながら、限られた財源の有効活用に配慮しつつ、できるだけ多くの行政需要に応えるべく、意を用いたところであり、この結果、補正後の一般会計の総額は、139億8,696万1,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと10.9%の減となるものであります。

次に、補正予算編成時における一般会計の主な財源見通しについて申し上げます。

まず、町税についてであります。現在、平成19年度の賦課事務を進めているところであり、確定した数値ではありませんが、町民税については、税制改正による影響額を勘案し、約4,000万円を計上したところであります。

次に、主要財源である地方交付税についてであります。本年度から面積及び人口を基本とする新型交付税制度が導入されることに伴い、現時点では全く不透明なものとなっております。

なお、制度内容の詳細及び交付額については、7月ごろに判明する予定でありますことから、今回の補正予算においては、財源調整のために財政調整基金から、5,000万円の取り崩しを見込んでいるところであります。

その他、地方債につきましては、今回1億1,820万円を追加し、総額17億4,630万円となりますが、合併特例債など交付税措置のある優良な起債を最優先に考え、また、後年次の財政負担にも配慮しながら、予算計上いたしているところであります。

次に、今回の補正予算の歳出につきまして、主なものをご説明いたしますと、旧忠類物産センター改修工事、農業ゆとりみらい総合資金貸付金の増額、地方特定道路整備工事、忠類ナウマン公園整備工事など町民要望の多い事業について予算計上させていただいております。

以上、予算概要について申し上げましたが、引き続き厳しい財政状況のもと、最小の経費で最大の効果をあげるべく、住民福祉の向上を基本に魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

それでは、本年度の主要施策の展開につきまして、「新町まちづくり計画」に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明させていただきます。

基本目標の第1「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」、行財政運営についてであります。

冒頭にも申し上げましたが、合併後のまちづくりを進める上では、一つの町としての「一体感の醸成と均衡ある発展の確保」を図ることが重要であると考えております。

特に、編入となった忠類地域の皆さんにおかれましては、地域の将来へのさまざまな不安や懸念を抱かれておられることと思います。

これら不安、懸念の解消に向けては、「幕別町の南の玄関口」としての忠類地域の位置付けをより確固たるものとするため、引き続き、観光・交流施設等の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、一体感の醸成という観点から、更には、多くの町民の皆さんの声をお聴きし、町政に反映させる観点からも、私自身が地域の皆さんと膝を交えて気軽な雰囲気の中で懇談する機会を数多く持っていきたいというふうに考えております。

協働のまちづくりの推進につきましては、協働のまちづくり支援事業の拡大、周知を図るほか、アダプトプログラムの実施に取り組んでまいります。

行政改革の推進につきましては、特に、「自立型組織への転換と組織の再編」のうち、「事務・機構の再編」については、平成20年度実施に向け、本年度、本格的に検討作業を実施いたしてまいります。

また、「職員の意識改革と人材育成」につきましては、めまぐるしく変化する社会情勢に的確に対応できるよう、政策能力の形成など職員の資質の向上に意を用いてまいりたいと考えております。

効率的な広域行政の推進につきましては、管内19市町村で、税滞納整理、消防、介護保険、国民健康保険の各事務について広域連携の検討をいたしてまいりましたが、このうち、税滞納整理事務については、十勝市町村税滞納整理機構を設立し、十勝圏複合事務組合の事務として十勝合同庁舎において、本年4月から業務を開始いたしたところであります。

介護保険事務、国民健康保険事務につきましては、当面は、制度改革を見据えながら情報収集やスケールメリットの検証などを行っていく方向性となっております。

また、消防事務については、消防長レベルや実務レベルでの検討組織を設置し、広域化に向けて詳細な検討を進めていくこととなっております。

次に、基本目標の第2「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」、産業の振興についてであります。

はじめに、農林業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、担い手・後継者対策や食の安全・安心に向けた対応、WTO農業交渉問題やオーストラリアとのFTA交渉が先行き不透明な状況にあること、戦後農政の大きな制度改革となる品目横断的経営安定対策がいよいよ本年から本格的に実施され、担い手に支援対象を絞った経営全体を支える政策が導入されるなど大きな変革期を迎えております。

また、牛乳の消費低迷の影響による生乳の生産調整が続く中、農業者の皆さんにとりましても、大変なご苦労があるものと思っているところであります。

こうした中、本町におきましては、足腰の強い農業を推進するために、国や道の講ずる施策との整合を図りながら、ふるさと土づくり事業や農業用廃棄物処理対策事業など町の単独事業を引き続き実施するとともに、ゆとりみらい総合資金や各種制度資金の貸付けなど有効な農業施策の推進に意を用いてまいります。

更には、「品目横断的経営安定対策」と車の両輪と位置付けられております「農地・水・環境保全対策」につきましても、農協などと協議を行い来年度から実施すべく作業を進めてまいります。

財団法人幕別町農業振興公社の運営についてであります。去る5月11日に開催された忠類農協通常総会におきまして、幕別町農業振興公社への加入・出資が承認されたところであり、今後とも関係する農協と一体になって、まくべつ農村アカデミーなど担い手の育成確保に努めてまいります。

次に、畜産・酪農振興についてであります。忠類地区での「畜産担い手育成総合整備事業」を計画的に実施するほか、生乳の生産調整に対する支援といたしまして、牛乳の消費拡大に向けたキャンペーンに取り組んでまいります。

また、忠類地区町営牧場におきまして、本年度から肉牛も受け入れを始めることで準備を進めており、今定例会に必要な条例改正を提案させていただいたところであります。

次に、土地改良事業につきましては、道営畑総事業が新規着工の古舞地区を含めて6地区、道営農道整備特別対策事業、道営一般農道整備事業、団体営事業が各1地区、合わせまして9地区で事業を実施

してまいります。

次に、林業の振興についてであります。森林のもつ多面的かつ公益的機能を十分に高める必要から、森林組合が有するノウハウを最大限活用し、町有林の除間伐などを計画的に進めるとともに、民有林につきましても適期の森林施業を促進してまいります。

また、本年度から新たな取組みといたしまして、町内の小中学生をもつ親子を対象に森林の大切さを理解し、木や自然と触れ合うことを目的として、「親子体験の森づくり事業」を実施いたします。

事業内容につきましては、植栽の体験や樹木に関する学習などを行うものであります。場所につきましては、南勢の町有林伐採跡地を計画いたしており、現在、森林組合や北海道森づくりセンターなどと協議を進めているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況であります。南勢牧場については5月21日より入牧を行い、現在のところ乳牛274頭、肉牛53頭、馬14頭が入牧を終えております。

また、忠類地域の4カ所の牧場においては5月22日より入牧を行い、合計で乳牛493頭が入牧を済ませているところであります。現時点では、全体で834頭であります。例年より若干少ない入牧頭数となっております。

今後の飼育にあたりましては、事故など起こらないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年の冬は、例年より雪が少なかったことにより、土壌凍結が深く春先の農作業の遅れが心配されたところでありますが、昨年のような3月の大雪もなく、その後の天候も比較的順調に推移したことから、作物の植え付け作業は総じて平年並から5日程度の遅れに回復したとお聞きいたしております。

生育状況につきましては、秋まき小麦が一部圃場で凍湿害を受け枯死するなどの被害がありましたが、その他の圃場では、生育は順調で平年よりも2日早い状況となっております。

その他の主な作物につきましては、馬鈴薯が植え付けの遅れにより「3日遅れ」、てん菜、牧草も草丈がやや低く「1日から2日遅れ」となっております。

今後の天候が順調に推移し、平年を上回る豊穰の秋になることを心から願う次第であります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本年4月1日に幕別町商工会と忠類村商工会が合併し、新しい「幕別町商工会」がスタートいたしました。商工会の経営改善普及事業をはじめ、各種の活性化事業に対し必要な支援を行ないますとともに、中小企業融資制度につきましても、引き続き、商工会との連携のもとに商工業者の資金需要に応じた迅速な対応と、保証料助成、利子補給を行なってまいります。

消費者対策につきましては、必要な情報の配信や啓発活動、消費者講座、消費生活相談業務など、今後も消費者が安全で安心して暮らせるよう、消費者協会をはじめ関係機関と連携を図りながら、被害の防止に努めてまいります。

次に、観光振興についてであります。これまでの「見る観光」から「自然体験・農業体験、地域の食資源を生かした観光」へとニーズが大きく変化する中であって、本年4月1日から営業を開始いたしました「道の駅・忠類」は、アルコ236やナウマン象記念館などを含め新たな観光拠点といたしまして、これらの施設をはじめとする忠類地域への入込客の増や経済波及効果を期待するものであります。

今後とも、観光物産協会との連携を図りつつ、自然景観や農村風景、パークゴルフなど観光資源・地域資源を生かし観光の振興に取り組む一方、「夏フェスタ」「産業まつり」「どんとこい村まつり」「全道そり大会」など地域密着型イベントの充実により、観光客の町内への誘導や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

雇用環境は依然として深刻な状況にありますが、企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、ハローワークや各企業との連携をより一層深め、就労に関わる情報の提供や雇用機会の確保に努めてまいります。

次に、基本目標の第3「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」、福祉、保健活動の推進についてであります。

はじめに、健康づくりの推進についてであります。本年度におきましては、肥満、高脂血症、糖尿病、高血圧などが複合した状態、いわゆるメタボリックシンドロームは、死亡のリスクも非常に高いと言われているため、これらの予防を図ることを重点とし、人間ドックや脳ドックの助成など、各種検診に対する助成を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、地域包括支援センターを中心に介護予防を重点としたサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉の充実についてであります。本年3月に、第一期障害福祉計画を策定し、5月に議員の皆さんには配布をさせていただいたところであります。

この計画につきましては、平成18年度から20年度までの計画となっておりますので、本年度はこの計画に基づきまして、障害者福祉サービスの充実、推進に努めてまいります。

子育て支援対策につきましては、本年4月から、札内さかえ保育所におきまして、定員を60名から120名に増員するとともに、子育て支援センターの拡充および一時保育を開始いたしております。今後も子育て支援機能の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第4「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」、教育、文化、スポーツの振興についてであります。

子どもたちが将来の社会の担い手として、豊かな人間性を育み、健康でたくましく生きていくことができるよう、家庭、学校、地域社会が協力・連携しながら、それぞれの役割を果たし、より良い教育環境づくりを進めていくことが重要であろうと考えています。

また、町民一人ひとりが、自己実現と心豊かな生活を送るために、生涯にわたりさまざまな分野において学び続けることができる生涯学習社会の構築がますます重要になっていると考えているところであります。

教育委員会との連携のもと、義務教育施設の整備をはじめ、生涯学習の振興について、一層意を配してまいります。

なお、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」、生活環境の整備についてであります。

はじめに公園整備について申し上げます。

公園事業につきましては、平成16年3月に策定いたしました「緑の基本計画」に基づき「札内西緑化重点地区」内に予定いたしております近隣公園、街区公園等の整備を進めてまいります。本年度は札内北栄区画整理区域内の街区公園2カ所と緑地が完了予定であります。

また、広域公園十勝エコロジーパーク幕別エリアの公園整備につきましては、本年度、十勝エコロジーパーク財団における整備を予定いたしており、完了後、幕別町へ施設の帰属がなされ、来年度より供用開始の予定となっているところであります。

次に、河川整備についてであります。

国により整備が進められておりました十勝川の千代田新水路が昨年度竣工し、今後の治水効果が期待されるところであります。引き続き、十勝川・猿別川における治水の杜事業や新川地区における十勝川堤内排水路事業等の事業が実施される予定であります。

また、北海道においては猿別川改修事業等が継続予定であり、今後も、水害防止対策に関する各種事業を要請してまいりたいと考えております。

次に、道路・交通網の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道については、現在、幸福～中札内間を施工中であり、その先の区間となります中札内～大樹間につきましては、引き続き、早期の建設に向けた要請活動を続けてまいりたいと考えております。

平成16年度より進められてまいりました国道242号線千代田大橋の架け替え事業につきましては、本年度中に供用開始される予定とお聞きいたしているところであります。

国道38号線東13号までの4車線拡幅整備につきましては、用地相続等の関係により時間を要しておりますが、用地買収補償等の進捗にあわせ、引続き整備を進めると伺っているところであります。

道道整備といたしましては、札内南大通立体交差事業は、引続きアンダー部分の整備と、札内9号南通、幕別札内線などの町道交差点とのすりつけ部の工事を予定いたしております。

また、幕別地区の立体交差事業につきましては、猿別橋、立体交差部などの工事を引き続き進め、道道幕別大樹線の五位～中里間の整備につきましては、本年度から拡幅整備に一部着手される予定と伺っております。

次に、町道の整備についてであります。現在、町道延長879.9キロメートルに対しまして、改良率67.7%、舗装率56.7%という状況にあります。

整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。本年度は、幕別地区で16路線、忠類地区で4路線の整備を予定いたしております。

街路事業では、北栄土地区画整理事業区域から国道へアクセスする北栄大通の整備を進める一方、国道と南3線との交差点改良を含めた北栄西通の実施設計などの調査設計を予定いたしております。

なお、道路における除雪、草刈、支障木の除去など道路の維持管理につきましては、これまでも充分意を用いてまいりましたが、今後とも道路パトロールの充実と、迅速な対応による良好な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、快適な住環境の整備について申し上げます。

公営住宅の整備につきましては、札内文京町で整備を進めております「道営とかち野団地」の残り17戸が、本年9月に竣工予定と伺っております。

また、町営住宅として旭町団地の1棟12戸の建替事業を継続して進めるほか、政策的空き家としている住宅を除いた公営住宅804戸全てに火災報知器の設置を予定いたしております。

なお、忠類地域を含めた本町全体の適正な公営住宅戸数を定め、建替や改善、維持保全等の整備計画を定める「公共賃貸住宅ストック総合活用計画」を本年度中に策定してまいりたいと考えております。

平成15年度から整備が進められております札内北栄土地区画整理事業につきましては、造成事業が本年度に完了すると伺っており、町といたしましては「まちづくり」の観点から引続き関連する都市基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、保留地の販売状況といたしましては、4月末現在で保留地の約40%にあたる88区画の分譲がされたと伺っておりますが、今後一層、保留地の販売が促進されることを期待いたしているところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度事業といたしましては、幕別浄化センターの電気設備更新工事のほか、汚水管新設3路線、雨水管新設4路線の整備を進める一方、公共施設2カ所を含め30戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

水道整備につきましては、本年度は、第3次拡張事業の最終年であり、平成20年度からの十勝中部広域水道からの全量受水に向け、札内配水池の電気設備と監視制御設備の設置工事を行うほか、配水管の新設8路線及び道々幕別帯広芽室線、道々明倫幕別停車場線、道々幕別大樹線の立体交差事業関連であります配水管布設替工事を予定いたしております。

また、簡易水道事業では、忠類東部地区において、平成18年度より平成23年度を事業期間とした道営畑総営農用水事業を進めるほか、幕別地区では幕別簡水配水管布設事業の整備を進め、未普及地域の解消と安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、循環型社会の構築についてであります。ごみの有料化から2年8カ月余りが経過し、この間、住民の皆さんの深いご理解とご協力により、スムーズな収集及びごみの減量化・資源化が図られており

ますことに對し、深く感謝をいたしているところであります。

なお、議員の皆さんに、5月に配布させていただきましたゴミ処理基本計画につきましては、平成19年度から平成29年度までの計画となっておりますが、この計画に基づき、環境に配慮した施策の充実・推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、十勝環境複合事務組合で計画しております、新たな一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況について申し上げます。

昨年(平成28年)の8月に、十勝環境複合事務組合長から池田町長に対し、建設地について協力要請が行われ、併せて、地域住民の皆さんにご理解をいただくための説明会が組合と池田町との共催により開催されてまいりました。

本年(平成29年)の1月には、建設予定地である池田町美加登地区住民、周辺の地権者及び耕作者の方々による「美加登地区処分場対策委員会」が発足いたしまして、公害防止や良好な環境の維持などの基本的な要望事項が取りまとめられたところであります。

こうした経過を踏まえまして、3月6日に池田町長が町議会定例会において、施設の受け入れについての意向を示され、3月16日には組合に対し、受け入れる旨の回答がなされたところであります。

その後、3月24日に処分場を「池田町美加登279の3」に設置することで、池田町長、美加登地区処分場対策委員会委員長、十勝環境複合事務組合長の3者で、「基本合意書」が締結されております。

今後につきましては、基本的な設計や、用地の確定測量及び不動産鑑定評価が行なわれるとともに、総合評価落札方式による一般競争入札により施行業者が決定され、平成23年度の供用開始に向け、事業が推進されることとなっております。

次に、交通安全対策について申し上げます。

平成16年4月21日以降、町内での交通事故死ゼロの日が3年以上続いております。

6月5日現在では、1,141日間ゼロとなっており、大変喜ばしいことと思っております。

本年度も、警察署や幕別町生活安全推進協議会など、関係各位と連携を図り、交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、第2回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

開拓の鉾がおろされてから、幕別には111年、大樹村から分村した忠類には58年の歴史があります。

多くの先人や先輩の皆さんが心血を注がれたこの新・幕別町を、子どもたちの夢と希望が実現できるまちにしていくことが、現在に生きる私たちに課せられた責務であると考えております。

この責務と使命の重さを今一度充分にかみしめ、職員と一丸となって、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりに向けて、全力を傾注してまいり所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、執行方針を結ばさせていただきます。

○議長(古川 稔) 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

林教育委員長。

○教育委員長(林 郁夫) 平成19年第2回幕別町議会定例会の開会にあたり、幕別町教育委員会の所管行政に関する執行方針について申し上げます。

我が国では時代の転換期を迎え、社会の大きな変化を伴いながら進む中で、教育の分野においては、昨年12月に教育基本法改正法が公布・施行され、教育改革が急速に、かつ総合的に進められようとしております。

言うまでもなく、教育の役割は人づくりであります。

すべての人は、それぞれ多様な個性や特性を持っています。教育はそれを尊重し、活かし、育てることによって、多様な成長過程と人生を保障するものでなければなりません。

子どもたちが将来への夢・目標をしっかりと持つことや、地域や家庭の教育力を向上させること、こ

の基本的使命は、いつの時代でも変わるものではありません。

合併2年目を迎え、本町の教育行政推進にあたっては、このような認識のもと、子どもたちがこの幕別町を誇りに思い、夢と希望にあふれ、主体性と責任感、高い志と向上心を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう育むことを目指して、学校・家庭・地域社会が持つそれぞれの教育機能を発揮しながら、一体となって教育に取り組むとともに、それらを支える教育環境づくりを推進してまいります。

さらに、生涯学習の視点に立ち、芸術文化やスポーツの振興と合わせ、町民が生涯にわたって生きがいを持ち、いつでも、どこでも、だれもが学び、その成果を生かすことのできる活力ある生涯学習環境づくりと、次の時代を担う人材育成を推進してまいります。

以下、「新町まちづくり計画」の第4の基本目標である「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、生涯学習の推進であります。

ライフスタイルの多様化により、知識・技術の習得や生きがいを求めて人々の学習意欲が高まる傾向にあります。

また、学習の成果を社会や毎日の暮らしの中で生かすことは、生きがいや励みになります。学習の成果を評価し、ボランティア活動などに生かすことができる仕組みづくりを一層進める必要があります。

地域の活性化や地域づくりに向けた生涯学習の取り組みとして、「みつける・みがく・いかす」を合言葉に、住民自らが必要と考える地域や生活の課題を中心に、住民と行政が協働で学習プログラムを組み立てる生涯学習の場の充実を進めるとともに、学習する人々やグループやサークル間の交流促進などの振興を図ってまいります。

こうした町民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館、百年記念ホール、資料館、各種スポーツ施設等が、より利用しやすく魅力ある場となるよう努めてまいります。

次に、幼児教育・学校教育の充実であります。

幼児教育は、人間形成の基礎が定まる重要な時期であり、心身の健康を培う活動や幼児期にふさわしい知的発達を促すことを目標とした保育実践に努めるとともに、幼稚園と保育所の交流を図りながら、地域、家庭及び小学校との連携の取れた幼児教育を推進してまいります。

学校教育においては、新生・幕別町の歴史や風土、文化を学び、ふるさとへの愛着心を育む教育や環境教育、語学教育などを通して個性豊かで魅力あるひとづくりを推進するとともに、学校間の交流を通して、それぞれの個性ある教育の情報交換と相互理解を深め、魅力と特色ある学校づくりの推進に努めます。

具体的な方策としては、「生きる力を育む創意あふれる教育活動支援事業」、「ゆとりいきいきパートナー事業」などの教育支援事業を引き続き実施してまいります。

地域に信頼され、地域に開かれた学校づくりをめざして17年度より実施しています「まくべつ教育の日」につきましては、さらに地域との強い絆を結ぶものとなるよう、取り組んでまいります。

本年度から実施される特別支援教育につきましては、各学校が設置する校内委員会やコーディネーターが円滑に機能することが求められています。

このため、これまでの就学指導委員会に加え、新たに設置する「子供支援連絡協議会」と併せ、「特別支援教育推進員」として2名を配置し、各学校との連携のもとに特別支援教育の推進と充実を図る体制を整備してまいります。

学校給食は、児童生徒に対し、安心できる安全な食材を使って栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、楽しく食事をする習慣を身に付けることが求められていることから、給食センターと学校の連携を深め、給食指導や栄養指導など「食育」をさらに充実させてまいります。

学校施設につきましては、札内中学校改修工事実施設計及び札内東中学校グラウンド改修工事を実施するほか、計画的に教育施設整備を進めるとともに、より良い教育環境の整備を図ってまいります。

札内地区の新住宅団地造成や、少子化に伴う児童生徒数の増減等の推移が予想されることから、「学校あり方検討委員会」で適正規模・適正配置並びに通学区域の見直しについて検討いただき、答申を受け

ました。本年度は、地域や関係機関等とも連携を取りながら、幕別町立学校適正配置計画の作成に着手してまいりたいと考えております。

第3は、学校と地域社会との連携であります。

近年、子どもを取り巻くさまざまな事件が発生する中、大人が子どもの成長にかかわる当事者としての強い自覚と責任のもと、家庭・学校・地域社会が、それぞれの機能を生かしながら一体となって子どもたちを育てていくことが一層求められております。

学校におきましては、子どもたちが、生命の大切さや物事の善悪などを深く考え、確かに行動する力を身につけることができるよう、各教科や道徳、特別活動での取り組みを通じ、体験活動を重視した福祉・ボランティア教育を推進する一方、図書館と中学校図書室との情報通信技術を活用したネットワーク化を進め、将来的には地域のだれもが蔵書を有効に利用できるしくみづくりを進めます。

また、児童生徒と地域住民が交わる機会を設け、さまざまな体験活動やふるさと学習などにより、子どもの健やかな成長を促すとともに、家庭や地域との連携を密にし、「いじめ」や犯罪などの危険から児童生徒を守る仕組みづくりに努めます。

学校における危機管理につきましては、常に管理マニュアルの点検と見直しを行い、家庭・学校・域及び関係機関が連携を取れる体制の充実を図ります。

家庭につきましては、すべての教育の原点として、幼児期から基本的な生活習慣や食習慣の形成、情操の育成などが十分図れるよう関係機関とも密に連携を図ってまいります。

地域につきましては、子どもたちが社会の一員としての自覚を高めることができるよう、PTAや青少年団体、スポーツ少年団など地域の自主的な活動への支援を図り、地域の教育力の向上に努めます。

第4は、地域文化の継承と創造であります。

合併により、新町の資料館が三つになりました。

忠類ナウマン象記念館、蝦夷文化考古館、ふるさと館が、3館それぞれの特徴を生かして連携し、ふるさとの文化史、郷土史を伝える場としてまいります。

ふるさと館事業委員会が運営しておりますジュニアスクールは、「町じゅうが全部教室」との認識のもと、昨年度から忠類地域へも学びの場を広げております。本年度は、親子参加プログラムの拡充を進めてまいります。

百年記念ホールは、芸術、文化活動の中心施設としての活用を推進するとともに、文化講演会、芸術鑑賞会など各種芸術活動の充実に努め、さらに各地域の施設を活用した文化活動の振興を図ります。

また、地域内で各種文化活動を行なっているグループやサークル間の交流を促進するとともに、地域の歴史や伝統文化を新町全体の財産として共有し、後世に伝承していく取り組みを支援します。

第5は、スポーツ活動の推進であります。

すべての町民が健康で明るい生活を営むために、社会体育施設の整備を進め、効果的な活用を促進するとともに、パークゴルフをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動を通じた地域間交流、世代間交流を進めます。

また、町民のスポーツへの関心・意欲を高めるとともに、世代を超えて地域ぐるみで、その時々に適したスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、各地域に根ざしたスポーツ団体の育成と、団体間の交流連携を推進します。

第6は、次代を担う人材の育成であります。

新生・幕別町がスタートし、地域の文化風土を継承し、さらに時代が求める人材を育てていくことが教育行政の重要な使命です。

国内地域との交流や国際化社会に適切に対応するために、児童・生徒を中心とした研修交流事業を通じ、広い視野を持った人材の育成を進めます。

また、国際交流員や英語指導助手の幅広い活用により、国際化に適応した語学教育の充実を図ります。

以上、平成19年度の教育行政執行に関する概要を申し述べました。

我が国は、物の豊かな国になり、便利で快適な生活ができるようになりましたが、豊かな生活を享受

するためには必要なことがあります。その一つが、社会の一員としての自覚と責任ある行動であると考えます。

「人間教育の基盤である幼児期から小・中学校の時期に、手を抜いて育てられた子どもは、手を抜いた分だけ何かが欠落したまま成長してしまう」との指摘もされております。

教育が人づくりの原点であると考えるとき、子どもの成長・発達に応じて必ず踏むべきステップがあります。

「大人が、その大切なことをおろそかにしたり、省いたりしてはいないだろうか」との思いを持つべきであると考えます。

さまざまな社会問題が取りざたされ、教育の課題とされている時だけに、成長発達の適時に身に付けさせるべきことを、家庭も地域も学校も、自らの役割を再確認し、連携し、協働して行動することに努めなければならないと、意を新たにします。

「人を思いやる、心豊かなひとづくり」を教育行政の理念とし、学校教育と社会教育が融合する「生涯学習社会」の実現を目指し、一層の力を注ぎ、懸命に努めてまいります。

議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成19年度の所信といたします。

○議長（古川 稔） これで行政執行方針は、終わりました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：57 休 憩

11：08 再 開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[議会運営委員の辞任]

○議長（古川 稔） 日程第5、議会運営委員辞任の申し出を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、永井繁樹議員の退場を求めます。

6月5日、永井繁樹議員から一身上の理由より、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、永井繁樹議員の議会運営委員辞任を許可することに決定いたしました。

除斥議員入場のため暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

[議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、幕別町百年記念ホールを指定管理に移行するための所要規定を加えるものであります。

併せまして、条項の整理や表現の明確化、統一化など条例の体裁を整えるための改正も行っておりま

すので、あらかじめご理解を賜りたいと思います。

議案書は5ページ、議案説明資料は1ページになります。

改正条文が多岐に渡りますことから、議案説明資料での条文に従いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

それでは、議案説明資料1ページをご覧ください。

現行の第1条を削除し、第2条を改正後の第1条として、略称規定を加えるものであります。

また、名称及び位置を定めております現行第3条を、改正後の第2条とするものであります。

改正後の第2条の次に、第3条として、記念ホールが行う事業を。

さらには、第4条としてこれまで規則で規定しておりました使用時間及び休館日を加えるものであります。

説明資料2ページになりますが、現行の第4条を改正後の第5条として、教育委員会の役所規定を削り、第5条の次に行為の制限を加えるものであります。

現行の第5条から第12条につきましては、2条ずつ繰り下げ、他条例との表現の明確化、統一化を図るための文言の整理を行うものであります。

改正後の第14条の次に、第15条として、入館の制限を加えるものであります。

4ページになりますが、改正条例の第16条から第24条につきましては、指定管理に対応できるよう新たに条文を加えるものであります。

第16条は、指定管理者に管理の代行を行わせることができる旨を。

第17条は、その場合の利用料金の取り扱いを。

第18条は、目的達成のため必要な事業を行うことができることを定めるものであります。

第19条は、利用料金の減免。

第20条は、利用料金の還付。

第21条は、指定管理を行った場合の適用除外の条文について定めるものであります。

第22条では、指定管理者が行う業務を列挙し、第23条は、指定管理の基準とする例規を示し、さらに第24条では、公の管理の適正を図るための報告、調査、指示について定めるものであります。

第25条の委任規定につきましては、他条例との表現の統一を図ろうとするものであります。

附則中、3項として、指定管理者の指定に伴う経過措置を加え、別表1を別表2に改め、関連条項を定めるものであります。

次に、議案書9ページにお戻りいただきたいと思います。

附則であります。制定附則に、指定管理に伴う経過措置を定め、改正附則で本条例の施行期日を平成20年4月1日とし、施行前においても、指定管理者の指定等の準備行為を行えるものとする規定を定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第35号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） ただいま、議題となっております、議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第7、議案第36号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第36号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） それでは、議案第36号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は10ページ、議案説明資料は7ページになりますが、まず、議案説明資料の7ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、忠類地域の牧場におきます肉用雌牛の受入並びに明和牧場を実態に合わせた位置付けとすることに伴いまして、所要の改正をさせていただくものであります。

忠類地域の町営牧場につきましては、これまで乳牛に限って預託を行ってまいりましたが、本年3月に忠類和牛改良組合から、町牧での和牛の預託についての要望が出されたことから、これに応えるべく、肉用雌牛の受入を行おうとするものであります。

なお、今回の肉用雌牛の受入に当たりましては、新たな人員、予算を伴うことなく、現状の中の対応するものであります。

また、明和牧場につきましては、道有林を草地開発した部分を含め、村営牧場として設置されておりましたが、平成11年に忠類馬産振興会から無償貸付の要望が出されたのを受けまして、行政財産としての用途を廃止し、その上で無償貸付の議決をいただきまして、平成11年6月に、道振興会と無償貸付契約を締結し、現在に至っております。

現行条例につきましては、合併関連条例の一つといたしまして、平成17年9月に全部改正されたところではありますが、その際には、公共牧場の用途に供することを目的に、道有林の払い下げを受けたという経過を重視いたしまして、条例に位置付けをさせていただいたところであります。

しかし、一方では、平成11年以来、馬産振興会に無償貸付を行っているという実態がありましたことから、財産区分や公の施設への位置付けなど、地方自治法の考え方に照らし合わせまして、行政財産たる公の施設の設置、管理を定める町営牧場条例から、普通予算であります明和牧場を削るものであります。

なお、これに伴いまして、忠類地域におけます1日の容認頭数は1,100頭となりますが、ここ数年は、預託頭数の減少傾向が続き、今年度は肉用雌牛を含めても、600頭余りにとどまる見込みとなっており、将来的にも十分な容認頭数が確保されているものと考えているところであります。

それでは、条文に従いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第2条及び第3条につきましては、明和牧場の項を削るものであります。

8ページをご覧くださいと思います。

第4条につきましては、明和牧場の項を削るとともに、共栄牧場から晩成牧場までの項中、乳牛とありますのを、乳牛及び肉用雌牛とするものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則につきましては、本条例の施行期日を交付の日とするものでありますが、本条例の議決をいただき次第、1日でも早く、肉牛の受入を行いたいと考えているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

〔陳情の付託〕

○議長（古川 稔） 日程第8、陳情第2号、新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情及び、日程第9、陳情第3号、「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情及び、日程第10、陳情第4号、「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情及び、日程第11、陳情第5号、住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書の4議件を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております陳情第2号から陳情第5号までの4議件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

〔休 会〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明7日から、6月18日までの12日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月7日から、6月18日までの12日間は、休会することに決定いたしました。

〔散 会〕

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月19日、午前10時からであります。

11：23 散 会

第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成19年第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

(平成19年 6 月 19 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

4 藤原 孟 6 前川雅志 7 野原恵子

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会 議 録

平成19年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成19年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15 杉山晴夫
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
5 堀川貴庸
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 高橋平明
副町長 遠藤清一 教育長 金子隆司
教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
会計管理者 菅 好弘 総務部長 増子一馬
経済部長 藤内和三 民生部長 新屋敷清志
企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島博美 札内支所長 熊谷直則
教育部長 水谷幸雄 総務課長 川瀬俊彦
糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成
福祉課長 米川伸宣 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 菅野勇次
商工観光課長 八代芳雄 経済部参事 田井啓一
土地改良課長 角田和彦 地域振興課長 姉崎二三男
保健福祉課長 野坂正美 経済課長 飯田晴義
学校教育課長 伊藤博明
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤原 孟 6 前川雅志 7 野原恵子

議事の経過

(平成19年6月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤原議員、6番前川雅志議員、7番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。

6月12日、第58回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から報告いたさせます。

○局長（堂前芳昭） 5番堀川議員より、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に、一問一答方式により行ないます。

なお、今回より、各議員の1回目の質問は、演壇にて発言し、再質問以降は副演壇で行います。

また、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内です。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

11番中野敏勝君。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問をいたします。

人口減少と少子化対策について。

人口減少社会、子供の出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しています。このまま少子化傾向が加速度的に進行することによって、21世紀半ばには、総人口は1億円に割り込み、2100年には現在の半分以下になると見込まれています。

急速な人口の減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会全体の存立基盤に関わる問題と認識するべきだと思います。

安心して子どもを産み、子育てができる安心地域社会の実現こそ、今、求められているわけです。

政府は、1990年代半ばから、エンゼルプラン、新エンゼルプランに基づき、少子化対策を推進してきました。

2003年には、少子化社会対策推進法、次世代育成支援対策推進法が制定され、2005年度からは、少子化社会対策大綱とその具体的な実施計画、子ども子育て応援プランに基づき、少子化対策を推進してきたのですが、少子化の流れを変えることができなかったのです。

そこで昨年6月、政府指導の「新しい少子化対策について」が発表され、具体的な取り組みがスター

ト。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、少子化対策の抜本的な拡大、強化、転換を図らなければなりません。

生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さが理解され、子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任であり、子供を家族が育み、地域社会が支える。

そのような社会であってこそ各種支援施策が効果を発揮するものと考えます。

国、地方公共団体、企業、地域社会などが連携のもとで社会全体の意識改革に取り組むことが重要とされています。

そこで次のことについてお伺いいたします。

①昨年2月、忠類との合併によって人口は増加しましたが、その後減少しているのです。

将来の人口動向をどのように予測されているのでしょうか。

②子育て生活支援事業の育児休業制度、幕別町の企業の実態はどのようになっているのでしょうか。

③妊産婦検診の助成や不妊治療費の助成の利用状況は。

④一時保育の実態について。

⑤出産祝い金の創設や第2子、第3子の支援対策の考えをお伺いします。

⑥入院、通院、医療費の負担軽減についてのお考えは。

⑦予防接種への助成制度の取り組みについて。

以上、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「人口減少、少子化対策について」であります。

ご質問の1点目の「将来の人口の動向予測について」であります。先般、発表されました厚生労働省の2035年までの都道府県別人口の将来推計におきまして、北海道内の人口は、2002年の推計から大幅に下方修正され、2035年には2005年の78.4%、441万人まで減少するとの推計がなされております。

この大幅な減少が、このまま本町に当てはまるものとは考えておりませんが、ここ数年は、微増、微減を繰り返しながら、将来においては徐々に減少傾向が表れてくるものと考えております。

また、出生者数では、平成12年度は248人でありましたが、最近では200人程度で推移いたしており、少子化が進んでいる傾向にあるものと考えているところであります。

2点目の「幕別町内の企業における育児休業制度の実態について」であります。隔年で実施いたしております「事業所雇用実態調査」を本年2月に行なったところであります。それによりますと、抽出による463事業所に対し調査を行い、171事業所から回答を得ることができ、育児休業法を「制度として知っている」と回答したのは、137事業所、約80.11%となっておりました。

また、「導入しているか」との質問に対しては、32.7%に当たる56事業所が「導入している」、12.3%に当たる21事業所が「導入を検討している」との回答をいただいております。

なお、育児休業の取得状況につきましては、平成17年度が3件、平成18年度が5件されたと報告をいただいております。

3点目の「妊産婦検診の助成や不妊治療費の助成の利用状況について」であります。妊産婦検診の助成につきましては、平成18年度から、定期的に行う検診については、1回2,000円を限度に、10回迄を対象とし助成を実施いたしているところであります。平成18年度では192名の方が助成を受けられております。

なお、妊婦検診の前期、妊娠4カ月ごろ及び後期、妊娠8カ月ごろにそれぞれ血液検査が実施されるわけですが、この血液検査にかかる費用につきましては、従来から全額助成を実施いたしているところであり、平成18年度には、約200人の方に助成をいたしております。

また、不妊治療費の助成についてであります。幕別町におきましては、平成18年度から、1回の治療につき5万円まで、年に2回以内、また5年間を限度として、不妊治療費の助成制度を開始いたしました。

ところでありますが、平成18年度につきましては、4名の方が受けておられます。

次に、4点目の「一時保育の実態について」であります。本年度から、幕別子育て支援センターにおいてサービスを開始いたしました一時保育の利用状況であります。これまでの利用延べ人数は、4月が25人、5月が42人で、一人当たりの平均利用時間は4.5時間となっております。

緊急の場合を除き、事前に利用登録申請をしていただいております。現在まで登録児童数は44人となっております。今後とも、町の広報紙や子育て支援センター事業などを通じて、利用者の皆さんへの周知に努めてまいりたいと考えております。

5点目の「出産祝い金の創設や第2子、第3子への支援対策の考えについて」であります。

出産祝い金につきましては、旧忠類村において、定住人口の確保と増加を図ることを目的とした施策の一環として、平成8年度から平成17年度までの10年間の時限で支給いたしておりましたが、合併協議会において協議を行った結果、合併後の昨年3月31日をもって根拠条例が失効することとなるため、同日をもって廃止するとの調整方針を決定いたしております。

平成18年度からは、これに替わる新たな少子化・子育て支援対策といたしまして、先ほど申しあげました「妊産婦健診費の助成」、「不妊治療費の助成」をはじめ、「2歳未満の児童を扶養する家庭に対するごみ袋購入費用の助成」、「常設保育所保育時間の延長」。

さらには、平成19年度からは、「一時保育の実施」など、これまで住民要望の強かった事業をスタートさせたところであります。

引き続き、これら新規サービスのより一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2子、第3子への支援対策についてであります。近年、景気の低迷や社会構造の変化等により、子育て世代に低所得化の傾向が表れておりまして、保育料の設定についても子育て支援の方策が求められております。

このため本年度より、同一世帯から二人以上同時に認可保育所に入所している場合の二人目以降の保育料徴収金額について、所得階層に応じた従来の軽減方法を改め、兄弟を年齢の高い順に数えることとし、第2子の保育料を2分の1に、第3子以降の保育料を10分の1に、それぞれ軽減することができるよう、「幕別町立保育所規則」の一部を改正したところであります。

なお、現在、平成20年度からの改正に向け、保育料の見直しを検討しているところでありますが、第2子、第3子への支援対策として、引き続き保育料の多子軽減を図ってまいりたいと考えております。

6点目の「医療費の負担軽減についての考えについて」であります。近年、医療の高度化などの要因により医療費が増高している状況であり、子育て家庭における負担増につきましても、大変ご苦労があるのだろうなと思っているところであります。

現在、「乳幼児医療費助成事業」として、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、子育て家庭の医療費負担の軽減を実施しているところであります。

ご案内のように、昨年6月に成立いたしました「医療制度改革関連法」におきまして、平成20年4月から乳幼児の医療機関等における自己負担が、就学前まで2割に軽減されることとなっております。

ご承知のとおり、乳幼児医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業の助成を受けて実施いたしているところであり、法律改正を受けて、北海道がどのような対応をするか推移を見守っている段階であります。なんとか就学前まで自己負担がなくなるような補助要綱となるよう、北海道にも働きをかけてまいりたいというふうに考えております。

7点目の「予防接種の助成制度の取組みへの考えについて」のご質問であります。現在、法定の予防接種として、BCG・ポリオ・3種混合・麻しん風しん混合などがありますが、これらは自己負担なしで実施いたしております。

また、インフルエンザにつきましては、65歳以上の方は、法定の予防接種として定められておりますことから、一部助成を実施いたしているところであります。

任意の予防接種としては、水痘・おたふく風、さらに65歳未満のインフルエンザなどがありますが、現在、国において、疾患の流行状況、ワクチンの開発状況等、最近の動向も踏まえた対応が必要である

として、予防接種に関する検討会で、今後のあり方についての検討が進められているところであります。

このため、現在のところ、任意の予防接種に対する助成については考えておりませんが、国の動向等を見守りながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） それでは、一つひとつ、再質問をさせていただきます。

この人口の同行ですけれども、新町まちづくり計画の中で、5年ごとにこの増加を見込んでいるわけです。

実際、平成32年には3万人を超すというようなデータもあるわけですが、今現在、理由として宅地の造成や公営住宅の建設、住宅整備の住環境の向上などで増加を見込んでいるわけですが、自然動態、それから社会動態どちらも幕別町は減少にあるわけです。

昨年この日本の出生率も6年ぶりに増加をしているわけですが、自然動態では、この十勝管内では、帯広市をはじめ、五つの市や町で増えているわけですが、全道的にも非常に十勝管内、子どもは育てやすいというか、そういう地域になっているような報道もされております。

残念ながら、我が幕別町は、これに該当しておりませんが、ほかにもこの社会動態の増についても、札内地域の宅地造成とか住宅の整備、こういうものを主に捉えているようですけれども、全域的に均衡ある発展の上からも、幕別町本町の地域、あるいは忠類地域も宅地などの供給を行って、また、さまざまな情報を発信しながら、積極的にこの人口増に努力するべきであるというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどのご答弁でも申し上げましたように、日本の国全体では、これから人口減少の方向にいくことは間違いないわけであります。

したがって、十勝管内にあっても、人口の増える町村ができれば、どこかの町村は人口が減っていくことになっていくのだろうというふうに思います。

そうした中で、この後、ほかの議員さんの質問にも、今後の人口動態の見込みがあるわけですが、私どもとしては、今進めております第5期の総合計画の中で、これらの人口動向をどのように押さえていくかと、今、内部でも検討をさせていただいておりますが、今のまちづくり計画から比べていくと、やはり下方修正をしていかなければならない部分もあるのかなというふうに思っております。

そして、何よりもやはり、今もお話ありましたように、宅地造成を含め、住環境の整備、あるいは福祉施策もそうですし、企業の立地もそうですけれども、人が集まる、住みやすい、そうした地域環境、住環境をつくっていくことが、いわゆる人口を減らさない。あるいは増に向けての対処法になっていくのだろうというふうに思います。

一つだけの施策ですべてが解決できるかという、これはなかなか難しいものだというふうに思っていますし、ご指摘ありましたように、地域の発展ということは大きな課題でもあります。

当然のことながら、忠類地域や幕別町本町も含めた中で、これからの幕別の人口動態、そして、住んでいただけるような、皆さんに喜んで住んでいただけるような。あるいは、新規に幕別へ来ていただけるようなまちづくりに意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 今、シルバーハウジング、高齢者に向けては、かなりよくなっているというか、サービスがいいのでないかというふうに思いますけれども、今後、子育て支援住宅というか、子育てのためのハウジング、こういうものもつくっていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、町長この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように、シルバーハウジングは、道営の公営住宅でありまして、しかもその道営は1町村ごとでなくて、全道五つか六つの圏域に分けて、その圏域に道が一つずつ建設してい

るというのがシルバーハウジングであります。

そうした中で、たまたま十勝圏で、幕別町に建設をいただいたという経緯がありますから、それはそれでよかったのですが、今言う子育て支援にかかわるような、いわゆる道なり国なりの住宅施策があるかどうかについては、私も十分承知はしておりませんが、そういったものがあれば取り組みやすいという面もあるのでしょうか、なかなか町単独でそうした事業を進めるということは、これは財政的な問題もあって難しいのかなというふうにも思いますし、そうした住宅を仮に設置した場合も、何年かするとまた次の課題へ変わっていかねばならないというような面もあって、管理上あるいは運営上といたしますか、そういった面の難しさもあるのだらうと思いますけども、一つ、ちょうど公営住宅ストック計画の時期でもありますので、それらも含めながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 2 番目の子育て生活支援事業の育児休業制度の実態というところに移っていきます。

5 月のはじめ、新聞に帯広市の育児休業制度の導入状況が報道されていました。

それによりますと、育児休業制度の導入している企業は 5 割以上あるわけです。

しかし、中小企業の整備が進んでいない現状だというふうに出ておりました。

育児休業取得状況にしても、この女性従業員が多い業種、これに偏っている。

介護休業法では、1 歳以上の子を持つ従業員から、育児休業の申し出があった場合、事業主は申し出を拒むことなく、この休み、これを与えなければならない。

時間外労働、そういうものも制限を義務付けられているわけです。

次世代育成支援の調査にも、子育てには家庭や職場の理解が最も必要だという意見が多いわけですね。

幕別町も多くは中小企業であるのですが、積極的に導入していかなければ、数字的に非常に低いという感じをいたします。

本当に子育て、少子化対策を進める上には、この必要な部分ではないかというふうに思います。

この辺、もっと積極的に、女性ばかりでなく、男性も子育てができるような、そういうような形で進めていくことが大事でないかというふうに思います。

この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、育児休業の制度を知っている、導入したい、考えている。これは町内にもかなりの率の企業が思っているわけであります。

ただ、これをいかに具現化していくかが、これからの課題だというふうに思っております。

お話ありましたように、私ども 1 回の調査だけで十分内容を把握できない部分もあるものですから、今、この子育て支援にかかわって、今一度企業に対する調査を実施してはどうかということを、今、内部でも詰めております。

帯広あるいは札幌の例も新聞に出ていましたけども、多くはいわゆる休まれた方の代替の方に対する助成を公共団体がする。

2 分の 1 なり限度を決めての支援策が多い、助成策が多いようでありますが、私どもとしては、先ほど言いましたように、年に 3 人、5 人というようなことが、さらにもっと増やしていくために、そういう制度の導入がどのぐらい有効なのかというようなものを含めて、まずは今までやってきた単なる各年ごとの実態調査をもう一步踏み込んで、子育て支援にかかわった調査もやってみながら、より細かな対応をしていくことが必要であろうというふうなことを、今、思っているところでありますし、検討に入りたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 次ですけれども、妊産婦検診の助成なのですが、厚生労働省によると、母子の健康へ、妊婦にとって望ましい検診の回数というのは 14 回もあるそうですね。

その中で、最低5回をやらなければならないというような形で出ております。

平均的なこの費用というのは12万もかかるそうなのですね。

これを補うために、公費負担がなされているわけですがけれども、全国平均を見て、全額負担で2回程度にとどまっているのですね。

しかし、幕別町は、10回2万円ということで、1回に対して2,000円の補助。管内では補助率は非常に高いような気はいたします。

しかし、2007年の4月から厚生労働省が市町村に対して5回程度の公費負担を実施することが原則というような形で、通知がなされているようです。

これを受けて、すでに妊産婦検診14回、そして、産婦検診を1回、公費負担で決めて始めている自治体も実際にあるわけです。

幕別は帯広に近いということもあるのですけれども、ほとんどの方が帯広まで通院されるのでないかなというふうに思います。

通院費も助成しているところがあるのですけれども、幕別はこれについて、このような観点から、もっと行っていくことによって、少子化に歯止めがかかるというふうに思いますけれども、助成額のアップとかそうことは全く考えられないでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 妊娠されてから14回、私の資料では12回やら13回となっていますけれども、検診が必要だということでもあります。

せっかく妊娠されて、上部な赤ちゃんを産んでいただくために、我々も助成をしていく。

大変大切なことだろうというふうに思っております。

ただ、国からの助成は、まだ私も聞いておりませんけれども、先ほども言いましたように、昨年の実績でいきましても、大体192名の方に対して、町の予算でいくと300万余りの支出をしているわけでありました。

もちろん数が多ければいいのかもしれませんが、なかなか町財政のこともあって、なかなか増やしていけない。今のところが限界かなというふうには思っております。

ただ、お話ありましたように、国の制度だか何かが入ってきて、そのことによって、町の負担が軽減されるというようなことがありましたら、さらにまた考えていくことも可能かなというふうに思いますので、しばらくそういったことも調査させていただきたい。研究させていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 特定不妊治療なのですが、これについても、平成18年度は4名の方が助成を受けているということなのですが、4名という2組というふうに理解していいのでしょうか。

結婚しても子どもがほしいといっても、なかなか不妊に悩む夫婦というのが増え続けているそうなのですね。

不妊治療の中でも体外受精とか顕微受精、これには多額のやっぱり費用がかかっているわけです。

30万から60万かかるというのですね。

そして、確率というか、成功率も20%か25%というふうに非常に低いわけですね。

何度も試みなければ、妊婦に至らないというようなことがあるそうです。

国では今年4月から、これも年2回10万程度の、5年間にわたって助成をするというふうになってきているわけです。

所得制限も大幅に緩和されているわけです。

町としてのこの実態を把握して、まだまだこういう望んでいる人に、支援をする積極的な対応が必要ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 不妊治療4名というのは、女性の方が4名という意味であります。

それと、中野議員が、30万から60万という話がありましたけども、私は最初は大体20万から30万ぐらいの間かなというふうな押さえをしておりますて、これは幕別町からは5万の助成ですけども、同じ要件で北海道から10万円の助成が出ておりますから、実質本人には15万円の不妊治療の助成が給付されると。

残り10万になるのか15万になるのか、あるいはもっとなるのかちょっとわかりませんが、それだけ自己負担というようなことになろうかというふうに思います。

私どもとしては、昨年の実績にいたしましても、まだ19万3,000円ほどの実績でありますから、さらに多くの方に受けていただければいいのかどうか知りませんが、要は私どもの方から受けなさいとかどうすれということにもなりませんので、あくまでもこういう制度があるということの周知をもっと徹底していくことが必要なのかなというふうにも思っております。

これらも引き続き、十分内部で検討させていただきながら、周知方法等も考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 一時保育の実態、先ほどお伺いいたしましたけれども、一時保育というのは、子育て支援センターですか。子育て支援センターは、さかえ保育所だけにできていると思います。

本町において、この幕別側において、この若い子育てのお母さんが、要望があるわけですけども。

このお母さん自信が急に用事ができたり、あるいは具合が悪くなって病院に行くというようなとき、子どもを一時的に、すぐ預っていただけるような、そのようなところがほしいという要望があるわけです。

そのようなところが、子育て支援センターという形で、さかえ保育所にあるようですけども、さかえ保育所までなかなか行けないというようなこと。

そのようなときに、知人や親族、そういう人に頼んでいくわけですけど、なかなかそういうのは難しい。

次世代の育成支援のアンケート調査にもあるわけですけども、緊急の用事でお子さんの面倒を日中見るのが非常に困難という部分でも、52.5%の人がこのような回答をしているわけです。

あるいは、同居を含む親族や知人に預けることについても非常に困難。

どちらかという困難という項目を合わせても、65%以上の人がこのような回答をしているわけです。

また、2人、3人の子どもがいる家庭では、この一人が具合悪くなって入院などすることになっても、小さな子どもだけ留守番させるわけにもいなくて、やむなく父親が仕事を休まなければならないというようなことも出てきているわけです。

こんなとき、本当に身近なところに、この子育て支援、そういうシステムが必要だというふうに思うわけです。

必要なときに、気軽に利用できる場所が求められているのでないかというふうに思います。

この点についてもお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子育て支援センター、さらに一時保育。新築になりましたさかえ保育所で実施をしているわけでありまして。

当然、幕別区内で五つの常設保育所があるわけですから、それぞれに子育て支援センターがあり、一時保育が実施できれば、大変住民の皆さんにも喜んでいただけるのでしょけれども、なかなか現実には、一遍にそこまではいかないわけでありまして、今は確かに遠い方もいらっしゃるのですが、一応、皆さんさかえ保育所の方へ、一時保育に、あるいは子育て支援の方に通っていただいているのが実情であります。

今、通ってきている地域別の内訳というのはちょっとわかりませんが、今後、それらも十分検討しながら、さらに次に進んでいくことになるのでしょけれども、なかなか人の問題、あるいは財源

的な問題、施設の問題いろいろあって、今の既存の保育所だけでやれるのかどうか。いわゆる改修なんかが必要になってくるのかというようなこともありますけれども、まずは今、スタートをさせていただいた段階であります。

もう少し様子をみながら、十分内容を精査しながら、今後の対応に向けて精査してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 次の質問です。

出産祝い金につきましてはわかりました。

今、町長の答弁を聞いてみますと、保育所、2人、3人、2子、3子の保育所に入っている家庭というのはいいのですが、入っていない家庭のことがあまり支援の対象とかそういうのにはなっていないような気がするわけですね。

ほとんどが入っていると思いますけれども、入っていない家庭もいると思うのですよね。

ですから、少子化にはさまざまな取り組みが必要と考えますけれども、この3子以上いる家庭。この子育てを応援する、町独自でできないものかなと思うのです。

例えば、町内の商店だけで使える子育て支援券なるものを、商工会とタイアップしながら、こういうものをつくり上げていって、そして、商店だけで使っていくというようなことができれば、地元の商店も活力を与えることにもなるのでないかというふうに思います。

思い切ったこの制作を行って、出産一時金は、児童手当などが増額されていますけれども、町独自でこのようなことは考えられないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、児童手当が先般改正されまして、第2子、第3子にかなりの部分が上がったということでもあります。

ただ、2子、3子に向けて、町独自での施策ということになりますと、今、ご提言ありましたような商品券のこともありますけれども、なかなか難しい問題があるのかなというふうにも思っております。

正直言って今まではそういったことは考えた経緯もないのですけれども、ご提言いただいたことについては、内部で検討させていただきたいと思いますけれども、なかなか現実には難しいものがあるのだということも、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） だらだらと長くなって申しわけございません。

子どもの医療費の負担軽減の部分ですけれども、若い夫婦というのは、所得があまり高くない人が多いと思うのです。

そこに思わぬ出費となっただけでかかってくるわけですが、子育て家庭において、やっぱり経済的な負担というのが最も大きなものというふうに感じております。

医療機関にかかると費用ですね。そのために、これらを軽減する自治体もどんどん増えてきているわけですね。

3歳から就学時までには軽減をしたり、あるいは小学卒業まで医療費を無料にする。

さらにまた、中学卒業までに、無料にする自治体もあるわけです。

この少子化が進む中で、子育て支援のこの充実を図るためにも、町独自で思いきった施策が必要と考えるわけですが。

医療費負担の件は、子育て家庭にとって最も必要なことであると思うのです。

早期に実現できるように考えてみてはどうかというふうに思うのですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、来年4月から制度が変わりまして、今までの3割負担が就学前まで2割負担になるということでもあります。

したがいまして、現在の3割負担は、道が1割、町が1割、自己負担が1割という制度でありますけれども、これが2割負担になったときに、道が何割を負担するのか。道財政も厳しいですから、止めるといふのかもしれませんが、1割でなくて0.5にしてほしいといふのかもしれませんが、それらの動向を受けながら、私どもは対応していきたいということでありまして、道が1割を見ていただければ、町が1割みれば、自己負担はゼロということですから、就学時までは全員が無料化ということになるのだらうと思います。

ただ、今言いましたように、道がみられないとか半分しかみないとか言ったときに、町の対応をどうしていくかが、これからそれらの動きを見た中で対応してまいりたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、道の方にも働きかけて、何とか、就学時までは無料化になるように、私どもも努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 予防接種の部分ですけれども、特にインフルエンザの予防なのです。

65歳以上の方の予防、こういうのには助成があるわけですが、特に受験生とか、あるいは就職される方、学生ですね、特に。学生の方が、夜中まで勉強したりする関係で風邪をひきやすいと。インフルエンザになりやすいというような現状があるわけです。

こういう方にも、助成、援助、こういうものをしていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 受験生のインフルエンザの予防接種については、3月の議会で予算委員会のときにご質問をいただきまして、私だったか部長だかわかりませんが、かなり前向きな答弁をしているのですけれども。

お話ありましたように、帯広市が実施をしているということで、高校受験、大学受験の受験生に向けて、予防接種の助成ができないかと。これはこれからさらにそういう答弁もしております。

実態も掴んでおりますので、さらに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後になりますけれども、少子化社会白書というのがあるわけです。

これによりますと、子育ては教育にお金がかかりすぎると。

そして、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない。

子どもがのびのび育つ社会環境ではないというようなことが、これは社会全体が解決すべき事項が上位になっているわけです。

子育てというのは、基本的に親や家族の責任のもとで行われるのですが。

多様化するこの社会環境の中で、子育てをする親や家庭も多様化しているわけです。

子育て支援対策も、総合的に、多角的に、そして、より積極的に推進することによって、町の活性化にもつながっていくと思います。

未来に夢と希望を見出していけるものと考えているわけです。

少子化対策を本気になって進めている町や村もあるわけです。

こういうところというのは、とても活力があって、人の輝く地域になっているわけです。

帯広市に近いこの幕別町で、居住条件も整っていないながら、人口が減少、子どもが増えてこない。大変不思議に感じるような気がします。

若者を定住させるためにも、行政も企業も、そして地域社会も一体となって、あらゆる観点から知恵を絞りながら、知恵を出し合いながら、施策を講じて取り組む姿勢が必要と考えます。

子育て支援のこの環境整備として、もっともっと次のこの時代のことを考えて、意識改革をはじめとして、この長期展望に立って、地道に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。

この辺、どうかよろしく願いいたします。

○議長（古川 稔） 中野議員答弁いるのですね。

○11番（中野敏勝） 答弁はよろしいです。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：47 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問させていただきます。

地域通貨の活用について。

現代の日本社会は全国的に少子高齢化が進んでいます。

また、急激な核家族化も進み、コミュニティの希薄化が大きな課題となっています。

また、地域の活性化やゴミ問題をはじめ、環境問題への真剣な取り組みが求められています。

これらのことは幕別町においても全く同じことだと言えます。

このようなさまざまな課題の解決には、地方自治体を中心とした地域社会での具体的な取り組みが必要だと考えます。

本町においては町民と行政がともに協力し合い、新たな地域社会をつくり上げて行くため、「協働のまちづくり支援事業」が実施され、実績が上がっていることは喜ばしいことであります。

また、本定例会初日の町長の町政執行方針の中で、アダプトプログラムの実施が明記されたことにつきまして高く評価をするところでありますが、他方、公区主体の活動のほかに、個人やいろいろな団体で多くの町民がボランティア活動をされています。

そういう善意の輪を広め、行政によるサービスが届かない課題や要望の解決のために、善意を交換するコミュニティ通貨、いわゆる地域通過の事業が、全国の多くの自治体や地域で、その地域に応じた形で活用されています。

幕別町におきましても、町独自の地域通貨の活用を計画し、実施する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「地域通貨の活用について」であります。

町民の皆さんが、安心して幸せな生活を送るためには、地域住民がお互いに思いやりをもって、ともに支えあい助け合うというコミュニティの精神が育まれ、活かされることが必要であろうと思っております。

しかしながら、昨今の社会情勢は、ご質問にもありますように、核家族化の進行や近隣住民の交流意識の低下などにより、地域におけるコミュニティの希薄化が指摘されており、少子高齢化の社会に対処する福祉行政の分野でも、地域社会における福祉活動の重要性が、ますます高まってきているところであります。

財政状況が非常に厳しい今日、地域住民が持っている生活の知恵や余暇時間を活用し、人と人とのつながりを深め、地域の福祉や文化、教育を高めていくことは非常に大切であり、「してもらいたいこと」と「してあげられること」を希望者が登録し、住民同士でやり取りをする「地域通貨の活用」は、住民と行政のパートナーシップによる「協働のまちづくり」を推進するための一つの方法として、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすものと考えております。

このような状況の中で、地域通貨を善意の対価として導入する地域が増える一方で、すでに使用している地域では、流通が一部の人に偏るなど利用の伸び悩みにより、開始から2、3年で継続を断念するところも増えているようであります。

先進事例を見る限り、成功の秘訣は自主的な住民組織主導型で進めることであり、何よりも住民の皆さんが自らの意思で、地域にふさわしい方法で活用していくことが大切であると考えております。

本町におきましては、平成12年度に策定いたしました「第2次幕別町行政改革大綱推進計画」の推進事項の一つに福祉通貨の発行を掲げ、先進地における導入事例やその効果等について、調査・研究を行ってまいりました。

その結果、今後の取り組みにあたっては、行政主導型になることなく、あくまでも自主的な住民活動を支援する立場で推進することとし、「協働のまちづくり支援事業」との整合性を図りながら、慎重に検討を進めるとの方針を決定したところであります。

このため、今後の行政の役割といたしましては、希望する住民グループの方々と一緒に調査・研究を行うなど、ボランティア団体や各公区の活動支援に努め、機運の高まりと地域のニーズを十分把握したうえで、地域通貨の活用計画に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 今、ご答弁いただきました内容について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

1点目でありますけれども、ご答弁の最後のところが一応結果だと思うのでありますが、希望する住民グループの方々と一緒に調査研究を行うなど、ボランティア団体や各公区の活動支援に努め、気運の高まりと地域のニーズを十分把握した上でと、ご答弁いただいております。

私が今回質問をさせていただきましたのは、これは地域の方々からの要望がありまして、何回かお話をお伺いいたしまして、打ち合わせをさせていただいて、質問をさせていただいたようなことでもあります。

質問書の中にもありますように、行政の行き届かないところであります。

例えば、帯広の病院に行きたいのだけれども、福祉バスが使えないだとか、ご家族で不幸があつて、少し連れ合いを預かってもらいたいのだとか。

先ほど、中野議員の質問にもありましたが、子どもを少し預かってもらいたいので、そういうふうなことが一つの形の中で、担保されて、善意の中でされていく。

私のところにも、そういう大変困っておるという地域住民の方々からの声が届いております。

この地域通貨につきましては、少し雪かきをするだとか、読み聞かせをするだとか、話し相手をするだとか、いろんな形で各効果があるわけでありまして、恐らく担当の部局の方にも、そういう町民からのたくさんのニーズが届いておろうかと思うのでありますが、そういうニーズにつきましては、どのように担当部局の方では対応していращやるのか。

そして、どういう思いを持っていращやるのか。

お答えいただければと思うことでございます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいま、芳滝議員のご質問でございますけれども、地域で困っている。

話し相手がおられないとか、あるいは読み聞かせとかいろいろなそういう相談をしたいときにも、いращやらないということでございますけれども、そのような場合につきましては、今、福祉事業の中で、さまざまな事業がございますので、そのような中で対応していつて、具体的な事業については、今、持っていませんけれども、そのような福祉の中で、社会福祉あるいは生涯福祉、児童福祉の中で、それぞれの事業をもって対応しているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） その行政が行き届かないところで、この地域通貨というのが、活用されるのだら

うということの一つ認識の中に入れていっていただきたい。

そのところで、大変効果がある、喜んでいただける一つの形なのだとすることを、行政側の方で認識をいただきたいと、こう思うわけであります。

二つ目でありますが、研究調査をなさったということであります。

結果としては、地域からの立ち上がりが大切だというふうなことで、結論をされたというご答弁になっておりますが、どのようなその研究調査をなさって、そういう結論を出されていたのかと。

その地域通貨につきましては、いわゆるエコマネーという形の、これは本当にボランティアを主とした一つの通貨の形と、一つ、地域活性化であります。

商工会の方からのいわゆるそういう地域通貨の形ということが出されてあります。

これは2005年4月に施行されました政府の地域活性化に向けたその施策に基づいて、全国のたくさんのところで実施計画、そして、実証がされておることでありまして、ただ、ボランティアの善意の傍観だけでは、通貨が流通しないので、それがある意味では換金をされる。町内の商店街で、それで買い物ができるというふうな形を、いわゆる二つの枠をはめて、そうして地域通貨を活用しているところがあります。

例えば、停滞をしておるところ、栗山町なんかのクリーンというふうな、これは本当にエコマネーでありますけれども、これは善意をされる方が通貨が貯まる。それが流通をしないというふうなことがあるのだということでありまして、それをどのように流通をさせていくのかという課題のところであったのだと思います。

そういうところで、例えば、2004年に、苫前町で実施検証されました。

これは商工会の方からの形であります。

善意で流通しました通貨が、町内のその商店の買い物に使用できる。

ボランティアが増え、まわりが活性化をしていく。

そういうふうな一つの地域通貨の形があることであります。

そのところでは、やはりある意味では、行政側の一つの発案であるとか、サポートであるとか、担保であるとか、そういうことが必要になってきて、そして一つの形になってきておるという形があります。

その辺のところを研究をなさったということでありまして、その辺のところ、どのように踏まえられたものになったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、地域通貨につきましては、第2次の行政改革推進大綱の中でこれを取り上げて、調査研究に入ったわけであります。

平成13年度には、福祉通貨、エコマネーの発行について、先進地の導入事例やそのあり方、効果等についての研究に着手をいたしました。

さらに平成14年には、栗山町で開かれました地域通貨国際会議。これらに担当者が参加しながら研究を深め、さらに国内外前11カ所の地域における具体的な取り組みについての状況把握に努めた。

さらに、平成15年には、全道31の市町村、さらに十勝管内、帯広、芽室等の現に実施されている地域、公共団体等の実施状況の把握等に努めた。いわゆる視察研修をしたというようなことで、最終的に16年度では、やはり地域主導型と。それらに一番長続きする制度であろうというようなことで、今回の推進計画からは見送ったという経緯があります。

お話ありましたように、福祉サイド、さらには経済への波及。そういった両サイドからこれは考えていく問題だろうというふうに思っておりますし、近々ですけれども、更別村が、今、商工会で取り組んでいるというような話を聞きました。

NPO法人を立ち上げて、今年中にはというようなことも聞きましたので、これは身近なところでというような立ち上げ、どのような運用になってくるのか。

これらも含めながら、私ども、またさらに調査研究を加えてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） この地域からの立ち上がりということもあるのだろうと思いますが、やはりこれからのまちづくりにつきましては、こういう夢のある一つの形であります。

ということを行政側の方で、やはり研究し、取り組んでいく姿勢というものが、私は大変必要なのだろうというふうに考えております。

例えば、社会福祉協議会のその中には、これはボランティア事業がありますし、そのところでボランティアセンターがあり、コーディネーター事業が行われてあります。

これは、その町の中ではないですけれども、非常に深くかかわってご協力いただいております。

また、今、幕別町の老連では、これは2年間の老連の事業として、道からでしたか、その事業なのですから、SS運動というのがされてあります。

Sはこれは相互、次のSは支援ということで、いわゆる高齢者がお互いに支援をして、コミュニティを深めていくということで、読み聞かせをしたり、シーツを取り替えたり、いろんな形で多くの方々がボランティアに励んでおります。

こういうその方々があまり表に出ていない。

いろんなところでそれぞれがボランティア活動をされていらっしゃる。

この間も手づくりの町の推進委員会からの報告もありまして、大変いいことをされているのだなというふうなことを拝見をさせていただきました。

私は、いろんな形で別々に行われておりますこういう住民の運動につきまして、ある意味ではまとめ役をしていって、そうしていい形に仕上げていく。

そして、夢のある、お金はないけれども、大変夢のある暖かい一つのまちづくりに取り組んでいく。

そういうことにおいて、商工会の方々やいろんな方々のお知恵をいただきながら、まとめてそういうその話し合いに臨んでいくというそういう歩み寄りな姿勢が私はこれからの幕別町のまちづくりには大変必要なだろうと、こう思うわけですが、その辺のところを最後にお伺いしたいと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、町としては、この事業がだめだとかやらないとかということでは決してありません。

今までも研究をしてきた。調査をしてきたと。

そんな中で、この事業をせっかくいいものにして、より継続的に進めるためには、なんとしてもやっぱり住民の皆さんや、今お話ありましたように、社会福祉協議会、ボランティアセンター、いろんな方々のご協力をいただくことによって、さらに立派なものが、充実したものができていくのだろうということでありますので、私どもも決してこのことについて取り組まないとかやらないとかということでなく、先ほど申しあげましたように、近隣の市町村の状況や、さらに、関係団体との協議なんかも踏まえる中で対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

地域資源を活用した環境型産業の創出について。

近年の社会環境や経済状況は益々地域格差を助長させ、本町においても例外ではなく、就労の機会や若者世代の流出など深刻な問題であると認識しております。

心の豊かさが実感できる地域社会を取り戻すため、問題意識の高い人材を幅広い分野から集め、活性化への知恵を結集することが不可欠であると考えております。

しかも本町には身近にある森林、肥沃な耕地、畜産系有機物など生物由来資源が豊富で、新たな産業形成を可能にする地域でもあります。

また、地元の農産物を活用し、地産地消を実践している農業者、地域興しに積極的に取り組む起業家など、意欲的な人材が本町の産業を支えております。

これらの方々の経験や豊かな知識と技を結集し、地域独自の発想と転換が問われる今こそ、地域に活力を与える絶好の機会であると考えております。

道においても地域資源を活用し、製品開発を積極的に推進し、新産業の創出や雇用の拡大を目的に「産消協働」を産官学に提案しております。

本町においても、豊富な資源を活用できるバイオマス利活用への取り組みが、新しい企業の創出につながる最善の方案ではないかと考えています。

過去には十勝管内でもいち早く「幕別町地域省・新エネルギービジョン」を調査・研究した経緯があります。

バイオエネルギー、ディーゼル燃料、メタンガス化、生物パワーからの発電などの創設事業化には、経済性を追及した商業ベースでの取り組みと、新しい社会構築に向けた非営利の行政側の取り組みを同時に並行し融合させることが必要であります。

しかるに、本町の経済社会システムの持続的な発展と活性化を進める環境型産業企業の創出にはバイオマス活用であり、環境問題が取りざたされる昨今、地球に優しい政策として今後のエネルギー戦略や新産業創出の一翼を担うことが想定され、供給に向けた早急な推進体制を構築することが急務であると考えております。

特に近年、町民間にある慢性的な不況感、無力感、イライラ感の解消を目指すべく、今こそ町長は強烈なリーダーシップを発揮し、職員の知恵を得ながら、商工業者、農業関係者と熱く語り、将来の町のあるべき道を模索しながら、地域産業振興に汗を流して欲しいものであります。

新しい企業創出と、バイオマス活用ですでに取り組んでいる十勝の他の自治体に追いつき、追い越す意気込みが必要かと思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「地域資源を活用した環境型産業の創出について」であります。

近年、地球温暖化問題などから、石油などの化石資源から脱却して、農産物、家畜排泄物、木材及び食品廃棄物など生物由来の資源、いわゆるバイオマスのエネルギーとしての利活用が注目されているところであります。

ご質問の要旨にありますように、本町を含めました十勝地方は、自然が豊かで大規模な農業地帯であるため、バイオマスが豊富であるということがいえます。

このため、十勝管内では、本町を含めた市町村と経済界などが出資している財団法人十勝圏振興機構が中心となって、さまざまな分野の機関、団体及び事業者との連携を図りながらバイオマスの利活用に関して研究を進めているところであります。

これまでも、本町職員も「十勝バイオマス利活用会議」など各種研究会に参加して、現状や問題点の把握に努めてまいりました。

バイオマス活用の具体的な例といたしましては、足寄町における木質ペレット研究、上士幌町のバイオガスプラントなどがあり、計画中のものでは、清水町においてＪＡグループが国の補助を受けて設置するバイオエタノール実証プラント、豊頃町において民間会社が建設するバイオディーゼル燃料製造施設などがあります。

このほか、各地においてバイオマスの活用について、試験研究を行っているところであり、いずれも地元の資源を活用して、地元企業がこれまで蓄積している技術を生かしているものであります。実用化には、まだまだコスト面で問題があるという実態であり、清水町や足寄町のバイオガスの実証試験プラントは、昨年度で廃止されたというふうにも伺っております。

ドイツなどの環境施策先進国では、国がバイオガスプラントにより生産されたガスや電気の価格を政策的に上乗せすることや、バイオマス利用に対して税制面での優遇措置などの支援策を設けて振興を図

っているということでもあります。

本町独自には、平成18年2月に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定したところではありますが、策定作業の中で、バイオマスの賦存量やエネルギー転換した場合の二酸化炭素排出削減量の調査などを行い、将来の方向性をお示しさせていただいたところでもあります。

また、本町におけるバイオマスエネルギーや太陽エネルギーなど新たなエネルギーの利用に関して、議論、検討、推進していくための庁舎内組織としての「幕別町総合エネルギー庁内推進委員会」と、町民の方、事業者の方々によって構成する「幕別町総合エネルギー対策推進委員会」の設置についても提案しているところでもあります。

町民の皆さん、事業者の方々、そして行政が一体となって考え、それぞれの役割を果たしながら具体的利活用を推進しようとするものであります。

すでに、本年1月に庁舎内の推進委員会を立ち上げたところであり、町民の方、事業者による推進委員会につきましても本年度設置して、本格的な議論を始める予定であります。

今後、当委員会において熱心な討議が行われることを期待するとともに、いただいた提言が、バイオマス活用の推進と、バイオマスを活用した企業育成、産業振興にもつながるものと考えているところがあります。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 町長の答弁に、町も出資している。十勝圏振興機構が中心となって推進しているバイオマス利活用の進捗状況と、まちづくりのエンジン役である職員の研究姿勢がある程度理解できました。

そこで、本町独自には、幕別町地域新エネルギービジョンが策定され、将来の方向性が示されたばかりとのことですが、バイオディーゼル燃料事業に関して別な角度から本町の現状を検索してみますと、すでに頑張る地方応援プログラムのふるさと土づくり支援事業として、事業費2,955万円の一部が緑肥作物種子10アール当たり900円の補助を出しています。

この作物を菜有作物、いわゆるひまわりとか菜種とすれば、計算上、製品1リットル当たり9円の補助が出されたという計算になります。

今後も継続されれば、原材料に対する施策が先行していると考えられるのではないかと思います。

また、この事業で一番コストがかかる貯蔵販売設備。いわゆる石油スタンドであります。札内地区には2カ所も使われておらない状態であります。

札内商店街の賑わいを少しでも取り戻すため、バイオディーゼル燃料事業化に早い決断が必要ではないか。

町長の答弁をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バイオディーゼルの燃料事業に係りまして、ふるさと土づくり事業のお話がありましたけれども、ふるさと土づくり事業、幕別側は、今、堆肥の切り替え費に係る事業を実施していると。

緑肥のついては、忠類地区が緑肥の事業を実施しているということでもありますので、これらがすべて今言うひまわりだとか菜種に切り替えるということは、現実的にはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

当然のことながら、忠類地区で緑肥をつくってきたという今までの経緯もあるわけですし、幕別町側も最初緑肥だったものが、利用者の皆さん方との意向等を把握する中で、堆肥の切り替えしに変わってという経緯があるわけでもありますので、農家の方直接ひまわりをつくっていらっしゃる方もたくさんいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけでもありますけれども、ここから油をとるといような作業が、町としてどの程度までやれるのか。

ひまわりですから、緑肥は植えたやつを全部畑にすきこんでしまって、それが堆肥化になるわけですので。

それをとってきて油をとるということが、どういうふうなことにつながるのか。ちょっと私もわかりませんし、スタンドまでできて販売できるところでまでなれば、これは一番いいのでしょうけども、そこまでいくにはまだまだいろんな手続きやら手順も踏まなければならないのだろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、十勝圏振興機構をはじめ、いろんなところで進められておりますこれらの状況を見ながら、また、町としてやれることがどういうことなのか。十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 次に、バイオガス事業であります。旧忠類村第4期総合計画の中で、活力と魅力ある商工業の振興と題し、具体的施策の中で、地元産業の育成と企業の創出。つまり、地元商工業者における他分野への展開と新たな企業の創出の支援、努めますとあります。

当然、合併されたとはいえ、この精神は忠類地区には生きていますと考えております。

また、忠類地区の農業構造から判断いたしまして、一番豊富な畜産系有機物の資源があると思っております。

バイオマス系の企業を忠類では夢見たのではないかと考えており、商工業者だけでなく、JA忠類や農業者に働きかければ、バイオマスプラント建設は実行度は高いのではないかと考えております。

また、忠類地区の未来を担う子どもに、身近に学んでもらうバイオマス利活用の利科学分野を支える人材排出にもなるのではないかと考えております。

住民一人ひとりの誇りになるような、循環型のまちづくりを忠類地区に目指してもらい、この電力がパークゴルフ場の夜間照明やら冬のスキー場のリフト運行に使われたとしたならば、合併後の忠類地区に小さな明るい話題となると考えております。

町長の見解をよろしく願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類地域はご案内のように、畜産の盛んなところでもありますから、そうした排泄物を利用してバイオガスをとということだろうというふうに思います。

ただ、なかなかそうはいっても、これを1カ所に集めて、そこからバイオガスを発生させて、それを電気にということになりますと、相当な労力、あるいはいろんな人の力がなければ、なかなか進められないのだろうというふうに思っております。

一番いいのは、企業が誘致される。入ってきてやってくれるというようなことになれば一番これは楽なのかもしれませんけども、現実にはそういう状況にも、まだまだならないのだろうと。

いわば、研究から、これから実証に向けての段階なのかなというふうに思っております。

ただ、ご提言ありましたことについては、これからの忠類地域の活性化やいろんな場面で、JAなんかとの相談もさせていただきながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 環境への関心が、国際社会の中で高まっております。

本町の経済社会システムの持続的な発展のためにも、新しい技術開発により、特に商工業者はダイナミックに転換する必要があるという時代がきました。

また、行政は、特に環境問題に深く理解ある町として、6月の町長の町政執行方針にもあるように、農業を核に、競争力のある産業のまちづくり。これを実行するためにも、まず手始めとして、環境の国際規格であるISO14000シリーズの導入を視野に入れるべきだと考えております。

十勝管内では、帯広市が行政としては始めており、約20社が取得しております。

本町において、ISO14000シリーズを認証されれば、先進的な事例となり、環境業界から注目を得ることができる。そう思っております。

また、この環境業界は、約5年間で国の予算枠で48兆から67兆円、雇用で136万170万人になる成長産業であります。

積極的に企業誘致や新しいビジネスチャンスを求めることで、活性化につながっていくと考えております。

今の本町の取り組みの行動計画では、十勝圏の中で取り残される。そのような心配を持つ者の一人として、町長に今後の積極的な旗振り役の姿勢を求める次第であります。

町長の考え方、最後にお尋ねします。

よろしくお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご提言をいただきました。

I S O 14000の話もありましたけれども、I S Oは、もう古くて平成11年か12年ごろ、庁舎内にエコオフィスを立てて、これらの協議も進めた経緯はあるわけですが、残念ながら、財政的な問題もあって、そこまではいっていない状況にあります。

さらに、今、厳しい財政状況、あるいは社会の中でも経済情勢や国際情勢の中で、大変企業の皆さん、ご苦労をされているのだろうというふうに思っております。

そうした中で、新たな分野である新エネルギーの開発ということは、これからの町にとっても大きな課題になっていくのだろうというふうに思っておりますが、まずは今、前段申し上げました産官学が入って研究を進めております十勝圏振興機構の動き、状況などを、まず、見定めながら、推移を見ながら、それらの研究開発がどのようになっていくか、さらに見定めていきたいというふうに思っております。

よく地産地消ということで、食物のことはそういう言い方するのですが、なかなか環境を含めて地域経済になっていくと、これは平成17年に北海道で産消協働道民宣言、先ほどありました産消協働というのが、そういう宣言が出されているのですが、あまりなかなか末端までといいますか、地域に伝わっていないというようなことがあるわけでありまして、お話ありましたように、十勝には大変大規模な農業地帯があるわけでありまして。

バイオマスのことも当然豊富であると思っております。

環境問題や、今後の企業誘致、雇用、いろんな角度からこれらについての取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告に従いまして、2点についてお伺いをしたいと思います。

はじめに、児童・生徒の学力向上対策についてをお伺いいたします。

児童・生徒が成人し、社会に出るときに、どのような学力や技術が必要なのか。

個人をどのように引き出し力を発揮するのか。

最終的には児童・生徒個人の問題ではあるが、教育を受ける環境を整えることは、大人としての責任であると思えます。

先般の町政執行方針にもありましたが、豊かな人間性を育み、健康でたくましく生きていくことができるよう、家庭・学校・地域社会が協力連携しながら、それぞれの役割を果たし、よりよい教育環境づくりを進めていくことが重要と述べられていましたが、私も意を同じくするところであります。

そのためには、学校教育の現状や課題を十分に把握する必要があると思えます。

学校教育における児童・生徒が身に付けるべき力やその力を具体的にどのようにして育むかという道筋については、児童・生徒や家庭、地域との間で共通の認識を持って取り組まなくてはならないと思えます。

生活習慣や価値観などが多様化する中で、児童・生徒の学習意欲の向上や義務教育の質を保証するためには、教育委員会としての今後の役割は非常に大きなものがあると思えます。

そこで、以下について伺います。

はじめに、全国学力・学習状況調査が4月24日に実施され、本町においても対象となる児童・生徒が調査を受けました。

文部科学省は、調査目的の一つに、各教育委員会、学校などが全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図るとしております。

文部科学省は、いつまでにどのように結果報告をするのか。

それらの結果を踏まえ、本町としてどのような方法で状況を把握し、改善を図る取り組みを行うのか。

また、これまでも行ってきた標準学力テストはどのように改善をとる取り組みを行ってきたのか伺います。

次に、児童・生徒の学習意欲の向上や義務教育の質を補償するためには、学校の運営や教員の指導力の向上が挙げられます。

本町の多くの教員は、熱意をもって教鞭をとっていることと思います。

しかし、昨年は飲酒運転で捕まり、本年は新年度早々逮捕されるという規範意識に欠ける事件が起きました。

このような事件は、児童・生徒の範となる教員にあってはならない事件です。

そして、児童・生徒・PTAにとって衝撃的な事件だったと思います。

もうこのような事件は起こらないと思いますし、そのような教員はいないと信じていますが、再発防止に向け、どのような指導を行っていくのか伺います。

次に、新しい教育基本法の第8条に、法律の定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職務の遂行に努めなければならない。

全校の教員は、その使命と職責の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正がきせられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないとあります。

先般の教育行政執行方針では、教員の研修などについて触れられていませんでしたが、本町の教員は、どのように絶えず研究と修養に励んでいるのか伺います。

併せて、教育委員会としてどのような養成と研修の充実を図っているのか伺いたいと思います。

次に、児童は1日の大半を担当の教員と過ごします。

私は小学校1年生、2年生はおとなしい子で、3、4年になって担任となった先生におだてられ、怒られたりしながら、今はそうでもないのですが、いつの間にか積極的な児童になっていました。

私だけかもしれませんが、担任がどのような教員かによって、児童の学力だけではなく、性格や思想、意欲にまで大きな影響があると思います。

評判の良い先生、悪い先生と序列はないのかもしれませんが、児童・生徒のことだけを考えて、人事を頑張っていくことが、教員委員会の大きな役割ではないか。

教員人事をどのように考えから行っているのか伺いたいと思います。

最後に、休日や放課後に地域が主体となり、児童・生徒とともに、さまざまな取り組みが始まっています。

公区が中心となり活動する者。NPOなどの団体が中心となり活動する者など多種多様であります。

町長の公約に協働のまちづくりを挙げていますが、これらの活動は、まさに地域が主体となった協働のまちづくりの成果と高く評価しています。

先般の教育行政執行方針でも、学校と地域社会との連携ということで方針を述べられていましたが、この、今後、どのような活動の展開を考えているのか、伺いたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策について、伺います。

農林水産省では、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策として、農地・水・環境保全向上対策を導入します。

この事業は農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体等が参加し、活動組織を新たにつくり、保全活動に加えて、農村の自然や景観等を守る地域共同活動を促すものとされています。

自然の恵みは農業者だけではなく、私たち農業者以外も恩恵を受けています。

この事業に地域住民として参加することは、環境教育の観点からもすばらしく期待しています。

また、農村地域の新しいコミュニティづくりや農業・農村に対する農業者以外の理解を深めることにも役立つと考えます。

この事業に大きな期待をし、以下について伺います。

はじめに、この事業に、本町ではいくつの地域が事業を予定しているのか伺います。

また、活動計画づくりは、資源の適切な保全のための基礎部分と、季節の長寿命化につながる活動や農村環境を向上させる活動などの誘導部分を明確の表示し、地域活動指針を示すということですが、現在挙がっている事業内容と事業予算はどのようなものなのか伺いたいと思います。

次に、町はこの事業に対しどのような支援を行っていくのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、私の方からご質問2点目の「農地・水・環境保全向上対策について」答弁をさせていただきます。

この対策につきましては、平成19年度から新たに導入されました経営安定所得大綱の3本柱の一つで、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図ることを目的に実施されるものであります。この対策と品目横断的経営安定対策とが車の両輪となり、両施策が連携・整合を図りながら推進されることにより、担い手とその基盤が守られ、農業の持続的発展と、これを通じた食料安定供給や多面的機能の発揮が期待されているところであります。

共同活動の支援につきましてはご質問にもありますように、活動組織は農業者のみならず地域住民や関係団体など非農業者も参加した形で構成され、その活動組織が農業資源や農村環境を守るための一定の水準を満たす活動を行なった場合に、交付金が交付されるというものであります。

本対策に対する町の方針は、平成19年度事業要望の時点で具体的な制度内容が定まっていなかったことなどから、平成20年度から取り組むことといたしており、昨年11月にはパンフレットの配布、本年の1月には関係する公区役員の皆さんを対象に説明会を開催し、その後、地域の要望に応じて地域説明会を行なうなど、対策の内容等の周知を図ってきたところであります。

ご質問1点目の「本町ではいくつの地域が事業を予定しているのか。また、事業内容と事業予算について」であります。

事業に取り組む地区につきましては、現時点におきまして12の公区から取り組みたいという意向をお聞きいたしております。新聞報道にもありましたように、南勢地区におきましては、5月下旬に活動組織が設立されましたが、今後、ほかの地域におきましても活動組織が設立されるものと考えております。

事業内容につきましては、各施設の草刈など一般的な維持管理の作業のほか、農村環境向上活動として、生態系の保全、水質保全、景観形成及び生活環境保全などを含めた四つのテーマから一つ以上のテーマを選択して、そのテーマに基づく実践活動までを位置づけられておりますので、活動組織が設立されたのちに地域の実情に応じたテーマが選択され、活動内容が決まってくるものと考えます。

交付金につきましては、活動地域内の農地面積に対して決定されます。

畑は10アール当り1,200円、草地は10アール当り200円となりますので、先ほど申し上げました12の公区すべてが取り組みを行なった場合、各地区の合計額でおおよそ1億900万円と試算されておまして、この額の1/4が町の負担となるものであります。

2点目の「町の本対策に関する活動組織への支援について」であります。活動組織が設立されて活動が始まるまでと、それ以降で若干の町の立場が変わるものと考えております。

活動が始まるまでにつきましては、組織の設立、関係機関との連絡調整、活動計画の作成など、地域の皆さんとともに地区採択に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、活動が始まりますと、交付金の1/4を町が負担することとなりますことから、活動の実践状況の確認や指導する立場にならざるを得ないというふうに思っております。

ただし、すべてを活動組織に担っていただくということは考えておりませんので、ともに連携を図りながらお手伝いできる部分についてはお手伝いをして、活動の円滑な推進を図りたいというふうに考えるところであります。

また、活動組織は本対策を実施するにあたり、町と協定を結ぶこととなりますが、その中で活動組織が維持管理する施設を明記することとなります。対策の性格上、活動組織が維持管理する施設につきましては、町が重複して維持管理することができません。

したがいまして、それらの施設につきましては、従来、町が行なってきました明渠の土砂の除去などの作業や、明渠愛護組合に対する補助といったものができなくなります。

このようなことから、維持管理する施設などについては、十分に活動組織と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、前川雅志議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「全国学力・学習状況調査の結果の活用について」であります。

全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等と水準の向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、本年4月24日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されたところであります。

調査結果の公表についてであります。文部科学省は、8月ごろに、国語、算数・数学のそれぞれの平均正当値と標準偏差、各教科の設問ごとの正当率、学習意欲や学習方法等に関する結果、児童生徒の学習環境や生活の状況と学力の相関関係の分析、学校の教育条件の整備状況等と学力の相関関係の分析など、その調査結果を国全体、都道府県ごと、大都市、中核市、市、町村といった地域の規模別に公表することといたしております。

また、9月中には、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会に、当該市町村公立学校全体及び各学校に関する調査結果が提供され、各学校には、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関する調査結果が提供されます。

その後、各児童生徒に対しましては、学校から個々の調査結果と設問ごとの正答や誤答の状況などがわかる個票を提供することとされております。

調査結果の取扱いに関する配慮すべき事項といたしまして、都道府県教育委員会に対しましては、「個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこと」が、市町村教育委員会に対しましても、「個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと」とする一方、市町村教育委員会が当該市町村の公立学校全体の結果を公表すること、各学校が自校の結果を公表することにつきましては、それぞれの判断に委ねることとなっております。

なお、この取り扱いにつきましては、学校間の序列化や過度な競争につながらないよう配慮することが求められております。

いずれにいたしましても、各学校では、この調査結果を有効に活用し、児童生徒に対しての学習指導に活用することをはじめ、学校での指導方法の改善、向上に資するよう反映されるものと期待しているところであります。

一方、小学校から中学校の全学年を対象とした「標準学力検査」につきましては、各学校の判断において実施しておりますが、こちらは、「教育施策の改善」を目的としている全国学力・学習状況調査とは異なり、教育現場での教育活動や学習指導内容の改善を目的として実施しているものであります。児童生徒に対しましては、設問ごとの正答や誤答の状況、学習に対するアドバイスも盛り込まれた個票が返却されております。

また、十勝教育研究所では、十勝管内の児童生徒の調査結果から学力分析を行い、全国平均、全道平均との比較、観点別学習評価を内容とした、「とかちの子どもの学力」を研究所作成の指導資料と併せて発刊しており、教育現場での学習指導の改善・向上のため、有効に活用されているところであります。

2点目の「教職員の服務規律の保持に関する取り組みについて」であります。

昨年来の教職員の不祥事につきましては、議員各位をはじめ多くの皆さまにご迷惑、ご心配をおかけし誠に申しわけなく大変遺憾に思っているところであります。

日ごろから校長会議、教頭会議において、十勝教育局教職員人事係から提供される速報や関連資料などを用い、常に教職員への啓発・指導を促すとともに、十勝教育局義務教育指導班による学校訪問におきましても、「服務規律の保持に関する取り組み」の状況を詳細にお聞きし、より一層の取り組みを強く求めているところであります。

さらには、新たに幕別町へ赴任となった新任校長に対しては、十勝教育局義務教育指導班の指導主幹から、服務、勤務に関することを重点課題として所属職員の意識改革に関して訪問指導がなされております。

ひとつの不祥事で失った信頼を回復する道のりは大変困難であります。各学校長に対しましては、ひとつの不祥事を起こした場合に、その後どのような対応を要するのか、児童生徒への謝罪や心のケア、保護者への謝罪をはじめ、本人の社会的信用の失墜など、失った信頼を回復するのにどれだけの時間や労力を要するのかといったことなど、事例を通して、職員会議などにおいて常に啓発し、再認識を促すよう強く指導を求めているところであります。

今後とも服務規律の保持に関しましては、厳然たる姿勢で指導してまいりたいと考えております。

3点目「教職員の研修の充実について」であります。

児童生徒にとって最大の教育環境は教師であり、教育の成果は、指導に携わる教員の資質・能力や指導力によるところが大きいものと認識いたしております。

北海道教育委員会をはじめ、十勝教育研究所、十勝教職員研修センターが主催する初任者研修、10年経験者研修、各種の研修講座や教育講演会、あるいは町内で開催される教育実践交流会、複式教育研究会、教科別サークル研修、さらには各学校単位で開催される校内研修会など、多くの機会を捉え、個々の能力、適性に応じた研修を実施しているところであります。

特に、各学校単位で行っている校内研修会は、学校によって差異はありますが、それぞれ研究主題を設定して研修会やミニ公開研等を開催しており、各学校の教育理念に沿った、目指すべき姿に向かい、日々研鑽をされているものと理解しております。

また、十勝教育局義務教育指導班による学校訪問であります。春の経営指導の際には、各学校における当該年度の研修内容をお聞きするとともに、秋に実施する教育活動に関する学校訪問につきましても、公開された授業に基づいた協議を行うなど、校内研修の充実へ向けての指導を行っているところであります。

4点目「教職員人事に対する考え方について」であります。

前段で申し上げましたとおり、児童生徒にとって最大の教育環境は教師であり、教育の成果は、指導に携わる教員の資質・能力や指導力によるところが大きいものと認識いたしておりますことから、教職員人事は、教育委員会の事務において、重大かつ最大の仕事であると考えております。

地方教育行政の組織および運営に関する法律の定めにより、市町村立学校の教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属しておりますが、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申により任免を行うものとされております。

11月の教職員人事面接から始まる十勝教育局教職員人事係との、いわゆる人事協議の場におきましては、各校の校長、教頭からの聞き取りに基づき、各校の教職員構成上の課題や運営上の問題点を解消できるよう、担当者はもとより、十勝教育局長に力強く実情を訴え、より一層充実した教職員構成となるよう努めているところであります。

5点目、休日や放課後における地域と連携した校外活動についてであります。

本町におきましては、これまでに、ふるさと館ジュニアスクール、ジュニアサタデースクールを通じて、土曜日並びに日曜日の「子どもたちの居場所」のひとつを提供し、事業実施に際しましては、ふるさと館事業委員会や地域ボランティアの方々のお力をお借りしながら運営をしてまいりました。

今後とも地域の方々のご協力をいただきながら一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、平成12年度から「特色ある教育活動支援事業」、平成16年度からは「生きる力を育む創意ある教育活動支援事業」として一部事業内容を変更して事業を継続し、徐々にではありますが、学校と地域のつながりが芽生えてきております。

この事業は、土曜日や日曜日、放課後に限ったものではありませんが、途別小学校の水田学習など、創意工夫をこらし、地域で知識や技能を有している方々を招へいしながら、型にとらわれない教育活動を展開しております。

このことによりまして、これまでになかった地域の人々との交流などが積極的に推進され、地域と学校の結びつきがより強固なものになったものと理解をいたしております。

さらには、平成15年度には「開かれた学校づくり支援モデル事業」、平成17年度からは「地域教育連携支援事業」に名称を変更して各小中学校へ交付金を交付いたしております。

この事業も、土曜日、日曜日、放課後に限ったものではありませんが、糠内小学校での獅子舞をはじめ、「地域参観日」や「祖父母交流学习」、「老人クラブとの交流」など地域に開かれた学校を目指して、積極的に地域との交流を行うことに支援をしているものであります。

今後とも、地域と一体となり、子どもの学力向上や豊かな心の育成に資する校外学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（古川 稔） ただいま、前川雅志議員の質問の途中ではありますが、この際、13時まで休憩いたします。

12：05 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 再度質問をさせていただきたいと思っております。

先に町長からご答弁いただきましたので、農地・水・環境保全向上対策について、確認と数点質問させていただきます。

平成19年度から23年度までの事業ということで、本町においては、来年度28年度から行うということですが、4年間行っていく事業という押さえでいいのかということ、一つ確認をさせていただきたいと思っております。

それと、12カ所ということで、12地区1億900万の事業費ということでもあります。

1/4負担をする町と道ということですが、そういったことを含めまして、この事業に対する採択の見通しをどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

また、地方の負担については、地方交付税である程度見るといってお話も一部報道されたように見受けられますが、今現在はどうのように押さえられているのかをお伺いをしたいと思います。

事業についてであります。さらに高度な取り組みを行う地域に営農活動の支援ということで、促進費という制度もありますが、そういったところを考えている地域があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと併せまして、将来的にはそういったところに、私自身は目指して、その地域として目指して取り組んでいていただきたいなというふうに思っていますが、そういったところにも指導についてどのようにお考えなのかをお伺いをしたいと思います。

それと、この事業は、会計検査対象事業ということですので、交付金についての扱いというものに間違いがあってはならないと思っております。

そういったところで、農業者を中心とする団体に対して厳しい指導が必要ではないかなと思っております。

ますが、どのようにお考えでしょうか。

維持管理についてということで、町長からただいまお話がありましたが、十分活動組織と協議を行い進めていきたいということでありますので、ぜひそのように維持事業については進めていただきたいと思います。

それと、この事業のもう一つの目的に、環境資源の向上ということが謳われておりまして、ここには多くの町民が参加して、自然の大切さや自然の恵みを感じていただけるものだと思っておりますが、新しく立ち上げた組織として、周知をうまくできないですか、さまざま多くの問題が残されているのかなというふうに感じております。

私自身もこういった事業に対して、積極的に参加をさせていただきたいというふうに思っておりますが、町職員の皆さんも、せっかくの機会でありますから、こういった事業に積極的に参加していただければなと思っております。

そして、多く子どもたちがこういったところに参加することが、環境問題への意識の向上ということにつながっていくとも思っておりますので、一つの地域の事業という押さえではなくて、町全体として取り組んでいくという姿勢が大切ではないかなというふうに思っております。

町の立場ということで、助言・指導、実践状況の確認などを挙げておられますが、こういったことだけではなくて、町全体を盛り上げていく。そういったことをお考えなのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私の方から答弁させていただきますけども、詳細については担当の方から答弁をさせていただきますと思いますけども。

まず、19年度からスタートした23年度までの事業であることには変わりはないというふうに思いますし、採択に向けては、今のところ見通しとしては大丈夫でなかろうかというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたのは、12公区が参加して、何公区が集まって一つでありますから、地区としては7地区というふうに押さえております。

これらがこれから維持活動、環境整備をするわけでもありますけども、お話がありましたように、私どももこの制度ができる一つの大きな目的は、農業者以外の方がその参加をしていただくということになっておりますし、それが必須条件なものですから、本当は市街地なり非農家の方がどんどん出ていただければいいのですが、現実にはなかなかいないようでありまして、苦し紛れといったら語弊があるのかもしれませんが、地元にいる非農業、引退された方、勇退されたような方も非農家というようなことで構成委員になっているとか、元農協の職員の方に入ってもらうだとかというような策を講じているようですが、本来は、前川議員のおっしゃるように、どんどん市街地から、農家以外の方が参加してもらって、一緒に環境を守っていくというようなことが大切な事業であろうというふうに思っておりますので、引き続き、それらについても、協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、当然、会計検査のことなのですが、これは協議会ができるわけであります。

全道に何箇所かの協議会ができて、私ども1/4の負担は地域協議会に納めて、その地域協議会が道からお金が入って、そこからそれぞれの団体にいくというようなことですから、恐らく会計検査を受けるのは、その協議会と実施部隊となるのではなかろうかというふうに思いますけど、当然、大きな額にもなりますので、十分留意するように、監視といいますか、指導もしていかなければならないと思います。

それから、国の事業なのに、道や町村の負担が多すぎるということで、大分町村会や何かが批判が出まして、これを受けて国は今、交付税で見ようというところまでできておりますので、間違いのないのでなかろうかというふうに思いますけれども、どっちにしても今年度から、交付税措置されるかどうか、はっきりするというふうに思いますけども、私どもとしては、何としても交付税措置をお願いしていきたい。求めていきたいというふうに思っております。

それから、住民参加、先ほど申し上げましたように、町職員も含めて、大勢の方々に参加していただ

けるように頑張っていきたいと思いますし、もちろん町全体として、先ほど言いましたように、品目横断を併せて、大事な事業として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 営農活動の支援についてでございますけれども、これは共同活動の支援地区において、現農薬、通常慣行の50%程度の窒素分の提言を図ったような営農をやった場合について、各品目ごとに交付金をお支払いしますと。

これは個人に払うということなのですけれども、そういった営農活動の支援、いわゆる2階建て部分の2階の部分になりますけれども、がございます。

これにつきましては、各地区に入りましたときに、こういった説明をさせていただいておりますけれども、エコファーマーの認定が必要でと、それから、現行の50%の現農については非常に厳しいと。

その割に交付金額が少ないというような地域の声が聞かせていただいております。現時点では、営農活動への支援について、取り組むという地域はないというふうに押さえております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○6番（前川雅志） それぞれ確認と質問をさせていただきました。

この事業においては、農村の自然や環境などが、地域の人たちによって守られていくということがすごく期待をされる事業だと思っております。

私自身も頑張りたいと思いますが、町民の皆さんの協力をいただきながら頑張れることを期待いたしながら、この事業についての質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、児童・生徒の学力向上対策について、お伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど教育長の方から細かくご説明がありましたが、数点お聞きをしたいと思うのですが。

今回の学力学習調査というところが、児童・生徒の状況を把握して、そういったことを学校や家庭や地域などが共通の認識を持つために必要な調査だったのではないかと私は思っております。あの質問の前段にも申し上げましたとおり、共通の認識を持つ必要があるのではないかと考えています。

そういった認識を持った上で、子どもたちに対する教育を行っていくということが必要なのではないかとと思うのですが、そのところ、教育長のお考えをお伺いしたいのですが、学校、児童・生徒や家庭、地域が共通の認識を持つ必要があると思っているかどうかをまずお伺いをしたいと思います。

次に、それぞれの教科の成績が出てくるわけですが、そういったところを、優れたところ、劣っているところというのを、具体的にどのように改善を図っていくのかというところを聞きたかったわけですが、先ほどのご答弁によりますと、それぞれの学校にお任せして指導していってもらおうというお話でありました。

そういうことではなくて、教育委員会として指針を示すなり、何らかの方法で幕別町としてこういうふうに取り組むのだという姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、学習状況の調査ということなのですが、他の町村の事例からいきますと、すでに学習状況調査を町単位でされている町もあるようであります。

そういったところのそのパンフレットを見せていただいたのですが、それを家庭に持って帰って、この町として、子どもたちがどういう勉強に対する意欲を持っているかだとか、何時に寝ているだとか、勉強時間何時間しているだとか、そういったところのアンケート調査の結果を父兄に対して公表している町もあるようであります。

そういったことによって、家庭として子どもたちに対する指導というものも、やはり考えていかなければならないと思うのですが、そういったところも、やはり今回のせっきくのデータでありますから、父兄にお知らせするなり何なりしながら、促しを図っていく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

教員による事件のことでありますが、これだけこういった話になって、もう再発というか、再度そういったことがないかと信じておりますので、それぞれの教員のみならず、地域に住む大人の意識の向上というものが図られるよう、それぞれの人たちが頑張っていっていただければ、もうこういったことがな

いのかなと思っていますので、これについては、答弁はいりません。

もう一つの、教員の指導ということですが、もしの話なのですが、学力学習状況調査でクラスの成績がいつも思わしくないという指導力不足の教師がもしいたとするならば、そういった教員に当たった児童・生徒は不幸であると思います。

絶えず研究と修養に励んでいかなければいけないということで、新しい教育基本法には謳われているわけですが、そういった中で、幕別町としても、さまざまな事業を行っているように、先ほどお話を伺いました。

この研修に対して、教員がどの程度参加をされているかということと、参加すればいいということではありませんので、この研修を受けて、教育がどのような成果を挙げているかということ、教育長としてどのように押さえているのか、お伺いをしたいと思います。

もう一つ、人事の件ですが、なかなか申し上げにくいわけですが、本町だけのことを考えていい先生を連れて来いということもなかなか乱暴な話かなというふうに思うわけですが、先ほど教育長は、より一層充実した教職員構成となるよう努めていくということですから、新年度に向けては非常に期待にしたいというふうに思っております。

最後の地域との取り組みについてですが、教育委員会、学校が地域を連携して多くの事業に取り組んでこられた。そして、これからも取り組んでいくということに対して経緯を評したいと思います。

町政執行方針に親子体験の森づくり事業、アダプトプログラム事業などを進めていくということですが、それぞれの担当課というものが担当してこういった事業を進めていくのかなと思いますが、これらもやはり多くの子どもたちが参加することによって、事業にも厚みも増すでしょうし、効果も上がってくるものだと思います。

そういったところで、教育委員会もこういったところに積極的に連携をとりながら、こういった事業の参加などを行っていく必要があるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

それと、具体的な例を一つ申し上げさせていただきますと、全町一斉清掃というのが、この春行われましたが、ここには学校は連携されていないのかなというふうに伺っております。

学校はそれぞれの学校で、清掃活動をやっていることですが、やはりみんなでやるとか、みんなでやればいいということではないのですが、そういったところで連携をとることによって参加することによって、やはり子どもたちのそういう環境への意識の向上につながっていくと思っておりますが、そういったところは教育長はいかがお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何点かありましたので、順番にお答えをいたしたいと思いますけれども。

1 番最初にありました共通認識の関係であります。

今回の学力テストにつきましては、その結果分析にかかわって、一つ、例えば、学力といいましても、受け止め方がそれぞれ違うわけであります。

人によっては、表情も学力であるという方もいらっしゃいます。

今回は、全国的に統一された学力テスト、調査でありますから、そういう意味では共通認識に至ることを前提としたその機会になっていただきたい。

そんな思いはご指摘のように私も思っております。

それから、2 点目でありますけども、この結果に基づいて、極端に学力の低いというようなことは、学校単位でわかるわけです。

私どもはわかりません。

わかるわけですが、それらに対する特別な指針を持つべきではないかということですが、これについては、やはり基本的に学校経営運営にかかわっては、学校が主体的、自主的にその方向を決め、その判断をするものというふうに思っておりますので、教育委員会が、故にそういう指針をつくるなんていうことは考えておりません。

それから、3 点目のいわゆる質問し調査、家庭指導にかかわって公表すべきでないか。そういう町村

もあるという質問でありますけれども。

これは学力との相関関係というのは必ずついてまわります。

そうした観点からいいますと、国や道が示しておりますように、公表しないという意味合いは、それなりに理解をすべきだろうと。

しかしながら、各教育委員会、あるいは各学校で判断すべきことでありますから、各学校の判断についてはお任せをするところでありまして、お任せするというのは、大人数のところとそうでないところが公表する、しないということにおいては、非常に判断が難しいところでもあります。

どこの教育委員会、あるいは学校におきましても、全国あるいは全道の一つの傾向というのは出てくると思います。

今回の学習の習慣とか状況にかかわって、調査が行われております調査といいますのは、それぞれ今までもいろんなサイドから行われておりまして、結論として、早寝早起、朝ごはんのようなことがおおよそ見えております。

これは家庭にかかわる大きな責務といいますか、そういうことも言われております。

幕別町においても、過去においては、現在も行っているのでしょうか。教委連の研修部、ここが生活習慣と学習、それらにかかわる調査もしておりまして、これは各学校に公表されているところでもあります。

それから、研修にかかわっての参加人数は、押さえておりませんので、改めて資料を差し上げたいというふうに思います。

あと、その研修にかかわる成果ということでもありますけれども、これは人によっていろんな判断のありようがあるのだろうというふうに思いますし、目に見えたものとして出てくるというものでもありません。

結果は子どもが出すべきものでありますから、私どもが、先生個人に対する成果という視点で物を捉えるという考え方は持っておりません。

それから、休日や放課後、これらに対する町の事業にかかわっての委員会あるいは学校、子どもたちの関係、連携についてのご質問でありました。

まさに町長部局と一体となって、事業実施にかかわっては、これらの子どもたちの心の情操教育等々につながる問題でありますから、私としては連携をとりながら進めてまいりたいと。担当部局も多いに役立つという視点で物を見ております。

以上で質問された項目についてお答えしたつもりでありますけれども、抜けた部分がありましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 私も勉強できればいい子どもだと思っているわけでもありませんし、そういった意味も含めて、その将来、子どもたちが世の中に出たときにこういった目標を持って、将来の夢を叶えていくかというところで、ある程度の学力が必要なものという職種も多くあると思います。

そういった環境をつくっていくということが、やはり私たち大人の責任ではないかということで、今回の質問をさせてもらっているわけではありますが、先ほど、改善を図る方法は、やはり学校の主体性にまかせて行うということではありますが、そういったところが、これまでも標準学力検査等も含めて行われてきたのだと理解するところではありますが、にもかかわらずという言い方もおかしいのですが、教科によってはいつも悪い教科があったりだとか、いい教科があったりだとか、そういったことが起こっているのではないかと。

これは想像するだけなのですが、そういったことが、やはり全体を通して教育委員会として方針を立て、こういった考えを持って学校経営をしていただいくかということをやっぱり示すべきではないかというふうに思っております。

先進的に取り組んでおります横浜市の教育委員会は、分厚い教育方針が毎年出されて、努力目標含めて明示されているところでもあります。

そういったところも、やはり倣って、幕別町も取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに私は思うのですが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） なかなか難しい問題かと思います。

基本的には、私が先ほど申し上げましたように、学校自体が、先生方とともに協議をし、場合によっては十勝教育局の指導主事などの意見を聞きながらどうあるべきかということを含めてみんなで検討協議をして、そしてこの子どもたちにとって、どういう教育の在り方がいいのか。あるいは、特別にこのところが、点数で言うのはあまり好きではありませんけれども、結果として点数がそのところが低いということであれば、解決策はいろいろあるかと思っています。

時間の配分の問題もありましょうし、あるいは、公開研どの事業によって、勉強してくるということもあろう。

そのことについては、それぞれの先生の実力や適正において、研修を先ほど申し上げましたようなことで実施しておりますので、その中からみんなの知恵をもって、それなりのいろんな意味での学力の向上に資するように努力をしていくことが望ましいのではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） また別の機会に質問させていただきたいと思いますが、今回の学習状況調査、公表ということなのですが、これはたまたま別の町の18年度の子どもの学力の現状と課題ということで出されたパンフレットなのですが、中に成績、習読度など含めて分析されていて、全国とその町との比較が出ているものでありまして、それと併せて学習状況、アンケート調査ということで、こういったものを見ても、中学校2年生、たまたまあれなのですが、勉強を全くしていないという子が、中学校2年生47%というのは、やっぱりその家庭で勉強、1分のしていない子どもが47%もこの町ではいるということはやっぱり大きな問題ではないかなと思っております。

この町がどういう形で出てくるかわかりませんが、そういったことをやはり家庭などにもお知らせすることによって、家庭としてもやっぱり子どもたちに気をつけていくということを指導する必要があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと後、教員の研修というところであります。

これもたくさんの項目があって、判断するのは子どもたちというお話でありましたが、そういうことだと、何のためのこの研修をやっているか、評価しにくいものではあるかもしれないのですが、やはり実りのある研修でなければ、辺な話やっても意味がない。ただ時間だけ無駄に過ごしているのではないかなと思いますので、こういったところも、中身も含めて把握する必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 繰り返しになりますけれども、この公表については、学校間の序列化や過度な競争につながらないよう配慮し、公表しないと。

文部省、道教委もそのように言っております。

今、前川議員のおっしゃることは、生活習慣だとか、あるいは学習の意欲。

それが、それのみを持って発表するとかということの意味合いがよくわからない。共通認識に立っていないというところに問題があるわけです。

公開を原則とするということをしながらも、今回の旧学力テスト、43年前、これは打ち切られました。

これには過度の競争になって、ランク分けがなされるなどいろいろな弊害があって今日に至ったわけでありまして。

したがって、旧学力テストとは違いまして、今回の学習状況調査については、別な観点で見る必要があるのだらうと。そういう思いはあります。

特に家庭教育にかかわるのは、教育基本法が改正されました。

その柱の中に、家庭教育というものを位置づけています。

それが新たな項目として条立てになりました。

これは重みを持つての意味合いがあるのだろうというふうに思います。

問題なのは、相関関係となるから、非常に抵抗があるわけではありますが、一般論として、先ほど申し上げましたように、その早寝早起、朝ごはんというのは、今までの調査結果からの積み上げでありました。

幕別町のそうしたことににかかわる部分については、学力との相関関係というものとは除いて、こういうことが大事ですよということの啓発用として、家庭に介入させるということについては否定するものではありません。

現に町P連の研修でもって、そのようなことを同じようにやっております。

環流もしております。

ですから、今回の新学力テストの学習状況調査。これをもって、これは全国的な共通ベースに乗ったということは事実でありますけども、中身としては、過去の調査物の延長線上にあるのかなというふうに思います。

ただ、還流については、今後、公表されるような時期が来てもいいのではないかなという思いがあります。

十勝教委連の教育長部会においても、このことは議論されたそうではありますが、今のところ公表しないのがいいのではないかという意見が大方で、私どもも十勝の1町村の一人として、それらの方針に従っていきたくと。

ですが、繰り返しますけども、いつかそういうデータが、公開の原則に基づいて公表されると。そういう意味合いの受け止め方ができるような、そういう共通認識に立てば、広報もやぶさかではないと思いますし、そうあるべきではないかというふうにも思っております。

研修について、町教委がどうなっているか。どなたがどういう研修に出ているのかということについては、町教委を通しまして、それぞれの申し込み先に行くわけですから、今、データを持っておりませんけども、把握はいたしております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） なかなかそれぞれの立場を持った中で議論をしても、なかなか議論が噛み合わないようですので、今日はこの辺で終わりたいと思いますが、これからの金子新教育長の活躍を期待申し上げますながら質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） お許しを得まして、3点にわたって町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず1点目、予定されている機構改革における忠類総合支所の考え方についてでございます。

町長は、本定例会の町政執行方針で、事務機構の再編については、平成20年度実施に向け、本年度本格的に検討作業を実施するとしておられますが、どのような方針のもとに見直しを図ろうとしているか。特に忠類地域の取り扱いについて伺いたいと思います。

これまでもたびたび申し上げてまいりましたけれども、編入合併した忠類地域とそこに住む住民にとって、忠類市街地域の過疎化は重要な問題であり、最も避けてほしいと願っていることであります。人口減に直結するのが総合支所の人員削減であります。

合併後10年ないし15年間は、地方交付税の特例措置がありまして、編入合併した旧自治体に配慮した体制となるよう努力することは当然のことですけれども、急激な人員削減が地域社会と経済に与える影響を考慮した機構改革にすべきものと考えるところであります。

そこで、次の2点について伺います。

一つは、総合支所の機構については、合理化、効率化の観点からのみ考えるのではなく、行政・福祉

サービスの確保と、人員の削減を最小限にとどめるよう配慮すべきであること。

もう1点は、地域住民の合意を必要とする面もあると思いますけれども、本庁よりも忠類総合支所に近い駒島周辺の地域を、総合支所の管轄区域として業務分担することも考えられるのではないかと思います。

2点目でございます。

忠類地域に特別養護老人ホームなどの福祉施設を建設してはいかがという問題であります。

旧忠類村では、かねてから特別養護老人ホーム等のお年寄りが入所できる福祉施設が待望されてきましたが、実現することなく今日に至っております。

合併後は大樹町から離れたせいもあってか、感情的なものもあるとは思いますが、以前よりも強くその要望が寄せられている現状にあります。

また、先ごろの医療制度改定によって、6年間に療養病床を23万床削減することが打ち出され、実行に移されている結果、行き場を失った医療・介護を必要とする「医療・介護難民」とも言われる高齢者が生まれておりまして、全国的な問題となっております。

本町においても特別養護老人ホームの待機者が増加傾向にある現状も深刻な問題となっているとことであります。

こうした状況を考慮して、忠類地域に特別養護老人ホーム、小規模多機能型福祉施設などの建設がぜひ必要と考えます。町は、介護保険の保険者として待機者等の解消に努める必要があると同時に、忠類地域に設置することによって地域の雇用の確保と過疎を食い止める大きな力を発揮することになると考えます。

忠類地域にそのような施設がない現状であること。

忠類市街の今後の地域振興のための有効な手立てとなることから、積極的で前向きな対応をお願いしたいと思います。

3番目の問題であります。

農業従事者の宿泊施設・住宅の確保についてであります。

町長は、基幹産業である農業の振興に力を入れており、忠類地域への新規就農を促進する旨の発言をしておられます。忠類農協でも遊休地が出始めていることもあって、積極的に新規就農の受入に取り組んでいると聞いております。

また、酪農などの規模拡大によって、従業員の雇用を考える農家や、農業を体験しようとする実習生も多くみられる現状にあるところであります。

これらに共通しての悩みが、宿泊施設・住宅がないという問題であります。

ご承知のように、忠類地域には民間の賃貸住宅が皆無であることから、町外から来られるこれらの人たちの住む場所の確保が望まれているところであります。

農協等とも連携して住宅の確保を図るように、手を尽くすべきだと思いますけれども、どのように考えるか、お伺いしたいと思います。

以上、3点についてお聞きいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「予定されている機構改革における忠類総合支所の考え方について」であります。

ご案内のように、昨年2月、最大の行政改革といわれております町村合併を成就したところでありますが、厳しい財政状況のもと、今後もより一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めるべく、平成18年10月に第3次行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取り組んでいるところであります。

その中でも特に、地方分権が進展しつつある現在、町が担う各種事務事業がより専門化・高度化するとともに住民ニーズも多種多様化していることから、今後の行政運営にあたっては、費用対効果にもさらに意を用いながら、的確な対応を効率的に行っていく組織が必要であると認識いたしているところで

あります。

そのためには、合理的で機動性のある活力に満ちた組織機構を構築することが肝要であり、さらに職員一人ひとりが個々の能力を存分に発揮できることが、住民サービスの向上につながるものと確信いたしております。

また、国においては、骨太の方針2006によりまして、地方公務員数を今後5年間で5.7%縮減することを示しておりますことから、今回の機構改革につきましては、第3次行政改革大綱における自立型組織への転換と組織の再編という大項目の中で取り上げたところでもあり、今年度中に検討を進め、平成20年度からの実施を予定いたしているところであります。

まず、ご質問の1点目「総合支所の機構は、行政・福祉サービスの確保と人員の削減を最小限にとどめるよう配慮すべき」ということであります。

機構改革の基本的な方針につきましては、中長期的な視点に立って、より簡素で効率的、機動的な組織機構を目標に、組織機構全体の再編を図るとともに、適正な職員配置となるように検討を進め、民間活力の導入や事務事業の見直しなども視野に入れて、あらゆる行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図る考えであります。

このような視点から、忠類総合支所の機構につきましては、役場組織全体の中で、総合支所として担うべき役割や適正な人員配置を慎重に検討する方針であります。

忠類地域の皆さんの住民サービスの低下を招かないように配慮してまいりたいというふうに思っております。

また、忠類地域と幕別地域の均衡ある発展の確保に意を用いることはもちろんでありますし、忠類地域住民会議のご提言等も十分尊重し、忠類地域の地域振興施策を継続的に実施することにより、地域と経済の活性化にも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「駒島周辺地域を総合支所の管轄区域とすることについて」であります。

現在、幕別町役場支所及び出張所設置条例の中で、駒島、弘和地区は駒島出張所の所管区域となっております。地域住民の皆さんに各種の行政サービスの拠点としてご利用いただいているところであります。

また、両地区の住民の方々には、本庁や忠類総合支所もご利用いただける状況になっております。

さらには、駒島、弘和地区で展開される投資的事業、両地区の住民を対象とした各種事業、緊急対応しなければならない事案等につきましては、案件に応じて出張所で担当したり、あるいは本庁で担当するなど柔軟な対応をしているところであります。

現在、地域住民の皆さんのご理解をいただいているものと認識いたしております。

したがいまして、現時点で所管区域は現行のままとしながらも、今後、地域の方々のご意見なども十分お聞きしながら、どうすべきか対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、忠類地域に特別養護老人ホーム等の福祉施設をとということですが、旧忠類村において、特別養護老人ホームやグループホーム、経費老人ホーム「ケアハウス」の協議がなされ、施設整備までに至らなかった経過があるというふうにはお聞きいたしているところであります。

介護保険福祉施設である特別養護老人ホームの建設につきましては、北海道が策定しております第3期介護保険事業支援計画の中で、圏域ごとに整備量が決められております。

この計画、平成18年から20年度までになっているわけですが、これを第3期介護保険事業支援計画の中では、十勝の圏域として、平成20年度末で1,642床とされており、現在予定されているものも含めまして、1,630床が整備され、残りは12床となっておりますことから、今の段階、忠類地区に、新規の特別養護老人ホームを整備することは非常に難しいものと考えております。

次に、小規模多機能型福祉施設等の建設についてであります。平成18年度の介護保険法の改正によりまして、地域密着型のサービスが創設されました。

このうち、29人以下の小規模な特別養護老人ホームについては、先ほど申し上げた十勝圏域の1,630床の中での調整となりますことから、これにつきましても難しいものと考えております。

また、地域密着型サービスにつきましては、小規模多機能型居宅介護という新しいサービスも創設されましたが、これにつきましては、25名以下を登録し、通いを1日あたり定員15名以下、泊まりを1日9人以下とし、「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供するもので、中重度の介護度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を支えようとするものであります。

小規模多機能型居宅介護につきましては、次期の計画であります第4期介護保険事業計画、21年度から24年度の3年間でありますけれども、これに盛り込むことにより整備が可能であろうというふうに思っております。

次期計画を策定するにあたっては、この施設の整備計画についても検討しなければならないものと考えておりますが、これが幕別町のどの地域に整備をすることがいいのか、民間事業者の参入が図れるのか、サービス量が確保でき、継続的に運営をしていくことができるのかなどについて、総合的に判断するとともに、町民の皆さんや介護保険運営等協議会、関係団体等のご意見をお伺いし、適正な計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、お話ありましたように、医療制度改革により、現在、医療療養型25万床、介護療養型13万床の合計38万床のうち、介護療養型の施設を平成23年度で廃止をし、医療療養型を15万床に削減するとされております。

この削減される23万床については、介護老人保健施設などへの転換を図ることとされており、転換にあたっては、国から支援がなされることとなっております。

また、第4期の計画にあたっては、道が秋までに策定する「地域ケア整備構想」や国が示す第4期の参酌標準が、療養型の削減を反映したものとなり、特養や老健の人数の要件が緩和されることも考えられるため、これらの推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、「農業従事者の宿泊施設・住宅の確保について」のご質問であります。昨今の農業を取り巻く環境は、生乳計画生産、乳価の低下、品目横断的経営安定対策などの国内事情に加え、EPA やWTO交渉などの国際事情により、極めて先行きが不透明な状況にありますことから、農業者、取り分け畜産農家におきましては、思い切った規模拡大もできず、当面、これらの推移を見守らざるを得ない状況にあるのだろうというふうに思っております。

このような中、忠類地域におきましては、毎年、若干数とはいえ、高齢化等による離農者が生じており、遊休地とはならないまでも、農地の受け手不足が深刻化しつつありますことから、農家子弟のUターンによる跡継ぎや新規参入が期待されるところであります。

町といたしましては、農業振興公社を通じ、酪農を希望する研修生については、積極的に、忠類農協に橋渡しをさせていただいているところであり、本年1月には、リレー方式による新規参入を前提としたしまして、忠類農協管内の農家への研修受け入れが実現したところであります。

ご質問の住宅の確保についてであります。現在、忠類地域におきまして、町外から居を移して農業に携わっておられる方が15人おられます。

この15人の内訳につきましては、職として農業に従業しておられる方が6人、農業体験・研修をされている方が2人、海外からの研修生が7人となっております。海外からの研修生7人につきましては、受入農家自らが住宅を用意することが受入条件になっておりますことから、これらを除きますと、残りの8人の方、現在はいずれもその地域内に住宅が確保され、そこからそれぞれ職場や研修先に通われているようではありますが、このように、現状におきましては、受入農家や農業に携わる方々の要望を満たしている状況にあるものと認識いたしておりますが、今後におきましては、公営住宅や農業者が所有する受入施設に住んでいただくことを基本としながらも、研修や体験の実態に応じて農業担い手支援センターの宿泊棟に居住していただくことで、住居の確保がなされるものと考えております。

なお、公営住宅につきましては、空屋が出次第公募しておりますけれども、転入予定日と入居日とのタイミングが合わないようなケースも想定されますことから、こういった場合には、一時的に宿泊ロッジに入居してもらうなど、柔軟な対応をしてまいりたいと考えているところであります。

また、ご質問にありました「農協と連携して」という点につきましては、現段階では、住宅確保に関

する農協からの要請はありませんが、今後におきましては、受入者数の推移や住宅事情を踏まえながら、逐次、農協とも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ただいま、増田議員の質問中ですが、この際、14時5分まで休憩させていただきますと思います。

13：50 休憩

14：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、順に再質問をさせていただきます。

1問目の1点目でありますけれども、合併いたしまして、少しでも効率よく、なるべく経費を節減しながら、住民サービスの向上に努める。

これは当然の姿勢だというふうに思います。

なぜここで、改めてこのことを申し上げるかと申しますと、昨年来の一般質問でも申し上げてまいりましたように、この編入合併された忠類地域にとって、やはり急激に過疎化することとは、商業でありますとか、いろいろなものに与える影響が非常に大きいと。

そのことを住民は非常に心配されておられます。

現に飲食店なども極端にお客さんが減ってしまったということが現に起こっているわけでありまして、そうした中で、やはり忠類総合支所の人員の削減については、そうした意味からの配慮が必要ではないかと。

このことを再度申し上げているところであります。

合併に当たりましては、国の方の財政措置がいろいろとられているところでありまして、大きなところでは、交付税の合併算定替えが10年間行われて、5年間の経過が行われる。

これは、少なくとも旧町村が急激に一本化できないところから、やはり10年間の暫定措置、10年間の合併算定替えが起こっている。

もちろんそれは旧忠類村の現状をずっと維持しろということにはならないわけですが、少なくとも配慮する必要があると。

それから、もう一つは、その合併特例債にいたしましても、その基金造成に対する財政措置が、どういう趣旨で取られているかという、その説明には、旧市町村の地域振興、住民の一体感情勢のための基金だと。

ここに地域振興ということが謳われているわけですが、そういうものが措置されると。

このことから、やはり合併後、しばらくの間の忠類総合支所がしっかりと人員を要して、地域の急激な変化に少しでも対応していけるようなそういう機構改革における配慮を必要とするというふうに思うわけです。

昨年は、工事発注なども総合支所で行えるような配慮もぜひしてほしいというのも、その観点からの要望で、要請であったわけでありまして。

忠類地域に配分された予算については、基本的には忠類総合支所の専決で執行していかれるような体制を組んでほしいと。そのことが基本でありますけれども、それについて、再度ご答弁をお願いしたい。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類総合支所が、急激に職員数を減らせない中、地域の振興のために頑張っている。これは私どもも同じ考えでありますし、私も何とか忠類の市街地、忠類地域全体が過疎化にならないように、衰退しないようにということは、最大の私の課題でもあろうという思いであります。

ただ、今回、機構改革の中では、将来、51名いた総合支所の職員が、将来的には27名になっていくの

ですけれども、その過程の中で、一遍に減らすというようなことは、当然これはないわけであります。

ただ、1年目はちょっと減って、今年は確か2名ぐらいの減で終わっていると思うのですけれども。

ただ、総合支所の今の機構の中でいきますと、そのまま古い忠類村役場のときと同じように、助役がいて支所長、部長職がいて、農業委員会、教育委員会までみますと、7人の課長職がいる状況であります。

これらは果たして本当に課長職でなければならないのか。もっと課の統合なんかは可能でないのかというところにも視点を当てて、機構の見直しということを私は申し上げているわけでありまして、必ずしも最初から人を減らすための機構改革だということではなくて、もっと住民がわかりやすい。

そして、課長職が7人、仮に5人になる、4人になったら、それが全部減るのかどうかということとは、これはまた別の問題でもありますから。

そうしたことも含めて、忠類総合支所の機構と職員の配置について、これから十分検討させていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、予算の関係についても、十分忠類総合支所からいろんな計画が挙がり、予算要求があり、それらを踏まえた中で、私どもも対応してまいりたいというふうに思っておりますし、また、先ほどもちょっと申し上げましたが、忠類地域の住民会議の皆さん方との意見等についても、十分尊重させていただく中で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今のお話を伺って、合理化、効率化だけで考えておられるということではないというふうに押さえたので、ぜひそうしたことで配慮をしていただきたいというふうに思うわけですが、ちょっと調べてみましても、保育所のその子どもたちが、この構成を調べてみますと、やっぱり3割近い人が役場の職員だとか消防の職員なんかの子弟だということですね。

この人たちが大きくなっていくわけですが、そのことを考えましても、やはり総合支所が地域に占めている割合といいますか、その位置というものは非常に大きなものがあると思いますので、ぜひとも機械的な合理化、効率化だけを尺度に機構改革をするということにしてほしくないと思います。

その1問目の2点目でありますけれども、合併してすぐお聞きしましたところ、救急の業務は旧中里小学校までが救急の守備範囲になったというふうにお聞きいたしました。

やはり、忠類の総合支所の観点からではなくて、全体のことを考えますと、例えば、町道の整備でありますとか、こういうものの維持管理などは、やはり忠類総合支所の管轄にした方が、より合理的だと思われる部分もあるわけなのです。

もちろん住民票をいただくとかそういうときは、今の駒畠の出張所ですか。そこでも住民票だけであれば、そこで住民票、印鑑証明などはそこでいただけるということもお聞きしましたけれども、できれば、そうした忠類総合支所の管轄にした方が、より合理的だ。より効率的に執行できると。そういうものも精査していけば、あろうかと思えます。

そうした点も含めて、この2点目の質問となったわけですが、そうした点ではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、消防の救急業務なんかは、中里までは忠類消防署にお願いをしているということでもあります。

これはこれからいろんな面が出てくるのだと思いますけれども、必ずしもその区域を忠類総合支所に入れなくても、あるいはその幕別地域であったとしても、現実には、いつからということではないですけれども、例えば、給食センターから物を運ぶ、もう幕別から行くよりは、忠類の給食センターから運んでもらった方が、駒畠地区は当然近いということもあるわけでありまして、今、駒畠地域も段々子どもが少なくなってきた。保育所どうするのだ。やがて小学校どうするのだという問題も出てくるわけがありますから、そういった面では、先ほど申し上げましたように、今すぐ地域を忠類総合支所ということだけでなく、段々そういうやれるものから進めていけばいいのだろうというふうに思っております。

何年か前に、駒畠の出張所も廃止して、糠内から通いたいというような話も実は地域に持っていった経緯もあるのですが、地域が地域でそれなりのいろいろな事情があって残っているわけですが、それらが忠類からの、例えば、1週間に1回、2回なりを出てきてもらう。そういった出張サービスがより利便性が高くなれば、駒畠地域の皆さんにもまた理解もいただけるような部分もあるのかなというふうに思いますが、今、ご意見としていただきましたことについては、また機会あるたびに、駒畠地域の皆さんとも話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） この意見は、決して駒畠の出張所をなくしてというようなことではないということをつけ加えておきたいというふうに思います。

それでは、2問目の問題に移りたいというふうに思います。

忠類地域に特別養護老人ホームなどの福祉施設をぜひという、こういう話でありますけれども、答弁の中にもありましたけれども、23万床削減、療養病床を23万床削減、6年間で削減するのだということが、非常に介護を受けておられる方、病院に入っておられる方に大きな問題を生んでいるというふうに思うのです。

そういう問題があるので、答弁の中でも、これからそういう特養や老健の人数要件が緩和される可能性もあるというようなことも答弁されておられるのですが、そういうふうに行くことが避けられない状況ではないかというふうに思うのですよね。

やはり聞いてみますと、療養病所を出ざるを得なかった人が、老健施設などに収容されて、老健施設はもともと濃厚な治療をするところでないものですから、お医者さんが不足している。看護師さんが不足しているということで、非常に困難な状況も、その施設が抱えてしまっているというようなこともありまして、やっぱりいろいろな玉突きの状態で、それこそ医療難民、介護難民といわれる人たちが、これからますます増えてくるのではないかというふうに思います。

町内の待機者もこれから増えてくる可能性があるわけですが、道の許可がなかなか下りないと。1,642床に迫っているという話でありましたけれども。

お聞きしますと、更別村が来年の4月1日入所で、今、29人規模の特別養護老人ホームを建設いたします。

それに併設して、この中でも出てまいります小規模の多機能の施設も併設して建設することになっておりまして、もう工事に入るばかりのようで、この間行っているいろいろ聞いてまいりましたけれども。

そういう厳しい制限がされている中でも、やっぱり積極的に手を挙げて取り組んだことによって、それが実現しているのだというふうに思うのですよね。

先ほどの23万床削減の関係で緩和してくるという方向も見えてくる中で、やはり計画の中に積極的に取り入れて、働きかけていくと。道なんかにも。

厳しい制限があるあるといいながら、そうすることによって新たにつくっているところもあちこちで出ているわけなのですよね。

更別の例もそれだと思うのですが。

やはり、忠類地域につくっても、幕別町内の待機者もたくさんいるわけですから、29床といわず、50人規模のものも必要な待機者の状況でないかというふうに思うので、そうした点で、これは10月1日オープンで、木野農協が小規模多機能の施設、病院なんかも含めて10月1日からオープンすると、こういうことも木野でも行われてきております。

そうしたことを考えますと、これからのその住民のニーズ、それから、やはり介護保険の保険者としての責任を果たしていくという意味からも、やはり積極的にそうした特別養護老人ホームや小規模多機能の居宅介護施設などをつくっていくという姿勢をぜひとも持っていただきたいと、そのように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特別養護老人ホームの要望といいますか、それぞれの町村でぜひ設置してほしい

という希望はかなり高いものがあるわけです。

しかし、残念ながら、国の方は在宅福祉をどんどん進めるということで、なかなかその辺で合わない部分があるわけでありまして、先ほども言いましたように、国が例えば幕別ではなくて、十勝圏の高齢者の人数がこれだけいる。これの何パーセントが特養なり老健施設である。

そういう上からの割り当てが来て、さあ十勝に千六百何十床決まった。それを今度は各町村が、私の町でこれだけというようなことになるものですから、なかなか希望どおりいかない部分もあるのと、もう一つは、これは今更別の例を出されましたけれども、やはり運営をしていく。設置主体の問題も出てくるわけでありまして。

例えば、うちは今、札内寮が、特養があるわけですが、これは福祉法人が現実に運営をしておりますので、ここも正直50床ほどの増床をしたいというような計画を持ったときに、それでは、忠類に私は設置したいというのですけれども、それではそちらの設置は誰がどういうふうに設置して、運営の主体になってもらえるのか。こういった問題も出てくると思う。

ただ、幸いといったらどうか知りませんが、今の計画が、20年度で終わって、21年から新たな3年の計画がありますから、そのときに国、道からどれだけの介護、老健あるいは特養のベッド数が十勝圏に与えられるかと。その与えられたベッド数をそれぞれの町村がどういうふうこれから配分していくかということは、今これから作業を進めなければならないということなものですから、私どもとしても、忠類地域も含めて、何とか幕別にという思いもありますので、これからも鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 更別は民間、あかしやなんかやっているところとタイアップしてやると、こういうことであります。

いろんな町村がそういう希望を持っていると、こういうお話でもありましたけれども、そうであればあるほど、積極的にこの幕別町でもそういう計画をやっぱり立てて、働き変えていくということが先行することが大事だというふうに思うのですよね。

国が枠を広げたと。さああわてて計画を立てる。これでは間に合わない。

やはり、積極的に今から計画を立てて、必要なものを確保していく努力を今からやっていくことが必要だというふうに思います。

その点での、ぜひとも、それはどういう形でやっていくかだとか、誰が経営主体になるか。これはやはりそういうものを計画する中で、これから検討されていく問題で、だから、今言う札内寮、福祉法人がやるのか、民間とタイアップしてやるのか、いろいろなあれがあると思いますけれども、それは一番いい方法を模索するのであって、まず必要で、その地域につくっていくというそういう姿勢がまず大事でないかと思うのですよね。

特に特別養護老人ホームがない町村は、旧忠類村と更別のこの2町村だけでありました。

そういうところで、合併はしましたけれども、忠類地域、そういう施設が一切ないという状況も考慮されまして、ぜひとも積極的な対応をお願いしたいと思いますけれども、もう一度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今申し上げましたように、特別養護老人ホームを町内にさらに増床するということになりますと、いろいろな札内寮をお願いするのがいいのか、忠類地区に建設するのがいいのか。

さらには、先ほど申し上げましたように、いわゆる小規模多機能型の居宅介護、これが忠類地区に設置することがベターなのかと。

これらも含めながら、まずは我町の高齢者保健福祉計画の中に位置付けをして、それをもとに国、道、いわゆる十勝圏の中で、働きかけをしていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、先ほど言いましたように、来年から始まるわけですから、早めに取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、三つ目の問題であります。

農業従事者、従事しようと思つて、地域に来ようとする者がなかなか住宅がなくて、受入が困難だという事態も出ているというお話も伺いました。

今、答弁の中で、忠類に町外から来ておられる方の内訳なども示していただきましたけれども、こうして受け入れられている部分については、それぞれ努力して受け入れているのだと思いますけれども、今、いろいろな面で農業の困難な状況に置かれていますときに、この行政がどういう面で支援していいのか。これも大きなどういう方針を持っていくかということは、大きな課題だというふうに思うのですが、公営住宅しかないといひますか、賃貸住宅がない状況の中で、せっかくその忠類の地域に来て働きたい人がいても対応できないということは、非常に地域の農業や地域の経済にとつても、大きな損失になるのではないかというふうにも思ひます。

農協などとも十分協議されまして、そうしたこの声にも耳を傾けられて対応していただきたいと思ひますけれども、もう一度お願ひします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁でお話させていただきましたけれども、外国からの研修正、7名今いらっしゃるということで、何かお聞きしますと、3年経つとまた次の方が来られるということで、これはずっと継続されているようでありまふけども。

ただ、この場合は、何かそれぞれの農家が引き受けというのですか。そこに住居を構えて研修をされるというようなことですから。

実質はそれらを除いた方たちの研修施設ということになるのかもしれませんが、実は幕別町の新和の研修施設も実は空いてはいるのですけども、ちょっと距離があるのかなという思ひもしております。

いずれにしても、ご提言ありましたように、農協と十分相談させていただいて、どういった方法がいいのか。

あるいは、もう一歩進むと、いわゆる公営住宅や民間住宅というようなことにも波及していくのかなという部分もありますけども、いずれにいたしましても、同業者の皆さんが、そういった研修を受けやすい体制をつくっていくことが大事だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、齊藤喜志雄議員の発言を許します。

齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） 通告に基づきまして、公立高校の適正配置計画と幕別高校の存続問題にかかわつて、お伺いをいたします。

浦幌高、来春募集停止へ、公立高再編道教委方針という、5月23日の報道各紙の見出しに、子どもたちや受験生を抱える保護者はもとより、教育関係者をはじめ、町民の多くの方々が、幕別高校は大丈夫か。瞬時に脳裏をよぎつたのではないかと推察をするところでありまふ。

道教委は、昨年8月にまとめた「新たな高校教育に関する指針」の中で、原則として1学年3学級以下の小規模校は近隣高と統廃合する旨の方針を打ち出してはいましたが、この指針の内容やその取り扱いに対し、全道多くの市町村から批判や反対の声が表明されていることはご案内のとおりであります。

このことは、この広大な北海道に250校を超える高校が点在するという、他府県とは全く異なる地域特性を十分に考慮した内容のものになっていないことの表れでもあるのかと考えるところでありまふ。

ともあれ、この指針に基づく、1学年3学級以下の管内19校中、幕別高校を含む11校が段階的な再編対象となることが想定されていたところでありまふますが、去る5月5日に公表された管内の公立高校再編案では、08年度浦幌高校の募集停止、09年度分は帯広柏葉高校と帯広三条高校の両校から1学級削減。いわゆる320人から280人へと、両校合わせて80名が減となるとした内容のものでありました。

しかも、当初の削減目標に足りない1、2学級分は来年度以降。その対応を決めるという極めて厳しい内容になっております。

言い換えますと、幕別高校が09年度に対象になり得ることもあり得るという、そういう内容になっております。

これが現実のとなれば、必然的に市内校などへの一極集中に拍車がかかることはもちろんのこと、受験競争の過熱と不本意入学。これはご存知のとおり、中途退学の一因にもなっているところでありまして、年度全道推計でいいますと、3,000名もの生徒が中途退学する。

その多くは、いわゆる進路変更という不本意入学によつての原因というふうに伺っているところでもあります。

進路先を絶たれた子どもたちの不安と困惑。さらには、遠距離通学に伴う保護者の経済的な負担。教職員とその家族の人口減など、町はもとより、町民、子どもに与える影響や問題は計り知れないものがあるかというふうに考えるところでもあります。

もとより、少子化の進行、別な言い方をすれば、生徒数減ありきと、厳しい財政難、逼迫する道財政ありきの中であつて、これまでのような道教委案に対する「統廃合方針」に「反対」あるいは「残せ」といった陳情や要請型の活動だけでは説得力に欠け、その存続を期待すべくもなくなっているのも事実であります。

そこには数の論理や財政論だけではなくて、地域社会に必要なつ欠くことのできない教育機関、いわゆる未来の人材を育成するという、そういう観点からしての納得の得られる学校づくり、高校づくりへの努力や支援策、施策が、当該校はもとより町や地域住民に求められているものと考えております。

そこで3点伺いをいたします。

道教委が先に公表した「道内11校募集停止・統合対象9校・3年間で公立高校16校減」という再編計画案に対し、どのような見解なり評価をされているか、お聞かせをいただきたいと思います。

その2点目は、ここ数年来、町内5中学校、忠類を含めまして、からの幕別高校への進学者数が必ずしも多くないと聞いておりますが、今春の町内中学校の卒業生に占める幕別高校への進学者数は何名でしょうか。

また、地元進学が低率に推移している理由をどのように考えていらっしゃるか、お聞かせをください。

その三つ目は、今から7年前の2000年に道教委から「公立高等学校配置の基本方針と見通し」が示された時点で、今日の事態がある程度予想されたところではありますが、この間、幕別高校の存続問題にかかわって、どのような取り組みを進めてきたか。

また、今後、どのような施策や支援策をもって、存続を図っていこうと考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

「公立学校の適正配置計画と幕別高校の存続について」であります。

はじめに、「このたび公表された道教委の再編案に対する見解について」であります。ただいまのご質問にもありましたように、去る6月5日に北海道教育委員会より、平成20年度から平成22年度までの3年間の具体的な再編策が示されました。

これによりますと、来年度以降の3年間で道内の高校において募集停止を11校とするほか、9校を再編統合し4校に、さらには34学校において計35学級を削減するというものであります。

この計画案による十勝管内の影響といたしましては、お話をしましたように、浦幌高校が平成20年度から募集停止、帯広柏葉高校と帯広三条高校がそれぞれ平成21年度入学者分から1学級ずつ減少することとなります。

浦幌高校が募集停止となりますと、今後は近隣の高校へ通学せざるを得なくなり、通学時間や通学費の増大、また、下宿をする場合には保護者の経済的負担もさらに増えるほか、「まちの活性化」という観点からも大きな影響が出てくるものと思っているところでもあります。

このたび示された計画案は、地元自治体からの進学率や近隣高校への通学時間なども考慮したとの報道もあったところではありますが、幕別高校においては、ご承知のとおり、入学者の減少により平成18年

度から2学級となっており、今回の計画案には盛り込まれなかったとはいえ、浦幌高校の場合は、地元からの進学率なども考慮した結果ということを考え合わせますと、幕別高校の置かれている状況は大変厳しいものがあるものと憂慮いたしているところであります。

2点目の「町内中学生の幕別高校への進学者数と地元からの進学が低率に推移している理由について」であります。

はじめに、幕別高校への進学状況についてであります。今春、町内中学生の幕別高校への進学者は20人で、高校入学者総数69名の約29%を占めております。平成14年度、平成15年度当時には60名ほどが幕別高校へ進学していたことを考えれば、3分の1程度まで減少している状況にあります。

地元からの進学が低率となった理由としましては、関係者の方々によれば、数年前に高校へ入学した生徒の一部ではありますが、生活態度などについて問題があった。学校からの指導を受ける方がたび重なり、幕別高校のイメージが低下したことなど、進学を控えた中学生やその保護者に進学先としての選択をいただけなかったことが大きな要因であるとお話しもいただいたところであります。

現在、学校はすでに落ち着いておりますし、今春の入学状況を見ましても、昨年に比べ、入学者は地元進学者を含め若干回復傾向にあります。とはいえ、いまだにそのイメージが残っていることが、地元からの進学率が低率になっているものと推察しているところであります。

3点目の「道教委が平成12年に「公立高等学校配置の基本方針と見通し」を示して以来の幕別町の取り組みと今後について」であります。

この「公立高等学校配置の基本方針と見通し」は、平成13年度から平成19年度までの7年間を期間として、高校の進学希望者に見合った定員を確保するため、学校規模の適正化などの再編に関する基本的な考え方や各学区ごとの学級増減の見通しなどを示したものであります。

具体的には、高校の規模は「4～8間口を望ましい適正規模」とし、同一市町村内に複数の高校が設置され「適正規模」を下回る場合、原則として再編における学校規模の適正化を進めるとすることなどが定義付けされております。

ご承知のとおり、幕別高校は、この見通しが示された平成12年度時点では4間口のいわゆる「適正規模」にあり、その後しばらく4間口を維持し、入試倍率も1.0倍を超え、4学級を維持してきたところであります。

その後、出願者が急激に減少し、平成17・18年度に3間口。そして、本年平成19年度に2間口となったことから、平成18年5月に幕別高校や高校同窓会、PTA、町や教育委員会などの関係者が一堂に会し、意見交換会を開催、また、9月には関係者を広げて「魅力的な幕別高等学校をめざすための懇談会」を開催するなどして、これまで町内関係者が一丸となって魅力ある高校づくりに努力をいただいているところであります。

このたび、本定例議会において、幕別高等学校教育振興会が高校との連携のもとに取り組む「夢と活力ある事業」の実施に必要な経費として補正すべく、所用の補正予算を計上させていただいているところでもあります。

今後も多くの方々のご理解とご協力をいただきながら、幕別高校の魅力づくりに力を注ぎ、入学者の増加に結びつくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） ただいま、町長から幕別高等学校がそれぞれ地域の皆さんや各関係者の指導のもとに、生徒指導の充実で、学校が、子どもたちの表情がいい表情に変わってきていると。そういうお話をお伺いしたところですが、私もそう思っております。

非常に駅なんか集まっている子どもたちの姿を見ても、非常に安定してきたなど。表情がよくなってきたなど。先ほど誰かが言っておりましたけれども、表情も学力であります。

そういう意味では、非常にそういう関係者の努力が成果を挙げてきているのだらうなというふうに考えているところであります。

そこで、管内の各町村では中高一貫教育を導入したり、あるいは通学費の補助を行ったり、はたまた制服の購入などで非常に多様な支援策、対応策を講じてきておりますけれども、生徒数の確保に努めて、それがつながっているかという、必ずしもその功を奏していないというのが現実であります。

私は、前段幕別高校の子どもたちが落ち着いてきたと。いい表情になってきた。このチャンスを捉えて、学力向上対策に取り組んでいくことが、実は結果として幕別高校が魅力ある学校づくりの短所となるというふうに考えているのであります。

私から申し上げるまでもなく、普通化高校の使命の一つである、大学、もちろん短大も含みますが、及び看護学校、あるいは准看護学校も含むのでしょうか。あるいは、専門学校などへの進学率の向上を図ることをもって、高校進学希望者の学校選択の判断材料の一つにしてみることが、有効かというふうに考えております。

こうした考え方について、どのようにお考えか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話いただきましたように、それぞれの町村で地元の学校を残す。高等学校を残すための支援策もいろいろ講じられているようであります。

通学費の補助を渡しているところもあるようでありますし、いろいろあると思いますが、私どもの 町で一つ違うのは、実は同じ町に高校が二つあるわけでありまして、江陵高校も私立とはいえ我が町の高校でありますし、現に町内の卒業生でかなりの部分は、いわゆる江陵高校へ進学をされているというケースもあります。

それだけに、道立高校の幕別高校に幾ら支援してもいいのだということにはなかなか得ない部分も、これは現実にあるのだろうというふうに思います。

私は先ほども申し上げましたように、今本当に教育委員会、あるいはPTA、さらには同窓会の皆さん方がみんな協力しながら、何とか魅力ある学校にしたい。幕別高校に子どもたちが来てくれるような学校にしたいということで頑張っているわけですので、何とか町としても、これらと合わせて、特に連携しながら頑張っていきたいというふうに思いますし、もちろん学力向上あるいは進学率を高めるために、高校自らも頑張ってくださいようお願いをしたいですし、また、我々ができることがあれば、協力もしていきたいというふうに思っておりますが、繰り返しになりますけれども、やはり全体で盛り上げてよい学校にしていくということが、何より大切なことであろうという思いであります。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そこで、学力向上対策という視点から、その前に、私学の件が今お話がありましたが、私学というのは、ご案内のとおり兼学の精神というのがありまして、したがって、公立高校の普通科がかかるものとは性格を異にするものであるということを前提条件に、ぜひ、物をお考えいただきたい。

こんなふうに思っております。

しかし、かといえ、パイが小さい中での奪い合いということになりますから、そういう意味では、町内に2校を抱えるという意味の大変さというのは、私も十分承知をしているところであります。

本来からいえば、私学に対する助成が道の方からもっとあるべきだというふうにも考えておりますが、そこはちょっと視点がずれますので、話を戻させていただきたいというふうに思います。

そこで、具体的なお話で少し学校の、先ほど言ったように、表情は学力だと言って、子どもたちがいい表情に変わってきた。

だとすれば、このチャンスを捉えて、何か手立てはないかな。そう考えたときに、私は入り口論議で一生懸命制服あげるよ。よその町村批判しているわけではありませんから誤解のないようにしていただきたいのですが、通学費を補助しますよ。それも大事なことです、入り口論議よりも、実はもっともっと大事なことは、出口が大事なんですね。

したがって、進学、進路指導の充実を図ることが大事だから、そのところに、先ほど来、力強い答弁がありまして、幕別高校の魅力づくりに力を注ぐというお話をいただきましたので、ならば、

具体的にこういうことはどうだということで提案をさせていただきますので、お考えを、聞かなくてもいいかもしれませんが、少しあれさせてください。

おそらく3ないし4学級の規模の学校の大きさでありますから、空き教室がかなりあると思います。

そうすると、しかし、その中で進学・受験指導にかかわって、先生方の力を借りるといっても、勤務時間やあるいは先生の人数の関係があって、非常に厳しいものがあるかと思います。

そこで、ここに町が手を差し伸べられないか。例えば、受け皿として、振興会なるものがあるわけで、そういったところを通しながらというので、具体的なことをお話を申し上げたいと思いますが、例えば、こういう時代ですから、サテライト・サテライン講座みたいなものを開講する。

中央の有名ないわゆる講師の人たちが持つ、センター試験対策だとか、小論文対策だとか、こういったものはそんなに大きな費用がかけなくても、実は開設し、それなりの効果を挙げている実践例もあるわけです。

したがって、先ほど、パイが必ずしも大きいパイもないから、そこでの奪い合いということになりますからいろいろ問題はあるかもしれませんが、小さくても魅力ある学校づくりは、これは道教委への説得材料になると、私は思っているのです。

小さくても魅力ある学校づくり。

そのために、サテライト・サテライン講座といったような形で小論文対策だとか、あるいはセンター試験対策だとか、あるいは民間企業への就職する子どもたちへの進路指導だとか、そういったところでしっかりすれば、教育というのは積み上げです。

したがって、関係者が心を一つにしてやったら、子どもたちの生活が落ち着いた。

生徒がしっかりしてきた。学力だって同じです。公立高校の入試試験を受けて、子どもたちが高等学校に入ってきているわけですから。

したがって、私は能力はないというふうには思っていない。どれだけ支援や手を差し伸べ、的確な指導をするかによって、必ず幕別高等学校の進学率は上がってくる。

そんなふうに理解をしております。

それはやがてロコミで、何も遠くまで通学費をかけて、下宿代をかけて行かなくてもいいよね。

間違いなく幕別高校へ行ったらいい教育してくれるよ。

実は小規模校なるが故の小回りが効くという、そういう利点をしっかり上手に利用さえすれば、私は魅力ある高校づくり。生意気な言い方ですけども、急がば回れであります。

入り口でどうやって人を集めるかではありません。出て行ったことによって、ロコミで幕別高校よくなったのだからねというこの評価は、1年半なり2年先には必ず大きなものとなって返ってくる。

そういう意味では、そんなに大きな教育投資をしなくても、先生方の手を煩わせなくても、可能な方法がそこにあるというふう考えているわけでありますけれども、さらなる助成について、そういったことも含めてどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 熱弁を振るわれましたので、私もちょっと押され気味なのですけれども。

考え方として、大変貴重なご提言だというふうに私も思います。

ただ、もちろん相手は道立高等学校ですから、道立の意向というものも十分わきまえていかなければならないでしょうし、もう一つは、先ほどおっしゃいましたように、懇談会ができたり、高校には教育振興会等もありますから、そういった方々の意見や意向というようなことも十分把握しながら対応していかなければならない。

先進事例もあるやにも聞いております。

そういったことも含めて、十分私どもも、いわゆるご質問、ご提言あったように、魅力ある学校づくりということが、やはり町のためにも学校のためにも、あるいは親、子どもたちのためにも大切なことだろうと。その思いは変わるものではありませんので、引き続き研究調査をさせていただく中で対応に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） これ以上やりますとしつこくなりますので。

別な質問に移らせていただきたいと思います、東部4町に普通科の高校、これで1項もなくなります。

浦幌高考がなくなると、募集停止になってなくなると、東部4町にいわゆる公立の普通科高校というのは1項もなくなりますね。

池田高等学校は総合学科ですから。

そうすると、私はこの東部4町に普通科の高校へ進学したいという子どもたちはたくさんいると思っています。

ならば、単に幕別町だけでなく、広く4町と連携をしない。池田高校はなかなかうんと言わないかもしれませんが。池田町はなかなか大変かもしれませんが、少なくとも、豊頃、浦幌。そういった4町でしっかり連携をしながら、今後、道教委とも当たっていく。例えば、幕別高校の生徒募集に当たっても、そういった方策を講じていくということを含めて、考えることも必要ではないかというふうに考えているのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもとしましては、幕別高校を残すために、存続させるためにも、そういったことも当然考えていくことが大事だと思います。

ただ、相手が在ることありますから、池田町にしろ、豊頃町にしろ、浦幌町にしろ、そろぞれがどういう考えなのか、その辺との調整なり意見交換もしながら対応していかなければならないだろうと。努めていかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 非常に前向きなお答えはいただいたので、非常に期待をしているところでありますが、最後に、浦幌町の保護者の言葉で私は非常に引かれたものがあつたものですから、ぜひ、こんなものも含めて、今後の運動を進めていただきたいものだというふうに考えて終わりたいと思います。

今の時代、教育にこそお金をかけるべきだ。道路なんて砂利道のままでもいいから、子どもたちの将来を奪わないでほしい。

こんな切実な声が私は非常に痛く刺さりました。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

14:58 休憩

15:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） それでは、通告に従いまして、地域力向上に向けた取り組みについての考え方を伺います。

都市化が進む中で地域におけるコミュニティの機能が低下し、行政がその多くを担ってきた結果、さらに地域の活力を低下させる結果となっています。

また、人口減少と少子高齢化がコミュニティの維持を難しくさせていると言えます。

地域の課題やニーズが多様化、高度化する一方で、地方自治体の厳しい財政事情により、これまでの公共サービスを維持することが難しくなるなど、行政による地域課題解決に限界がきていると指摘され

ています。

これからの地域社会においては、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPOなどのテーマコミュニティが主体となって地域課題を解決できる仕組みを構築し、それぞれの団体が持っている力を高めていくことや自主的な運営に向けた支援が重要となってきます。

地域力とは、「地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て、教育環境、公共マナーやまちづくりに対する住民意識など、あらゆる分野において、より高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境を醸し出し、築き上げることによって培われる地域の力」のことです。

地域力を高めることは、広く住民満足の上昇を促し、人が住みたくする環境を生み出します。

幕別町の持つ行政課題は、地域からの視点でさまざまな行政課題を把握し、横断的に取り組む機能が十分ではなく、縦割り行政から横割りへの変革が求められています。

行政と議会は、本来の機能を十分発揮し、地域力の向上に向けて果たす役割はますます大きくなっています。

地域間格差が拡大する傾向にある今日、これからの地域づくりには地域力を高め、地域活性化を図ることが必要であります。

そこで、すでに実施されている取り組みや19年度の町政執行方針としての取り組みを含め、3期目に入った岡田町政の向こう4年間における地域力向上に向けた取り組みの方向性について伺いをいたします。

最初に、条例指針等の策定についてであります。自治やまちづくりの基本条例あるいは住民参加を推進する条例について。

そして、住民自治や住民参加、協働等の推進に関する指針・計画等について、伺いをいたします。

2点目に、住民活動等の促進・支援についてであります。地域の課題解決に向けて住民と行政の協働により、検討・活動を行う「住民会議」の設置について。

また、地域の課題解決に向け、住民が企画提案した事業に助成・補助する仕組みの導入について。

さらには、住民の方を地域の活動の担い手とする人材育成事業の実施についてであります。

3点目に、住民参加や協働等の具体的取り組みについて、伺いをいたします。

公共施設等の住民による管理。

アダプトプログラムの実施。

地域通貨の導入。

パブリックコメントの実施。

公共サービスを住民に担ってもらうパートナー制度の実施。

総合計画策定への住民参加。

そして、政策評価への住民参加についてであります。

4点目には、情報提供・広報広聴機能の充実についてですが、職員による出前講座の実施。

まちづくり懇談会等の実施について、伺いをいたします。

最後に、行政組織の整備、地域内分権の仕組みづくりについてですが、住民自治、協働等の担当組織の設置について。

地域担当職員制度の実施について。

そして、地域内自治・分権の仕組みづくりについて。

以上、大きく分けて5点についてをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

「地域力向上に向けた取り組みについて」であります。

本格的な少子高齢社会の到来など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化していく中で、地域の課題や行政需要が、今後、ますます多様化、高度化していくことが予想されております。

これらの地域課題など全てを行政で対応していくことには限界がありますことから、地域社会のいろ

いゝな構成員との協働の仕組みを構築し、地域力を高めていくことが必要であるという認識は、永井議員と意を同じくするところでありまして、今後の住みよいまちづくりを進めていく上で、重要なポイントであろうと考えているところであります。

ご質問の１点目の「条例や指針等の制定について」であります。住民参加を推進する条例といたしましては、「幕別町まちづくり町民参加条例」を平成12年９月に制定いたしております。条例の内容につきましては、「町民参加の推進は、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする」と規定しているほか、町長の責務、町民の責務、付属機関の委員の公募について規定をいたしております。

協働等の推進に関しましては、平成16年に「協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱」を制定し、住民の皆さんが行政と協働し、まちづくりに参加する具体的な事業を明文化いたしております。これらの条例等につきましては、特定のまちづくり活動への住民参加を規定する単独理念型、あるいは特定対象型といわれているものであります。

ご質問の「自治基本条例」につきましては、まちづくりに関する多くの事項を総合的に規定するものでありまして、先進地の事例を見ますと、従来からその自治体で進められてきたまちづくりの理念や制度、原則を条文化している例が多く、条例の施行により何かが急激に変わるという性格のものではないといわれております。

一方、問題点として、条例の制定そのものが、最終目的にすりかわる危険性も指摘されているところであります。

平成13年に全国に先駆けてニセコ町が「自治基本条例」を制定してから６年が経過しまして、現在、さまざまな形の「基本条例」が策定されておりますので、今後も調査・研究を進めますとともに、本町において「自治基本条例」が必要なのかどうかという根本的な検討が必要であろうというふうに思います。広くご意見を伺いたいというふうに考えているところでもあります。

次に、住民自治や住民参加、協働等の推進に関する指針・計画等につきましては、本町では策定いたしておりますが、「まちづくり町民参加条例」において住民参加や協働の理念について規定をいたしております。

都市化や高齢化などにより地域コミュニティの希薄化が危惧されている状況もあります。今後、先進地の事例など研究し、対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、ご質問の２点目、「住民活動等の促進・支援について」であります。

「住民会議」の設置につきましては、ご案内のとおり、合併後の忠類地域の振興策を審議する「忠類地域住民会議」を条例に基づき設置いたしております。このほかの住民会議は設置いたしておりませんが、地域の課題解決に向けて住民と行政による検討・活動という点では、公園整備についても住民も交えたワークショップを実施するなど、これまでも政策決定や事業の実施にあたりましては、できるだけ住民の皆さんの声をお聞きしながら、また、内容によりましては、一緒に汗をかきながら事業を進めてきたところであります。

今後もこのことは、十分意を用いてまいりたいと考えているところであります。

次に、「住民が企画立案した事業に助成・補助する仕組みの導入」についてであります。現在のところ本町には、このような制度はありませんので、住民の方から相談があった場合は、北海道の地域政策総合補助金や各種団体の補助金制度の活用について調査し、活用できる場合は、申請手続きなどの事務処理の指導・助言等を行っているのが現状であります。

町独自の制度の導入につきましては、他の自治体の手法・効果などを研究し、本町の実態にあった制度の検討をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、「地域活動の担い手となる人材育成事業の実施」についてであります。 「地域づくりは人づくり」といわれておりますように、「人」は何よりも重要な地域資源でありますし、本町におきましても、まちづくりのさまざまな分野で、多くの町民の方々にご活躍、ご協力をいただいております。

本当にありがたいことと、感謝いたしているところであります。

少子高齢社会、分権社会など大きな社会の変化に伴い、新たな地域課題が生じている中、地域活動のみならず、全ての施策において人材の育成・確保を図ることが求められております。

しかしながら、最も難しいのが「人づくり」でもあります。

妙薬はありませんが、団塊世代の大量退職、意識の醸成、まちづくりグループの育成、先ほどの町民が企画立案した事業への支援など、これらのキーワードから「人づくり」につながる施策を検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の３点目、「住民参加や協働等の具体的取り組みについて」であります。

まず、「公共施設等の住民による管理」につきましては、これまで、近隣センターや屋内ゲートボール場の管理運営の一部、協働のまちづくり支援事業においては、街区公園や地域パークゴルフ場、街路植樹ますの管理などを住民の方々に担っていただいております。

今後につきましては、第３次行政改革大綱や指定管理者制度導入に関する基本方針でお示しいたしておりますように、住民参加による公共施設管理を推進する観点から、中期的には、近隣センター４カ所の全面的な管理運営を住民の皆さんに担っていただければというふうにも考えております。

「アダプトプログラム」につきましては、本年度からの実施に向け、現在、要綱等の作成を行っているところであります。予定といたしましては、当面は、大規模な公園を対象といたしまして、ごみ拾い等の清掃活動、適正な利用の喚起などの啓発活動を担っていただくことで考えております。周知につきましては、７月１日発行の広報紙等で町民の皆さんにお知らせをいたしてまいりたいと考えております。次に、「地域通貨の導入」についてであります。先の芳滝議員のご質問でもお答えいたしました。先進事例から、地域通貨の導入には、住民組織主導型が適切であろうと判断いたしておりますので、住民グループの方々への情報提供や活動支援に努め、機運の高まりと地域のニーズを十分把握した上で、地域通貨の活用計画に取り組んでまいりたいと考えております。

「パブリックコメントの実施」につきましては、行革大綱の推進計画にもありますように、広く住民の皆さんのご意見、ご提言をお聞きする手法の一つとして、実施いたしてまいりたいと考えております。

今後、実施要綱を制定し、第１弾といたしましては、現在策定中の第５期総合計画に対するパブリックコメントの募集を予定いたしております。

「公共サービスを住民に担ってもらうパートナー制度の実施」につきましては、「仮称・行政パートナー制度の導入」として行革大綱の推進計画に掲げているところであります。

広い意味では、現在、本町の協働のまちづくり支援事業のメニューであります植樹ますなどへの植栽、街区公園等の管理、農道の草刈、冬季の除排雪などのほか、全ての公区にご協力をいただいております。広報紙等の配布なども、行政パートナー制度に含まれるものと考えております。

行政パートナー制度導入の目的とするところは、「厳しい財政状況の中であって、公共サービスを維持すること」であります。公共サービスを担うことにより、地域力を高めることにも大きな目的の一つであろうというふうに考えております。

先進地の事例を参考にしながら、できるものから順次進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「総合計画策定への住民参加」についてであります。第５期総合計画策定への住民参加の状況について申し上げます。これまで、住民アンケート調査、各種団体へのアンケート調査、まちづくり町民会議への公募による参画、忠類住民会議での検討などを実施いたしてまいりました。今後は、素案に対するパブリックコメントの募集、公募の委員を含む審議会での審議などを予定いたしております。次に、「政策評価への住民参加」についてであります。本町におきましては、制度としての政策評価につきましては、未だ導入いたしていないところであります。現状といたしましては、議会における審議、行政改革における事務事業の見直し、あるいは、総合計画３カ年実施計画策定における事業の選択などがこれに代わるものであろうと考えております。

全国の導入状況を見ましても、都道府県や市などの大規模な自治体での導入が進んでおりますが、全体のシステムを構築するためには多大な労力が必要となりますことから、町村においては、導入が進ん

でないという状況にあります。

導入にあたっては、事務事業評価を踏まえての政策評価ということになりますが、事務事業評価については、事務量が膨大であることや専門的な項目が多く、容易に理解できないことなどから、住民参加の対象としては、あまり適していないというふうに言われております。

一方、政策評価につきましては、事務事業の結果もたらされる効果についての評価であり、住民の生活に近いところでの状態の改善なり改悪などが実感できるレベルにありますことから、住民参加に適していると言われております。

いずれにいたしましても、導入にあたりましては、住民参加を前提としながらも、多大な労力を要することを勘案し、導入の効果などを十分に検証いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の4点目、「情報提供・広報広聴機能の充実について」であります。

まず、「職員による出前講座」につきましては、平成14年度より実施いたしており、住民の皆さんに好評を得ているものと思っております。昨年の実施状況について申し上げますと、56回の開催で2,149人の参加となっております。内容といたしましては、介護予防、健康づくりなど保健関係の講座が多い状況にあります。

今後も、魅力あるテーマを設定し、出前講座の周知に努めてまいりたいと考えております。

「まちづくり懇談会等の実施」につきましては、執行方針でも申し上げましたが、特に忠類地域において、一体感の醸成を図りますとともに、多くの住民の皆さんの声をお聴きし、町政に反映させる観点からも、私自身が地域の皆さんと膝を交えて気軽な雰囲気の中で懇談する機会を多く持ってまいりたいと考えております。

また、お声がかかれば、出前講座の講師も務めるなど、さまざまな機会を通じて住民の皆さんと懇談をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の5点目、「行政組織の整備、地域内分権の仕組みづくりについて」であります。

まず、「住民自治、協働等の担当組織の設置」についてであります。現在、これらの事務につきましては、主に企画室が担当部署となっております。事務量といたしましては、相当の量がありますことから、専任の課の設置ということが理想ではありますが、本町のような小規模な自治体では、そこまでいないのが現状であります。

いずれにいたしましても、まちづくりを進める上では、大変重要な事務事業であると考えておりますので、本年度実施いたします「組織・機構の見直し」の中で、検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、「地域担当職員制度」についてであります。

本制度につきましては、市町村職員が日常の職務とは別に、市町村内の地区担当となり、地域と行政を結びつけるパイプ役として情報や課題を共有しながら地域の発展を目指す制度でありまして、近年、徐々にではありますが、本制度を導入する自治体が出現しているところであります。

制度の趣旨は理解するところでありますが、本町におきましては、地域の課題・意見等につきましては、非常勤特別職としての公区長さんを通じて取りまとめをしていただき、課題解決に努めているところであります。

また、何か、要請があれば、担当課の職員も地域に出向きまして、対応をさせていただいているところでもあります。

現状においては、地域からの意見・要望等を積極的に反映させるための枠組みはできているものと考えているところでありますが、地域の活性化、公区と行政の一層の連携を図ることは重要なことと考えております。

十勝管内でもいくつかの町で本制度を導入いたしておりますので、これらの効果、実情などの情報収集を行いながら、公区長さんの代表者で構成いたしております「協働のまちづくり検討委員会」でご協議いただくなど、検討をいたしてまいりたいと考えているところであります。

最後に、「地域内自治・分権の仕組みづくり」についてであります。

これらにつきましては、市町村合併推進にあたり、旧市町村単位の住民自治の活力を合併後まで持続させることを目的としたものでありますが、近年では、合併の有無に関わらず、身近な地域課題に対し住民自らが協議し、解決できるようにするため、条例により、地域内分権の受け手として、多様な主体を構成員とする「まちづくり協議会」などの地域づくり組織を市町村区域内に設置し、住民の自発的活動の促進を図るものとして、関心を集めている制度であります。

住民自治の充実、住民自治と団体自治との連携強化という観点から、大変重要な課題と認識いたしておりますが、一方、全く新たな住民自治システムでありますので、本町のこれまでの仕組みを根底から変えるということにもつながるものでもあります。

いずれにいたしましても、先進地の事例の収集など調査・検討をいたしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 今回のこの質問に当たりましては、岡田町政3期目ということで、過去に1期、2期それぞれ町長の方針がございました。

1期目につきましては、町民参加のまちづくり。2期目につきましては、協同のまちづくり。

そして、3期目については、一体感の醸成と均衡ある発展の確保というところまでできております。

私は今回、この質問をするに当たって、その理由は、やはり3期目の4年間、12年で非常にまちづくりの中で、ここにも今日、申し上げておりますが、地域力の向上を何とか上げてほしい。

そう思ってこの質問をあえてさせていただきました。

十勝全体を見たときに、幕別町が今、果たして各自治体のリーダーシップをとれる状況にあるのかといったときに、個別な部門でみれば当然私はあると思いますが、総合力でいったら果たしてその地位にあるのかというところを非常に私は関心を持っていますし、そのことに向かって何とか岡田町政に頑張ってもらっていただき、我々議会もそれに対して努力をして、いいまちづくりにしたいというところが、今回の質問の理由でございます。

それで、最初に自治基本条例、幕別町は住民参加の条例になっておりますけれども、幕別町のまちづくり町民参加条例というのは、答弁にもありました12年9月に制定をされておりますが、このときにはまだこういった条例を取り組む自治体はかなり少なかったのかなと私は認識しております。

その中で、幕別町がこれに取り組んだということは、本当に北海道の中にあっても先駆者的な行動であったと評価するものでありますが、制定をされてから、すでに6年以上経過をする中で、当時の条例の特徴なのですけれども、答弁の中にも説明がありましたが、町の付属機関、審議会、委員会の参加を前面的に打ち出した条例になります。

これはやはり住民の参加ということをかなり意識した条例かと思いますが、6年間経っている中で、はっきり申し上げて見直し、改正がされていない項目の中に、今回の答弁の中でも出てきましたパブリックコメント、しいては住民投票に至っては、多分時期が尚早であるという判断で私は盛り込まなかったのだらうと思いますが、まちづくり町民参加条例というのは、私の認識ではこれは育てていく条例と考えていますので、一度つくればその条例がずっとということにはならないと。

そうした場合に、幕別町のその条例に対する姿勢というのが、つくってからあまり変化がない。改正されていないというところに、少し疑問を持っています。

そんな中で、質問の中にも出ていましたパブリックコメント、住民投票などのいろんな考えがあって入っていないというのはわかるのですが、私はこの時期に来て、時期尚早であるとは思いませんから、こういったところの取り組みをなぜされなかったのか。現在、こういった条例になっているわけですが、このあたりについて、町長の考えを最初にお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、まちづくり町民参加条例、平成12年に私が町長就任した次の年に制定させていただきました。

このときの大きな問題といいますか課題は、幕別の町がどんどん人が増える。特に札内地域が発展していく。そういう中で、なかなか幕別へ住んでいただいた方々がまちづくりに、行政に参加していただけないというような問題がありました。

何とかそういう新しい、いわゆる新住民という分けはしていませんけど、そういう人たちにも、ぜひまちづくりに参加をしていただきたいというような思いがあって、いろんな審議会、委員会に公募で参加をしていただくというようなことが、実は住民参加条例の根本的な思いで制定をいたしました。

残念ながら、そのころにはまだパブリックコメントという言葉もまだありませんでしたし、ましてや住民投票ということが、言葉としてはあったわけでしょうけども、具体的にそういったものがこの町で、私どもの町の中でそういったことがあり得るというようなことも、なかなか予測つけなかった。

そういったことから、今日まで全然触っていないといいますか、見直し改正がされていないというようなことであります。

確かに時代も大きく変わってきていますし、時代変化の激しいときでもあります。

十分それらも踏まえた中で、これからの、そして、今の時代に見合った条例、本来の目的が達成できる条例になるように、さらに鋭意見直し、あるいは改正に向けての内部の検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

幕別町の条例の体系の中の状況を見ますと、まちづくり基本条例、要するに自治基本条例がございせんので、今のところまちづくり町民参加条例というのが私は頭にくるのだらうなと。

その下に、男女協同参画推進条例等以下ほかのいろんな条例が入ってくるのだらうなという体系だという理解をしていますが、答弁の中では、この自治基本条例に対する姿勢が、やはり模索中というところで理解できるのですけれども、理解できるということは賛成という意味ではなくて、行政のそのいろんな心配ごとともわかりますが、岡田町政が3期目を迎えるにあたって、4年間である程度の成熟をさせようとするということになりますと、私は今、大きく5項目に分けて、17点ほど質問させていただきますが、このことは、行政のいわゆる施策の全部ではございませんが、かなりこのことが充実すると地域力は向上するはずなのですよね。

ですから、うちの町は、質問しました項目の中で、やはり今後、先進地を参考にしながら検討するという項目がかなり今の答弁でも増えていますから、そういうことを考えたときに、自治基本条例をつくる意味というのは、その条例をつくることだけが目的ではなくて、そういった町民と行政の役割分担をきちっとピックアップして、どの部分が町民に分担していく部分というのもしきちとはっきりわかるためには、そういった施策をたくさんやって、はっきりとした方向性を出していかなければわからないわけですから。

その数が少ないと。いろんな問題点があってまだできていないものがあるということは、その状況になっていないだろうと。

ですから、4年間かけて、何とかそのことを十分研究され取り組んで、私は行政と町民の役場にもきちっとはっきり項目別に分けることができれば、絶対に自治基本条例はつくれるはずですよ。

ですから、自治基本条例、要するにまちづくり基本条例というのは、そういう認識でなければできないということになりますから、当然行政の方、町長を始めとする皆さんはわかっているとは思いますが、何かこの辺が非常に二の足が踏んでいるというか、よその町がやっている数が少ないから幕別町はちょっと様子を見ているとか。言い方ちょっと失礼で申しわけないのですが、私が今町長に求めたいのは、この4年間で何とか十勝を代表する、リーダーシップのとれるまちづくりのリーダーであってほしいと。それを切に願ってこの質問をしています。

そのところを、ぜひ考えていただくと同時に、今回の参加条例につきましては、これは多分職員のみでつくり上げた条例だと私は理解しています。

やはり、今後に向けた条例作成というのは、ここに町民が入って参加しなければならないなど。それ

が一つと、もう一つ大事なのは、条例をつくっていく中と、条例ができてからの問題ですが、やっぱり進行管理、要するに管理部分ですね。町民参加推進会議というのをきちっとつくってやっている自治体もあります。

ですから、極端に申し上げますと、自治基本条例というのは、幕別町のミニ憲法になる条例ですから、当然育てていく条例という感覚の中で、町民が参加をしながら推進会議の中できちっとチェックしていくという、そういう条例体制にしないと私はいけないのだと思うのですね。

ところが今までなかなかそういう考え方が、うちの役場の方から出てきていない。何とかこれを機に、この4年間の中でその体制づくりをしていただきたいと思いますと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、町民の参加条例というようなことが、平成12年に制定されて、その次の年、平成13年に、先ほど言いましたように、ニセコでまちづくり基本条例ができたということでもあります。

今現在、十勝管内でもお話ありましたように、帯広、音更、芽室、清水ですか。管内で四つが基本条例。

全道では、幕別町のまちづくり参加条例を含めて、いまだ29市町村にとどまっているというようなことで、なかなか町の事情もあるのでしょうかけれども、そういった条例制定というのは進んでいないのが現実であるわけです。

そうした中で、少なくとも、うちは一つの条例はあるというようなことがあって、先ほども言いましたけれども、投げてきたといったらちょっと語弊がありますけれども、十分な見直しは、改善・改正ということはなかったのですけれども、一つの方向性、町長の責務、町民の責務というようなことも、条例の中に謳わせていただいております。

そういったことで今日まで来ているわけでありまして、それをさらに住民の皆さんを巻き込んだ中での基本条例の制定というのが、今求められてきているのだろうというふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたように、これは絶対必要なものかどうかというところまで論議を踏まえていかなければ難しいのだろうというふうに思いますし、今ある条例との整合性も踏まえながら、今後の中で十分研究をしていきたいと。調査研究をしながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） もう1点、現在あるまちづくり町民参加条例についての質問ですが、条例の中では、町民と行政との関係が謳われていますね。

自治体というのは、町長、議会、そして町民、職員と。大体4部門に分かれるところが多いのですが、その条例の中に、少なくとも、行政と町民が謳われていれば、当然議会というのが謳われなければ、私は本来の協同のあり方ではないという考え方持っておりますが、当時、この条例をつくったときに、これはなぜ質問しますかという、自治基本条例をつくるときに、このやっぱり四つの部門をきちっと謳っている条例が最近多いのですね。

ですから、このことについては、当時どういう背景があって、そういった文言になっているのか。

それについて説明をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成12年9月の条例制定のときに、この議会についてどのような位置づけになったのか。今言われてもちょっと正直わからない部分があるのですけども。

ただ、少なくとも、議会はいわゆる自治法の中で、議会の役割なり議会の担う役割、そして果たすべき役目というの謳われているのだろうというふうにも思っております。

そして、先ほども言いましたように、このまちづくり町民参加条例は、あくまでも住民の皆さんを何とか行政の場に参加してもらおうというところに、一つの大きな目的、意義があったというふうに私は押さえております。

そういった意味で、決して議会のことを、考えなかったのかもしれませんが、現実的にはそう

いった文言は、この中には入っておりませんし、ただ単に、今のまちづくり基本条例の中でも、議会の位置づけがどういうふうになっていくのか。

あるいは、どこか栗沢かどこかでしてでしょうか。その議会自らが、自分たちの議会活動なり、住民に対する議会のあり方を条例で謳っていくというようなこともいろいろあるわけですから、そういったことも含めながら、私どもとしては、これから考えていかなければならないというふうに思いますけども、前段申し上げましたこのまちづくり町民参加条例の制定のときには、そこまで十分な論議は進めていなかったというのが実態だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 何とかまちづくり基本条例、いわゆる自治基本条例に結びつくような形を、この4年間の中で期待をするところであります。

次に、2番目の項目でございますが、この中で住民会議。特に今、忠類地区については、住民会議の設定がございますが、幕別町はご存知のように、本町地域、札内地域というのがございますが、これらについてのちょっとお答えがなかったのですが、住民会議の設置にかかわって、本町地域、札内地域についてはどういう考えが、まずはあられるのか。

それと、その2点目のところに、住民が企画した提案事項に対する助成や補助する仕組みの導入ということで、私は質問していますが、具体的な例として、以前の議会でも質問しておりますが、町民提案型予算ということで、住民税の1%予算、これについては何とか私はいいい方法だと思いますので、早急に研究をされて取り組んだらいいかなと思っております。

それについての考えをお聞かせください。

それと、担い手とする人材育成事業の実施。育成事業についてはお答えがあったのでわかりましたが、現況の中で、幕別町のまちづくりにかかわっての人材登録。そういった制度を導入する方向で、今、内部では考えられているのでしょうか。

地域の活動に合う人材の不足、また、リーダーですとか専門知識を持った人材の不足ということが、いろんな分野で取りざたされておりますので、これらについてのお考えがあればお聞きをします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の住民会議の関係でありますけども、これは合併論議の中で、住民会議、忠類にも設置するのだから、幕別町も設置してはどうかというような意見がかなりありました。

当時は更別村も合併協議に入っておりましたから、更別村もこれは設置すべきだということで、幕別町のみが、それは必要はないのでないかというのが幕別側の委員さんの大半の意見でありました。

その中では、幕別町にはもちろん議会もありますし、公区長会議もありますし、いわゆる公区の連合公区ですか。南幕いきますと南幕連合公区。今、札内地区も札内地区の公区長さん方の協議会。そういったものがあって、今、幕別地域についても、幕別の連合公区は今回立ち上がるというようなことで、そういったことがあれば、改めてまた、60億とはいいいませんけれども、そういった住民会議までの必要性はないのではないかとというようなことで、幕別は見送ったという経緯があります。

そうしたほかに、先ほども言いましたように、それぞれの事業なり何なりに対しての協議をいただくような町民の皆さんの意見が反映されるような組織というものは、また別に必要になってくるのだろうというふうに思っておりますけども、幕別地域に住民会議が持たれなかった経緯としては、そのような過去の経緯があります。

それから、提案型予算でありますけども、これは前もご質問をいただいたわけであります。

なかなか提案型予算の必要性、あるいはそのやり方、これらについての具体的な論議はまだ正直いつて進んではいないわけでありますけども、これらがどのような方法で、そしてこれが住民の皆さんの声として予算に反映できるか。なかなか難しい面もあるし、また、ある面では、そういったことがこれからの時代では必要になってくるのかなというふうにも思います。

これは先ほどから言われておりますと、地域力につながると。あるいは、コミュニティの問題、あるいは地域通貨やいろんないわゆるまちづくりを進める中で、住民の皆さんの行政参加をいただき、協同

のまちづくりにもつながっていくのだろうというふうに思っておりますけども、正直言って詳細、内部の研究等も終わってはおりません。

これらがどの程度されるのか。

これも先進事例はあるやに聞いております。

具体的にどういったところにそうした提案型の予算が反映されていくのか。十分私どももさらに調査をさせていただき、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、人材育成にかかわりましては、町としての制度等がないというふうに思っています。

ただ、ご案内のように、今、人生博士制度ですとか、あるいは社会福祉協議会へ行きますと、ボランティアセンターですとか、教育委員会の方では、障害学習リーダーバンクですか。そういった登録、そしてまた、その人たちに、いろんなことをお願いするというような人材制度は活用されているのだろうというふうに思います。

私の方では、今までただ人生学博士になって、そのときだけで終わってしまうのではないかというようなご批判もあったものですから。今は毎年1回、その人生学博士の方にお集まりをいただいて、いろんな事業に参加をしていただくような要請なんかもしておりますので、それらをさらに活用できればというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 町民提案型予算の住民税1%予算については、内部ではできるだけ早くご検討いただければ、私は幕別町の住民にとってはかなり役に立つ制度になるのかなと思いますので、至急検討いただきたいと思います。

それと、人材登録制度の導入なのですが、町長が申されているのは、年配の65歳以上ですね。

学習部分についてはまた違う年齢ですが、これは先進地の事例ということを参考にしますと、18歳程度から対象者としているということで、極端に申し上げると、これをつければ全部、今、うちの町は人材登録制度の中に入ってしまうのですね。

ですから、あえてそれを部分分けするよりは、一括した総合的な形の中で、一つのまちづくり人材登録制度というものを考え直していく。見直していくという時期に来ていると思いますので、今後の検討を希望するものであります。

そして、次について、質問をさせていただきますが、アダプトプログラム、住民参加の協働等の具体的取り組みの中のアダプトプログラムの実施についてですが、取り決めについては理解をするところですが、一つ、要望があります。

何とか対象地域に、アダプトサイン。要するにアダプトを対象としている地域ですよという看板ですね。これを私は掲示していただきたいと。

一定期間をアダプトしているという印として、ボランティアの名称を入れたり、また、それが企業等の場合もあるでしょうけれども、どういった人たちが、このアダプトをしているのかというところで、今後、住民にアピールしていくためにも、文字の上で終わらせることなく、実際にやっている行動と、看板類を使ったアピール等を含めて、何とか取り組んでいただきたい。それと、政策評価の住民参加ですが、これはこの答弁書の中でもおっしゃっておりますとおり、事務事業に対する評価というのはかなり複雑ですから難しいのもわかります。私は不可能だと思いますが、何とか先進地の方向性に行くためには、この政策評価というのが、私は最終的には大事になってくるのだろうと。

それで、これにはパターンがございます。

私の調べたところによりますと、参加型というのがありまして、これは最もオーソドックスな市民参加の形式で、アンケート、公募、パブリックコメントなどのバックアップをしているものです。

それと、最近多くののが市民主導型。これは要するに、市民型に市民主導型の評価スタイルを実施するに十分な評価に対する熱意や努力が醸成されている必要があるということで、かなり理想型なのですが、最近これに加わりまして、協働型というのが出てきました。

何とかうちの政策部門の研究をするときに、この生産評価の住民参加のあり方については、この協働

型を研究していただきたいと。

これは私自身も、今、研究している最中ですが、これは、参加型と市民型の中間の意味合いを持つ形ですが、町民、行政双方からの不足を補い、相互理解に基づき評価を行い、評価から実行へつなげる円滑な移行システムとして、市民主導型よりは優れているという評価がありますので、この辺はぜひ研究対象としていただきたいと思います。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のアダプトプログラムについてでありますけれども、先ほどのお答えも申し上げましたように、今、7月1日の広報で住民の皆さんに周知をさせていただいてスタートをするわけですが、主として札内地域なんか大きな公園にかかわって、いろいろご協力をいただいている方、この辺からスタートするのだろうというふうに思っております。

予算もそう多くはないのかもしれませんが、そういった人方たちの腕章ですとか、あるいは今言ったように、公園に看板をかけるというようなことも当然検討されるのだろうというふうに思っております。

忠類地区は確か国道のところを花壇なんかを皆さんがやっているというようなことの看板設置もあるようであります。

そういったことも踏まえまして、この後、アダプトプログラムに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

政策評価については、今まで初めての取り組みであります。

ご提言いただきましたようなことを十分職員サイドでも、事務局サイドでも研究をいたしまして、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 次に、5点目にあります地域担当職員制度の実施についてなのですが、答弁では正直申し上げて、これはあまり取り組む状況に、今至っていないのだなという理解は私はせざるを得ないのですが、今までこのことについては幾度となく議会の質問の中で出てきていると思いますが、町長が求める参加型をこれから推進していくのであれば、なぜ私は地域担当職員制度を取り入れないのかなというのはどうも合点がいかないのですね。

これはやはり行政の職員をきちっと信頼していけば、この制度は私はそんな難しくないのだろうと思います。

これはやっているところでは、中学校区ごとに、うちは部長がいますので、部長が地区の班長になり、課長補佐以下が班員として地域に割り当てと。その中で何をするかというと、これはきちっと目標を持ってやっているところの話ですが、地域住民に地域計画を提出してもらい、担当になった職員に地域の資源、計画各所など図面作成を行ったり、地域の特性を求めて地域計画作成のサポートを職員が行う制度。こう謳っています。

こういう内容で立ち上げるのであれば、私は全く問題ないのですが、なぜこのところで、幾度となく出ているにもかかわらず、こういった答弁になるのか。

私は町長の積極性がないという言い方は失礼なのですが、もう少しこの辺は、どんどん職員を地域に出して、そこから地域の意見をどんどん吸い上げて、それをまちづくりに役に立てるとというのが基本だと思うのですが、なぜこういう答弁になるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 担当職員の関係でありますけれども、今、最後に言われた部分は、私は全くそのとおりだと。私はいつも職員には、机に座っていていいのは補助金の申請したって、それはもう役場の仕事ではないです。

どんどん外へ出て行って、住民の意向を聞いて、それを予算や事業に反映できるように頑張ってもらいたいということは職員に言っております。

ただ、この地域担当職員制度。特に近隣では芽室町辺りが実施したのですが、ほとんど効果的に

はあまり実行が上がっていない。逆を言うと、大変不況だったというようなことも聞いております。

これはただ担当職員が、お前は元町1の担当だから行って聞いてこい。

行ってきいてきたら、今度はその結果を土木係か都市計画係へ行って、ここの公区でこういうことを行っているから、今度はお前行って来い。というようなことよりも、私どもは、まずは電話1本もらえば、誰かが行って現実を聞いて、現実を把握して、それを対応しているという方が、はるかに有効、効率的でないかというようなこともありました。

そして、また一人の人間が、その地域へ行って、それぞれ公区の総会なり何かに出てきていろいろな話を聞いてきたものを役場へ持って返って、それを行政に反映しようと。なかなか一人では難しいし、やりづらい部分もかなりあるのだ。

公区といっても、あなた来なくなつて、あっちへ話すればそれで終わるのだという評価といいますか、批評もあるというようなことであつて。

私はいろんなことで、住民の意見を聞いて、行政に反映させる。そのことを否定するものでは全くありませんけれども、そうでなくて、そういった担当職員を置かなくても、私は公区長さんのこともありますし、それぞれが皆さん声を一つかけてくれることによって、十分行政の中に反映できていくのだろうと。

まして地域計画を策定して云々というところまで、現実に行っているところはそう多くはないのだろうというふうにも実は思っておりますけども、まだまだ私ども勉強不足があるのかもしれませんが、今まで私どもが聞いてきた範囲では、そういったことがあつて、特に取り組むといひますか、私の方から取り組むべきだというような指示はした経緯はないわけでありますので、その点はちょっと考え方の違いがあるのかもしれませんが、私としては、その思いは変わるものではありませんけども、制度としてそこまでやる必要性はどうかというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 町長のおっしゃることもわからないではないのですが、それは近隣町村の中にいい参考事例がやっぱりないのだと思うのですね。

ですから、その程度のレベルでは、これは判断もろんできないのでしょうし、我が職員が地域住民に、例えば、その地域の資源、そういったものを含めた中で、いろんな地域計画を考えている中で、それに対して職員が相談に乗りながら一緒に考えていく。これは何も難しいことではない。

公区長制度の中では、十分にやっぱり反映されていない部分があるのですよね。

ですから、私は、職員が地域の中に入り込んでいくというところに、これは値があるのであつて、ただ意見を聞いたり要望を踏んでは、これは地域担当制度の意味は全くないですから。

全くよその事例とは違うレベルの、違う水準のものを町長自身がつくり上げればいいことです。

私はそう考えます。

そのことに、例えば、部長が班長になれば、課長補佐以上がその班の班員になるということであれば、一人ということにはなりませんから。逆に言ったら横のつながりもできるし、私はいいことだと思うのですよね。

ですから、この制度については、やはりかなりレベルがきちっと一定の水準をクリアしているような実態の事例を見ていかないと、十勝圏域では私は無理だと。私がこれなぜ求めるかという、やはり十勝で一番の自治体にならなければだめだという一つの基本理念がありますから、当然よそで失敗していることでも、やり方を変えればいい制度になるのです。

これらについては、町長の現況での判断はわかりますが、今一度、内部で、プラス思考で考えていただければありがたいと思います。

それと、これで最後になりますが、私が今まで述べさせていただいた質問におきましては、やはり何といっても、十勝地域一番の住環境を目指す。そういった幕別町を目指していただきたいと。それが一番の今回の町長に対する意見です。

そのことを、やはり、行政、議会、そして住民、この三者が一体となってまちづくりをするというこ

とが基本になってきますので、やはりここ４年間で、町長が必ずやその地域力向上を目指して、この幕別町が十勝の１番、２番になれる、できれば１番ですね。そういった住環境を目指す行政になっていたきたいと思いますが、最後に町長の考えをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 長い時間にわたって貴重なご意見をたくさんいただきました。

何とか期待に応えられるように、十勝の１番を目指して頑張りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：12 延会

第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成19年第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

(平成19年 6 月 20 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 3 号 平成18年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 4 号 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 5 号 平成18年度幕別町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 6 号 平成18年度幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

(平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号))

日程第 8 議案第37号 町道の路線認定について

日程第 9 議案第38号 町道の路線変更及び廃止について

日程第10 議案第39号 平成19年度幕別町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第11 議案第40号 平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第12 議案第41号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第13 議案第42号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第14 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15 報告第10号 専決処分した事件の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解について)

日程第16 議案第44号 工事請負契約の締結について

(旭町東団地公営住宅建設工事 (建築主体))

日程第17 陳情書の訂正について

会 議 録

平成19年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成19年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁夫

代表監査委員 市川富美男

会 計 管 理 者 管 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島博美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

税 務 課 長 前川満博

糠 内 出 張 所 長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

保 健 課 長 久保雅昭

町 民 課 長 田村修一

農 林 課 長 菅野勇次

土 木 課 長 佐藤和義

施 設 課 長 古川耕一

車両センター所長 森 範康

地 域 振 興 課 長 姉崎二三男

保 健 福 祉 課 長 野坂正美

経 済 課 長 飯田晴義

建 設 課 長 吉田隆一

学 校 教 育 課 長 伊藤博明

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春

議事の経過

(平成19年6月20日 10:00 開会・開議)

[開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番増田議員、9番牧野議員、10番前川敏春議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 5番堀川議員より、本日、遅参する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に、一問一答方式により行うこととします。

なお、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

一つは、乳幼児医療費助成の拡充についてです。

若い世代は、不安定雇用、低賃金などで子どもを育てていく上で経済的負担が大変重くなっています。

子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。

子どもは病気にかかりやすく、低抗力が弱いため重症化する心配も多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切です。

子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。

乳幼児医療費無料化は、40年以上にわたる父母国民の運動で、地方自治体を動かし広がってきました。

現在では、小学校卒業・中学校卒業までとさらに広がっています。

十勝管内でも更別は小学校卒業まででしたが、今年10月から中学校卒業まで助成するとしています。

中札内は中学校卒業まで助成しています。

幕別でも子育て世代から出される要望で一番多いのが医療費の助成です。

町の人口増、活性化を願っている町民からは、高齢化率が高くなる中で、若い世代が定住する施策が必要。そして、その一つが医療費助成の拡充を挙げています。

健康保険法の改正で、来年4月から就学前までの医療費負担は2割となり、町の負担が軽減されます。

この財源を活用することにより、助成の拡充を可能です。

したがって、子育て支援として、就学前までの医療費助成の拡充を求めます。

2点目は、季節労働者対策の強化です。

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える命綱として続いてきた冬期援護制度が打ち切れ、講習制度が2006年で廃止されました。

この制度の廃止は、季節労働者の家庭と生活はもとより、建設業と業者の経営、地域経済、自治体などにも深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

雇用保険法の改悪によりまして、特例一時金50日分、一人平均受給額約25万円が、本則30日分、約15万円とされ、当分の間は40日分20万円に削減され、厳寒の北海道において、他に収入のない季節労働者は深刻な生活苦に追い込まれる事態となっています。

幕別の季節労働者は、2006年4月時点で、一時金支給対象者は851人となっています。

65歳以上の方や労働日数の不足などで、一時金支給対象にならなかった方を含めると、さらに多数の季節労働者が幕別に居住しています。

国は今年度から、通年雇用促進支援事業などの実施を行うとしていますが、季節労働者の実情が反映されるのかどうか不透明です。

したがって、次の点について伺います。

- ①町独自の就労・生活相談の総合的な窓口を設置すること。
- ②冬期就労事業などの予算化を行うこと。
- ③通年雇用促進支援事業の受け皿となる協議会には、季節労働者の意見や要望が反映できるようにしていくこと。
- ④道単独の季節労働者対策予算の増額を求めていくこと。
- ⑤国、厚生労働省に対し、通年雇用促進支援事業の予算の増額をもとめ、実効ある季節労働者対策を講じるよう要請していくこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

最初に「乳幼児医療費助成について」であります。

昨日、中野議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、国の医療制度改革を受けて、今後、北海道がどのような対応をするか見守っているところでありますが、就学前まで自己負担がなくなるような北海道の医療給付事業の補助要綱となるように、北海道に向けて働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

次に「季節労働者対策について」であります。

季節労働者に対する冬期雇用援護制度につきましては、これまで数多くの改正や延長がなされてきたところであります。

この制度は、季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきたものであり、地域経済にも影響がありますことから、その見直しの都度十勝町村会等を通じ、存続や延長を強く求めてまいりましたが、平成18年度をもって廃止されることとなり、今後は、季節労働者対策の新規施策として「通年雇用促進支援事業」による支援が検討されております。

「通年雇用促進支援事業」は、季節労働者数がおおむね1,000人以上を一つのブロックとして、周辺市町村と共同して通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者が協議会を設立することとされておりますが、十勝管内における枠組みといたしましては、大きく三つあります。

帯広市と十勝南部、池田町と十勝東部・東北部、幕別町は、音更町・芽室町及び十勝北部・十勝西部合わせて8町、季節労働者数では3,449人規模の協議会の設立を予定いたしております。

この中では、季節労働者の通年雇用促進のための「通年雇用化計画」を策定、この計画に基づいて事業主に対する意識啓発や季節労働者向けの求人開拓、相談、情報提供等の事業を行なうもので、これらに係る費用を国が協議会に委託するというものであり、国が実施する事業ではあるものの、地域の負担として、道あるいは市町村の財政負担が認められるなど、地域での一層の取組みが必要となる事業内容となっております。

1点目の「町独自の就労・生活相談の総合的な窓口設置について」であります。従前からの相談体制の継続と併せて、「通年雇用促進支援事業」で予定される「雇用促進支援員」の活用等について、今後、協議会において検討してまいりたいと考えております。

2点目の「冬期就労事業の予算化について」であります。季節労働者対策として実施しております街路の清掃、歩道の除雪事業は今年度も引き続き実施をいたします。

これ以外に新たな雇用の場の確保につきましては、内部でもいろいろ検討をいたしておりますが、なかなかこれといった事業メニューがないのが現状でありまして、大変難しいものと考えております。

3点目「通年雇用促進支援事業における「地域雇用対策協議会」への意見反映」につきましては、前段申し上げましたように、音更町や芽室町など8町で構成する協議会として設立の準備を進めているところでもありますことから、今後、こうした場において、関係団体等からの要望や意見を反映できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、国・道に対する季節労働者対策関連予算の増額要請につきましては、今までもそうでありますけれども、引き続き十勝町村会等を通じ、要請をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） まず最初に、乳幼児医療費助成の件ですが、昨日も中野議員の質問の中で、町長の答弁も私は聞いておりますが、医療制度の改正で、就学前まで2割になりますよね。

そうしますと、今まで町が負担していた分、その予算が出てくるわけですね。

それを活用して乳幼児医療費の助成をすべきではないかということなのですが、それは医療制度の中でそういうふうになりました。

それで、子育て支援として、乳幼児医療費の助成をしてほしいという要望が非常に多く、今出ているのですが、子どもを育てている若い世代の中にも本当に生活が大変になってきて、子どもを一人、二人、多く生みたくてもなかなか子どもにお金がかかって生めない。そういう声も多数聞かれます。

そして、給料前などになりますと、本当にお財布の中を心配しながら、子どもが病気をしたときには病院に行った方がいいのかどうか。それを悩みながら子育てをしている。

そういう声も多数聞かれます。

そして今、単身者の家庭も増えております。

特に母子家庭などでは、収入が本当に低い。そういう状況で働くという状況がありますし、父子家庭の場合でも、母親が突然いなくなった。そういうふうになりますと、二重保育などもしなければならぬし、お金もかかるということで、経済的負担も大変思い。そういう声も聞かれております。

そして、難病のある子育て中の若いお母さんは、自分にも医療費がかかる。子どもも身体的な障害があつて、医療費の負担が大変心配だという、そういう声も多数聞かれております。

あと、アトピー性皮膚炎の子どもたちも今非常に増えていきますし、そういうところでも食事の心配。そこにもお金がかかる。そして、医療費も不安がある。そういう声が多数聞かれているのですが、そういうお父さんやお母さんたちから、医療費の助成をしてほしいという声が多数出されているのですが、そういう声を本当に、町長直にそういう世代から聞いた中でのそういう判断なのかなというふうに思うのですよね。

そういう要望を直に聞き、そういう声が多数多いということであれば、やはり町長の責任として、そういうところにしっかり手立てを打っていくということが、今非常に大事ではないかというふうに私は思っております。

そして、子育て支援、この医療費の助成というのは、子育て支援の中でも命を助けていく。そういう立場での支援だと思うのですよね。

ですから、中札内だとか更別だとか、そういうところでは、ですから小学校、中学校、そういうところまで助成を広げているのです。

そういう姿勢に立つかどうか、今、非常に大事ではないかと思うのですよね。

道の助成1割、それがどうなるか。その動向を見て、幕別町も考えていきたいということだったので、道がどういう姿勢であっても、この幕別町で子育て支援として、医療費の助成をどう取り組むか。どう広げていくか。それは町長の姿勢にかかわると思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今までのアンケート調査、あるいはエンゼルプランですとかいろんな計画策定の中で、一番お母さん方の要望の強いのが、医療費の無料化の拡大ということでありまして、そのことは私も十分認識しているつもりでありますので、今までもいろんな議員さんの答弁の中で、来年度の乳幼児医療の改正に合わせて、何とか町としても対応していきたいということで、答弁をしまいいりました。

いよいよ来年4月から2割負担になるということですですから、道がどうであろうが、町がやればいいのかというのですけども、道の意向が決まらないと、町がどうしてもやれということにはならない。

それと、野原議員が言うように、今3割負担ですが、今度2割負担になったら町の負担が減るというお話がありましたけど、そんなことにはならないわけです。

今、3割は、昨日も言いましたが、道が1割、町が1割、個人が1割、これを2割負担になりますから、これを2割負担を、道が1割で町が1割で、個人がゼロになれば乳幼児医療は就学前まで個人負担はゼロとなってくる。

ただし、道が、今言うように、そのまま1割でいくのか、あくまでも個人負担が1割なのだから、道は0.5で町も0.5でいいよというようなことになると、個人負担の1割が残るから、私はその道が、今言うように、どういう方向になっていくのかを見て、仮に道が0.5しか出せないといった場合に、町は個人負担の1割と0.5と1.5をみれば、個人負担はゼロになるわけですから、それも含めて、その改正の内容。道の補助要綱を見た中で私は対応していきたい。

そして、できる限り、野原議員おっしゃられるように、就学までは全員無料になるように、その方に努力していきたい。そういう考えであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その道の意向というのは十分それはわかりました。

もし、そういうふうな道の意向がそうであれば、では幕別町はどうするかということになると思うのですが、道の意向が、もし0.5であっても、それ以上町が医療費の助成を拡充していくということに対しては、町長どのようにお考えになるのかなと思うのですよね。

今、確かに就学前までという要望が非常に、今、段階的にはそうなのですけども、それ以上も引き上げていっているところがありますよね。

ですから、そういう姿勢をこれからどういうふうに考えていくのかということが一つ問われるのではないかと思います。

それで、この乳幼児医療費ということで、特別予算組んでいるわけではないですよ。

医療費制度のもとでこれが2割というふうになるという方向性だということなのですが、これは本来は、国がそういうところにしっかり予算を組むべきだと私は思うのですけれども、それができていないので、父母ですとか、それから子育て中のお父さんやお母さんたちが中心に、国民の運動で、これは40年前につくられて運動が積み重なって、0歳児、1歳児、2歳児、そして就学前まで。多いところは高校生まで。そういうふうにして助成が今進んできている状況なのです。

そういう中で、やはり幕別町もそういうほかのところの動向がどうかということではなくて、町独自としてどういうふうを考えているかということが一つ大事だと思うのですが、この乳幼児医療費の無料化の発端というのは、岩手県の沢内村というところの当時の村長さんが、老人医療費と乳幼児医療費を無料にするという決断をしたのですよね。

それから運動が広まってきているわけですから、やはり自治体が国を動かしているということが大きい要因なのですから。一つでも二つでも多くの自治体が、やはり助成をしていく。国もやりなさいよ。私たちもやりますよ。

そういう姿勢で取り組んでいくということが、今、子育て支援の大きな一つの施策だということで、そういう姿勢をどう持つかということが大事だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も本来的には、これは国の制度として、少なくとも義務教育までは無料化になるという制度ができれば、これは私どもにとって一番ありがたいことでありますし、私どもとすれば、そういったことも含めて、国への要望ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、私ども町自体が今やれることとしては、まずは当面、就学時までの無料化を図ることが、まず先決なのかなというふうに思っております。

この後、段階的に、本町で一切、1学年上げることに千二三百ですか。一般財源が要するというような事情もあります。

そういったことが、今後の財政運営の中でも可能なかどうかということも含めて、検討していかなければならない問題だろうと思いますし、先ほど申し上げましたように、お父さん、お母さんからの要望の中では、一番乳幼児を含めて、子どもたちの医療費に係る助成を求める声が強い。そのことは私どもも十分認識しておりますので、そういった状況をみながら、これからさらに対応していかなければならない問題だろうと。そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） わかりました。

幕別町でも、ほかの施策で全道を牽引する施策。教育関係であります。

そういう意味でも、全道を牽引していく、そういう立場からでもこの乳幼児医療費の引き上げというのは、早急に検討していただければと思います。

それから、もう一つは、季節労働者の件ですが、町独自の就労生活相談の総合的な窓口ということで、この相談窓口ということでは、協議会の中でそういう相談窓口もこれから検討していくということ資料などからも読み取れるのですが、ここで一つ、確かに就職促進とかそういうところでの相談窓口が主になるのではないかとというふうに私は捉えております。

それで、今心配なのは、そういう方たちの生活の中で、今、町民税が上がったりですとか、国保のものですとか、そういうことでは、子育てですとか介護にかかわる。そういう問題にも、経済的なこともかかわってきてあるのではないかとと思うのですよね。

ですから、町独自として、そういうところも相談できる総合的な窓口を設置することが必要ではないかと考えております。

その点はいかがでしょう。

それから、2点目の冬季就労の町独自の施策なのですが、これも私、何回か取り上げてきていまして、冬場の森林組合と連携して枝払いですとか、それから、道路の除排雪ということも取り上げてきたのですが、もう一つ、今、町民の意見から読み取れるところでは、国道、道道、それから町道との交差点の境目というのですか。そういうところに冬場になりますと、雪がいっぱい降って、見通しが悪くて、その除排雪がいつもきちっとされていないのでないかって。

そういうところをやはりきちっと目配せをして、道路の保全という意味も含めまして、そういう除雪ということをしてくれると、本当に車運転されている方でも歩いている方でも、見通しがよくなって助かるというのですが、その点も一つ検討になれるのではないかと思います。その点伺います。

それから、3番目のこの季節労働者の意見や要望が反映できるように、この協議会にはということなのですが、ここがやはり労働者の生活実態というか、そういうところが一番反映できる場ではないかと思えます。

ですから、そこにやはり労働者の立場の人たちがしっかり入ってくるということを切に求めています。

それと後、道単独の季節労働者対策の予算なのですが、これは3番目ともかかわってくるのですが、

町独自ではなかなかその仕事を、冬場の仕事はないということで、これは道の事業とタイアップして、道の予算化して、道の事業も増えることによって、町の仕事も増えてくるのではないかと考えるのですが、そういう立場からも、道の予算を増額していくということが大事ではないかなというふうに考えます。

5番目の国なのですが、この国にも同じように求めていくということですが、道と国とはちょっと立場が違うのではないかなというふうに思います。

国の方に要望するということでは、確かに予算もそうなのですけども、やはりこの季節労働者は、バブル期にずっと公共事業を支えてきた方たちなのですよ。

それで、夏場働いて、冬場この90日の支給と、それから、そういう中で仕事を支えてきた人たちなのです。

今、若い人たちは、道外に出て行って働くということもできるのですが、高齢の方たちはなかなかそういう仕事もそういうところで確保できない。

そういうところで、国がしっかりそういう人たちを支えていくという意味では、冬季講習なんかもなくなくなっているわけですから、それにかかわるような施策と、それから予算化ということを強く求めていることが必要だと思います。

その点についてお聞きいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の相談窓口の件でありますけども、町として今、労働関係は商工観光課が窓口で対応しています。

そのほか、いろんな生活相談、あるいは消費者の相談だとか、いろんな窓口が個々に対応しているわけでありますけれども、そういった生活問題まで係るようなことになると、福祉関係ですとかいろんなところにも相談していかなければならない部分もあろうかと思っておりますけれども、一応の窓口としては、季節労働者関係の窓口は商工観光課でこれからも対応して、その相談の中身によって、個々に対応していくことが大事だろうというふうに思っております。

それから、町独自の冬期間の仕事、野原議員からも何回かいろいろ言われております。

お話ありました冬期間の町有林の伐採についても内部検討もさせていただきましたが、なかなか雪の深い中で、労働者の皆さんに出ていただいて伐採をする作業というのは、かなり難しい問題があるのではないかなというようなことも、実は言われております。

それと、除雪のこともいろいろあります。

特に交差点の除雪になると、雪がかなり固まって硬くなってしまって、手だけではなかなか、手仕事では大変でないかなというようなこともあって、これらも何かいい方法がないかなというようなこともありました。

それから、かつては町の空いた職員住宅ですとか教員住宅の解体工事なんかを冬期間に集約して、そして季節労働者の協議会の中でお願いしてやったというような経緯も実はあるわけですけども、なかなか今はそう解体の仕事も多くはないのと、また、解体の作業も大変今難しくなっているというようなこともあって、実は私ども独自の仕事を探す、仕事を設けるのに、今、苦慮しているのが実態でありますけども。

お話ありましたようなことも含めて、引き続き内部では検討させていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、今度、協議会ができますと、町がこういう仕事がありますよといっていたら、その仕事を協議会で持っていくことになって、その協議会から人が派遣されてくると。らしいです。

ただ、もちろん幕別で出す仕事にほかから来るということはほとんどはない。地元の人が来るのでしょけれども、まとめていくのはそういう協議会だというようなこともちっと、この間の代表の方のお話を聞きましたけども。

次の協議会の参加の問題もそうなのですけども、今、ちょうど始まったところでありまして。

先日、ちょっと復命書を見せてもらいましたら、音更町で事務局を持つことになって、そこで今、8町の担当者が集まって、第1回の打ち合わせ会が開かれたと。

これからだんだん中身を詰めていくということでもあります。

そうした中で、今言った仕事のあり方、あるいは協議会に季節労働者の方々の意見が反映されるような場。こういったものを含めて、これからの推移を見守りながら、あるいは町としての意見を述べながら対応してまいりたいと思っております。

また、道・国への要望は、これは今までも申し上げましたけども、町村会もそうですし、季節労働者協議会自らが出されるときに、町が副審書というようなものを付けて出された。

先般も全道の町村会の活動方針の中でも、季節労働者対策の充実についてというようなことが出されておまして、国には今なお、特例一時金をさらに維持するようにというような要望を、今、全道の町村会では挙げているわけでありまして、これらが何とかいい方向にいけばというふうに思いますし、道に対しては、今おっしゃられましたような仕事の確保といった面からも、当然要請活動は続けていかなければならないと。そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 相談窓口なのですが、これは総合的な相談窓口は商工観光課にあるということですね。

それと、仕事の確保なのですが、本当にこれ、協議会でこれから進めていくというお話だったのですが、それであれば、手作業だけではなくて、除雪機なども活用しながら、そういうこともできるのではないかと思うのですよね。

業者との連携もとりながら、そこは可能ではないかと考えるのですが、その点、一ついかがでしょうか。

それからもう一つ、先ほどこちょっと質問漏れてしまったのですが、道路だけではなくて、今、雪が降った場合、一番町民から要望出されるのが、高齢者のところの排雪ですよね。

道路と自宅までの入り口のところの排雪が非常に困難だという声が多数聞かれるのですが、そういうところも町独自で対策を立てて、季節労働者の方にそういうところを仕事を請け負ってもらおうというか、そういうことも可能ではないかと思うのですが、それはすごく、冬、雪が降って、特に重たい雪や何かのときには非常に要望出されている件なのですが、それも解消できるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 除雪の関係については、いつもいろいろな要望課題があるわけでありましてけれども、季節労働者の問題もありますけども、除排雪にかかわっては、地元のもちろん業者もいますし、就労センターとのかかわりもありますし。

そしてまた、今言われたように、自宅と道路との間のいわゆるこの排雪まで町がいくということは、なかなか厳しいのでなからうか。いわゆる私有地に入る部分でありますし。

そしてまた一方では、今一生懸命協働のまちづくり支援事業の中で、地域の皆さんにもご協力をいただく中でお願いしている部分もあるわけでありまして、そういった面で除雪、排雪の一部ですとか、一地域を協議会に全部任せるというようなことができれば別なのでしょうけど、なかなか現実にはそうもいかない部分もありますし、通学路の歩道だけでもどうだという話も内部でしたのですが、これも今、歩道の除雪機械をどんどん入れて機械でやっている中に、これを手作業でというのは、これはなかなか難しいのだろうというようなことで、言葉としては、除排雪は冬場の仕事としてはあるのだろうということはあっても、これを現実に発注して、どういうふうにやっていただけるかということになって具体的にやってくると、また難しい問題、あるいは課題もあるわけですから。

先ほども言いましたように、お話いただきましたことについては、十分これから冬期間の除雪のいろんな面で協議する中で検討させていただきたいと思っておりますけども、今言ったように、なかなか私有地までの排雪というのは難しいのかなというふうにも実は思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 要望の多い除排雪等冬場仕事の少ない季節労働者との、そういう中でタイアップして、何とか検討して、そういう中で解消できないものだろうかというふうに思うのですよね。

そこが解消できれば、これは町民からも、これから高齢者社会ですから、高齢化されている単身者ですとか、二人世帯の方や何か、二人いてもなかなかできないという声もありますので、そこが解消できるような方法があれば、町民からも喜ばれますし、季節労働者の方からも喜ばれますし、その辺の対策を何ら考えていくことができれば、これは一ついい方向にいくのではないかなと思うのですが、最初から、スタート口から難しいのではないかとではなくて、検討課題として、そこを検討できないものかどうかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 仮に除雪を町の仕事としてお願いする。

それは先ほどから申し上げておりますように、一つの手法であり、検討することはこれは当然であると思いますけども。

ただ、総体的に言いますと、先ほど言われたように、800人から900人と非常に大きな人数の方々を、本当に町の単独事業だけで、すべての人たちに行きわたるのかというと、なかなか難しい面も確かにあるのだろーと思えますけれども、そうはいっても、一つでも二つでもやっていかなければ進まないということにはなるのだろーと。そういう思いもありますけれども。

お話ありましたようなことは、引き続き検討させていただきたい。そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 先ほど、851人と言いましたが、若い方も働きに行くのですよね。

ここに残っているのは、なかなか本州の方まで行って働けない。家庭の事情があって残っている。そういう方たちに対する対策の一つというふうに。全員がということではなくて、先ほどおっしゃいましたように、一つでも二つでも細かな施策があることによって、仕事を増やすことができる。そういう立場も必要だと思うのですが、そういう点でもやはり考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そうした協議会もできるわけでありまして、また、町自身でも、今いろんな対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問させていただきます。

介護保険の要介護認定についてであります。

幕別町の今後10年間のまちづくりの指針となる「第5期幕別町総合計画」の策定にあたり、町民アンケートが実施され、その調査結果がまとめられました。

調査結果によると、「幕別町が将来どんな町になることを望むか」との設問には、「お年寄りや障害者が安心して、生きがいを持って生活ができる町」との回答が42.9%と、一番高い数字を示しています。また「住みやすいまちづくりを進めていくために、特にどの部門に力を入れていくことが大切か」という設問に対しても、「高齢者や障害者福祉」との回答は3番目ではありますけれども48%と非常に高く、1番目の回答とほとんど変わらない数字を示しています。

また、高齢年代になるにしたがい、関心が高い傾向が出ていることが表記されています。高齢化が急激に進む中で、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活ができるための基盤整備はますます重要と言えます。

さて、昨年4月に介護保険法が大幅に改定され実施されました。

予防給付、介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要がありますが、高齢者にとって介護認定審査会の審査結果は、利用限度額や受けられるサービスに制限をもたらすなど大きな

意味を持つものです。

しかし、幕別町を「通常の事業の実施地域」としているいくつかの関係機関から、幕別町の要介護認定について、「帯広市や他地域審査会の認定結果と比較して要介護度が低く出される傾向がある」との声が寄せられています。

また、更新認定において、「前回認定と何も変化がないにもかかわらず、要介護度が下げられたことによって希望するサービスが利用できなくなった」との利用者から苦情も聞かれます。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、18年度の幕別町と帯広市の介護認定審査会の結果を比較すると、1次判定で要介護1相当であったケースが、2次判定で介護1以上に認定される割合ですが、幕別町は約47%ですけれども、帯広市では約61%となっています。

また、1次判定での認定結果が2次判定によって変更される割合ですが、幕別町は高くなるケースが約12%で、低くなるケースが約6%ですけれども、帯広市ではそれぞれ約22%、約2%となっています。このように数字の上では認定結果に明らかな違いが見られます。

18年度第4回定例会でも要介護認定について質問が出されていましたが、その後、どのように改善されたかお伺いいたします。

次に、18年度の幕別町の要支援・要介護認定者のうち、実際に予防給付、介護保険サービスを利用している人の割合を要介護度別に伺います。

また、サービス支給限度額を超えてサービスを利用している人の人数を要介護度別に伺います。

次に、訪問審査員や東十勝認定審査会委員の研修や、主治医意見書の記載内容に対する要望などを町としてどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「介護認定について」であります。

1点目の「要介護認定について1次判定と2次判定の差の改善について」であります。ご承知のとおり、被保険者から介護認定の申請がありましたら、認定調査員が訪問調査を行い、認定調査の79項目をコンピューターに入力し、その結果が1次判定となるわけでありす。

また、申請と同時に主治医に意見書の提出をしていただきますが、認定審査会では、これらのデータをもとに出された1次判定の結果について、基本調査・特記事項・主治医意見書の内容に矛盾がないかどうかについての確認をいたしております。

1次判定の結果を変更する場合には、特記事項や主治医意見書の内容に基づき、通常の例に比べて長い時間を介護に要すると判断される場合、あるいは通常より短い時間でよいと判断される場合については、「要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間」や「日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布」また「状態像の例」や「要介護度変更の指標」などの参考指標を確認し、変更することとなります。

1次判定の結果が、要介護1相当と判定されたものにつきましては、さらに要支援2か要介護1に判定いたしますが、「認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態」、もしくは、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」にある場合においては要介護1となり、それ以外はすべて新予防給付の対象となる要支援2と判定することとなっております。

東十勝介護認定審査会におきましては、これらの判断基準に従い適正に審査を実施していただいているものと考えております。

ご質問の内容は、帯広市との違いについて言われているわけですが、帯広市が重度に変わる変更率が高い。だから幕別町の判定も重度への変更率が高くなるように改善するべきものというふうにはならないのだろうというふうに思います。

私どもの立場からすれば、あくまでも、厚生労働省から示されている要介護認定基準及び要支援基準

に基づき適正に審査をし、判定していくべきものであるというふうに考えております。

幕別町の認定調査は、認定調査実施マニュアルに従い79項目の調査を適正に実施していることから、特記事項や主治医意見書との乖離が少なく、変更率も低いものであろうというふうに考えております。

東十勝介護認定審査会においては、今後も国から示された基準に基づき適正に介護認定審査に努めていただくようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

2点目の「要介護度別の利用者割合について」であります。要支援1の認定者は121名で、利用者が72名、利用割合は59.5%、要支援2の認定者は164名で、利用者が117名、利用割合は71.3%、要介護1の認定者は189名で、利用者が147名、利用割合77.8%、要介護2の認定者は144名で、利用者137名、利用割合95.1%、要介護3の認定者は136名で、利用者113名、利用割合は83.1%、要介護4の認定者は128名で、利用者107名、利用割合83.6%、要介護5の認定者は96名で、利用者59名で、利用割合61.5%となっております。

次に、支給限度額を超えてサービスを利用している人の人数を要介護度別にとのご質問についてありますが、本年3月の状況で見ますと、要支援1で1名、要介護3で2名、要介護5で1名となっております。

次に、3点目の「訪問審査員や東十勝認定審査会委員の研修や主治医意見書の記載内容に対する要望などを町としてどのように行なっているかについて」であります。訪問調査員や認定審査会委員の研修については、北海道が年1回開催する新任及び現任研修にそれぞれ参加をいたしております。

また、町におきましても、年度当初や制度の改正があったときに研修を実施いたしております。

なお、訪問調査については、幕別町においては施設入所者などを除き、町の職員が調査に当たっており、判断に迷う事例等については、道に問い合わせるなど、調査員間で話し合いを行うなど適正な調査に努めているところであります。

次に、主治医意見書の記載内容に対する要望であります。主治医の意見書は、介護保険法第27条第3項及び第4項において、その内容及び用途が規定されており、町が独自に記載内容の要望ができるというものではありませんが、主治医意見書のマニュアルに従い、必要事項がわかりやすく、また記載漏れなく記入していただくよう、今後も北海道等を通じながら、医師会に対しご指導をいただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上で谷口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問させていただきたいと思います。

私の質問の①から③は関連事項ですので、まとめて再質問させていただきたいと思います。

18年度第4回定例会では、議事録を読みますと、増田武夫議員から質問があつて、その内容は、介護審査会において、要介護1相当の認定者を2次判定の過程で、分けるに当たって、介護予防に分担されるのが、幕別町は54%に対して、南十勝の2町は、約30%である。明らかに数字上の違いがあるかどうかということの指摘がされています。

そして、認定内容に対する異議申し立てについては、問い合わせが数件あるにとどまり、道に設置されている介護保険審査会に対する審査請求は、制度が周知されているにもかかわらず、請求されたことがないという答弁がなされているところでした。

今回の私の質問ですけれども、関係機関から寄せられた声に基づいて行わせていただいております。

幕別が低いから、他の審査会と歩調を合わせろと。そういうことを言っているわけではないのです。

どんな場面で、そんな声が挙げられているかといいますと、三つありますが、比較的大きな十勝管内の医療機関の交流会の討論の中で、幕別町の認定審査結果は厳しいという報告がされたり、介護保険にかかわる研修会の席上、帯広市の方でありますけれども、介護支援専門員の方からそのように言われたということであつたり、幕別町にあるある事業所では、幕別町の介護従事者なら多くの人が、幕別町の認定は厳しいと思っているだろう。そんなふうに囁かれているのであります。

しかし、そういった声が挙がっているからといって、そのことだけで、実際にそういうことなのか。

単なる呟きなのかわからないわけです。

そこで、実際にどうなのか。通告書では、帯広市との比較を出ささせていただきましたけれども、ほかのところもご協力いただきまして、南十勝の広尾町、北十勝の音更町、そういったところからもサンプルをいただき、データをいただき、18年度の認定の結果を比較して、私なりに精査してみました。

全国一律の基準で行われる認定審査会でありますので、大きく違いが出てくる。そういう性格のものではありませんけれども、幕別の東十勝認定審査会の認定結果には、指摘されているような特徴があることはわかりました。

訪問調査員の基本調査から出される1次判定の結果は、4市町とも大きな違いはなかったでした。

例えば、要支援1の割合ですけれども、幕別町は、認定者の15.1%である。他の3市町は、11.4%から19.9%。要介護1相当は、幕別町は36.7%ですけれども、他の3市町は30.2%から40.2%になる。要介護2以上は、幕別町は44.9%で、3市町は39.3%から47.3%という結果になりました。

幕別町の1次判定の結果は、この私の分類では、どの数字も中間に位置するものです。

しかし、この1次判定に、訪問調査員の調査費用の特記事項や主治医意見書によって下される2次判定の結果。大きく食い違ってきていることがわかりました。

2次判定の結果、要介護の閉める割合は、幕別町は65.3%ですけれども、帯広市は70.1%、広尾が75%、音更町も72%と、幕別町が最も要介護と認定される割合が小さくなっていくわけです。

まずは、幕別町の東十勝認定審査会の認定結果が、私の報告から厳しい。もしくは、少なくとも厳しいと言われる。そういう理由がある。そういう共通認識に立っていただけたかどうか。

まずはお伺いしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、今言ったように、1次判定の中ではそう大きな差はない。幕別町は中間だと。

2次判定になったら、大きく開きがある。

ただ、これはそれぞれの調査員、そして担当医師の主治医の意見書によって、その判定がなされるということですので、決して我々が、あるいは主治医や調査員が、目的を持って、高くしようとか安くしようとか、そういう考えはまずないというふうに思っています。

あくまでも、マニュアルに基づく79項目のほかに、いわゆるおっしゃったように、全国一律の基準によって調査をしている。

ただ、これは違うのは、一人の人間を帯広市と幕別町と本別、浦幌がやっているのではないですね。

それぞれの人によって違う部分もあるのだらうと思いますし。少なくとも、大きな差があって、それが不適切であるというようなことは、これは当然国なり道からの指摘もあるでしょうし、いろいろなご指導もあるのだらうというふうに思います。

ただ、厳しいという言い方が、どういう中で言われるのか。単なる一つの数値を見て、比較して厳しいということが言われるのだらうというふうに思いますが、私どもは、保健師の話を聞いても審査会の意向を聞いても、それぞれ適正に判定をされている。

それしか私どもも今お聞きしている、あるいは私どもがお願いするのは、適正な判定をお願いしたい。それしかないわけでありまして。

特に私の方から何をどうしてほしいなんていうようなことはもちろん言うあれもありませんし、おっしゃったように、同じような基準でやるわけですから、差がないのにはこしたことはないと思いますけれども、ただ、相手はそれぞれ違うわけでありまして、同じ人を五つか六つの審査会が見るわけでないで、その辺にどういった差があるのか、ちょっとわかりませんけれども、私としては、そういったこれからも適正な判定をお願いするように、調査員にも、そしてまた、審査会にもお願いしていきたい。そういう思いであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 一人の要介護認定を受ける方が同じ認定審査会の人がいるわけではありませんの

で、同じ人を見るに当たっても、いろいろ違いが出てくる。そういったことがあるということは、人間の物の見方ですから、実際には生ずるものだということについては理解できますけれども、もう少しこの出されているデータについて、詳細を答えさせていただきたい。そのように思います。

2次判定で、要介護1相当と認定された人が、要支援2もしくは要介護1に分類されるわけですが、幕別町の場合は、1次判定で要介護1相当と認定された方が、2次判定で要介護1以上に認定される割合、これが46.3%なのです。

それが、帯広市では、61.2%になり、広尾町では73.3%になり、音更町が一番幕別に近い数字ではありませんけれども、53.9%になるわけです。

幕別町だけが要支援1、2へ振り分けられる割合が半分を超えている。そういうことなのです。

もう一つ、1次判定の結果、2次判定でどのように変化をしたかということを見てみました。

幕別町は81.2%が1次判定どおり、そういう結果になっています。

1次判定より低くなったという結果が出た人は6.3%で、高くなったという方が12.1%でした。

帯広市では、下へ下がるというのはわずかに1.2%で、上へは21.8%。広尾町では、下へは4%で、上へ36.5%。音更町、下へは6%で、上へは22.6%となっています。

つまり、幕別町の特徴としては、4市町の中で最も1次判定どおりというふうになる結果が高く、最も下に下がる割合が高く、最も上に上がる割合が低いと、そういう結果が出されています。

帯広市の認定審査会委員の一人ですが、病院の医師をやっている方ですが、認定審査をする上で大事なことは、認定を受ける人が生きていく上で必要な介護保険サービスをしっかり受けられるように、要介護度を出すことと話しています。

1次判定での要介護度が低いと感じたときには、訪問調査員の特記事項、それから、主治医意見書の記載の中から、要介護度を上げられる要素を拾い上げて、要介護度を討議するのだそうです。

この方とは別に、もう一つ、介護支援専門員の認定審査委員。要介護度を判断する上で、医療関係の要素だけでは不十分と感じた場合でも、生活にかかわる視点から、要介護度が低く認定されることがないように意見するのだそうです。

もちろん、5人の委員の協議で決めるわけですから、一人の意見だけでは通らないわけです。

しかし、委員の多くが、そういう共通認識をもって、認定審査会に参加しているということを述べておりました。

このことは、先ほど、紹介しましたが、帯広市のデータとまるっきり一致するものだというふうに思います。

そして、前回の18年度第4回定例会の答弁の中にありました不服申請のことですけれども、介護保険審査会へ審査請求がされていないということは不服がない。もしくは少ないということではないということも申し上げておきます。

要介護認定を受ける人や家族、介護支援専門員にとって、介護保険審査会に審査請求をするということは、訴訟を起こすようなものに近い。時間がかかる上、大変な手間隙がかかるのです。

だから、どうしても十分なサービスが受けられないという場合は、区分変更ということで、認定をし直してもらわなければならない。

認定結果に対する不満がないわけではないのです。

また、ここでも数字の羅列等になりましたけれども、私なりの調査結果や指摘の中で、幕別町の十勝認定審査会の要介護認定は厳しいといわれても仕方がない。そういう条件があることは認識していただけたでしょうか。質問いたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご指摘をいただきました数値については、十分私もわかりました。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、認定審査会に対しまして、私からどうするこうするというのではなくて、あくまでもやはり適正な認定をしていただくようお願いをしたいということは、変わるものではないというふうに思っております。

その結果が、今言ったようなことでなく、もっと管内同じような水準になっていくことを、私としても望みたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 町長が認定審査会に申し上げる立場ではないというふうにおっしゃっておりますけれども、認定審査会は、町長が任命者の一人になっているというふうに私は認識しているのですが、もしそのことが違うのであれば、ご指導いただきたいというふうに思います。

質問の方を続けますけれども、答弁でいただいた数字にありましたように、要介護認定は、介護保険サービスを利用するというはっきりとした目的があって、認定を受ける。

だから、要介護認定を受けた方の利用が多いわけです。

ただ、受けておこうということだけではないわけなのです。

介護保険サービスを受けるための入り口であって、サービスの質や量に影響力を持つ要介護認定は非常に大切なものであります。

お話をさせていただいたように、認定審査会では、特記事項や主治医意見書を十分に反映させていただく。そのことが重要です。

特に、主治医意見書は、地域に根付いて、長年地域の住民の診療にかかわっているそういった医師が書かれたものと。

例えば、大きな病院などで、短期間に転勤していく、研修医のような立場の人が書かれたものや、十分な診察の回数がない患者さんに書くということは大変なことだと思います。

記載内容に、大きな違いが出てくるケースというのは、随分あることだということで、私も承知しています。

専門家の領域ですし、医師不足の折でもありますし、大変なのだと思うのですが、主治医意見書を以てする医師の協力もしっかりいただけるよう要請は必要なのだというふうに思います。

そして、訪問調査員の特記事項の記載についても同様です。

特記すべき事項があれば、余さず記載をして、認定審査会にデータとして提供する。

そのことが重要でないかと思います。

要介護度が低く出されることは、何度も申し上げますように、サービスを利用する人にとって大変なことなのです。

今回、答弁でいただいた資料の中に、3月の時点で料金の、言葉正確に言いますけど、区分支給限度基準額を超えるケース。数件ありましたけれども、要介護3では2名いますけれども、このことについて、このうちの一人を私はたまたま知っているわけですが。

要介護3、区分支給限度額が2万6,750単位。今年2月から4月まで、サービス利用表を見ますと、超えてしまっていました。

訪問介護中心に、サービスを利用していたのですが、一番多い月で3万4,498単位のサービスを利用しておりました。

結局、7,748単位オーバー。この月は支給限度基準額の2万6,750円とオーバー分の7万7,480円。合計10万4,230円の自己負担となっていました。

このほかにも、10万以上の自己負担となった月は、まだあるのです。

区分支給限度基準額を超えるということは大変なことなのです。

全額になるわけですから、それは当然です。

超えないように、介護支援専門員は、ケアプランをつくるわけです。

頭を悩ますケース、区分支給限度額に収まっているからということだけでは、介護保険のこの区分限度基準額が十分な額だというふうにはならないわけであります。

東十勝認定審査会の委員の任命には、町長は深くかかわっているのではないかと、先ほども申し上げましたけれども、思っています。

任命者の一人であるならば、東十勝認定審査会の任命者としての意向を伝えることは、重要なことだ

と思います。

町や東部4町で独自の研修、意見効果の場も必要ではないかというふうに思います。

認定審査委員も訪問調査員も一生懸命任務に当たられていることと思います。

国から示されている基準に基づいて適正にやっているとのことですが、他の審査会の動向についても、目配せすることは、独自の世界に入らないためにも重要だというふうに思います。

今回の私の指摘も活かしていただいて、より安心して暮らせる幕別町にしていきたいと思います。そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 認定審査会の任命権者は私であることは間違いないというふうに思います。

ただ、任命権者であるからといって、私が審査会の中身、住民の要介護の程度をどうするという視点で捉えてやってくださいとか、ほかから見て大変低い。そういう指摘もあるので、何とか改善してくださいとか、そういったことを私の口からお願いするということには、私はならないのだろうというふうに思います。

あくまでもそういったことについては、お話を、私がお願いするのは、国の基準に基づいて、適正な判定をしていただく。そういうこと以外にどうしてほしいとか、こうしていくべきでないかというようなことは、なかなか私は申し上げるべきでないのだろうというふうに思います。

もちろん、間違ったことがあるとか、国の基準を外れたことをやるとかということだめだということとを是正するのと、それはまたちょっと問題は違うのだろうというふうに思います。

ただ、こういう数値が出ているということについては、これは現実の問題ですから、それは当然周知することは必要かもしれませんし、あるいは今おっしゃられたような独自の研修なり、いわゆる勉強会を開くというようなことも、これもまた必要なのだろうかというふうには思います。

ただ、一方的にこちらからどうこうということにはならないというふうに私は思っておりますし、先ほど来申し上げておりますように、同じ国の制度の中でやる保険制度ですから、この差がないのが一番いいのだろうというふうには思いますけれども、かといって、先ほど来申し上げておりますように、それぞれの審査会の対応もあるのだろうというふうに思います。

訪問調査員も、うちの場合は全員保健師が対応しているという状況にもありますし、また、いろいろな審査会のあり方もあるようにも聞いております。

ただ、どこが悪いとかどこがいいということはもちろん申し上げなければなりませんけれども、私どもは、今のその審査会のあり方は、国の方針、支持に従って、適正になされているものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 任命権者であるということは、ご答弁いただきました。

また、ほかの自治体との数字の比較になりますけれども、幕別町は、5人の委員を三つのグループで認定審査会を構成しているというふうに聞いております。

帯広市は、人口が多いですから、九つのグループでやっているというふうに聞いています。

そして、この九つもありますと、バランスがやはりいろいろと出てくるのだそうです。

認定結果にでこぼこが出てくるのだそうです。

そういったときにどうしているか。

やはり任命者の方でそういった傾向がありますよということの指摘はする。

そして、それがほかの委員の目からもバランスが悪いと。改善がされないということであれば、2年間の任期の認定審査委員でありますけれども、それは交代していただくと。任期のちょうど終了ですですね。

それぐらいの指導力といいますか、任命権者としての役割を果たしていただく上では、そういったことが場合によっては必要なのではないのでしょうか。

それ以上言えないというようなことでは、必ずしもないのだと思うのです。

今の帯広市を例に、情報を伝えるということではなく、もう少し強い立場で意見を述べていただく。そのような意向を伝えていただくそういったことはできませんでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） うちの審査会、お話ありましたように、5名ずつ三つの合議体で毎週審査会を開いている。

ただ、合議体の編成、半年ごとに変えて、いわゆる認定が偏らないようにというような配慮も現実には行っているわけであります。

私の立場から、任命権者がもっと意向をというお話はありましたけれども、私は先ほど来申し上げたおりますとおり、この私の立場から、どうこうということにはならないのだろうというふうに思っております。

あくまでも、こういった事実があったことについては、これは周知することはもちろんですけども、ただ、それかといって、今やっていることが間違いだからこうなさいというようなこと。帯広市はこういう数字だから、これに合うように、幕別もやりなさいよというようなことには、これは絶対ならないわけであります。

あくまでも私は適正な認定をお願いしていただきたい。スムーズな審査会であってほしいと。そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時25分まで休憩いたします。

11：09 休憩

11：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、大きく2点に分けて質問をさせていただきます。

はじめに、町長の政治姿勢について、お伺いするものであります。

誰もが安心して暮らせる幕別町は、すべての町民の願いであります。貧困や格差社会が大きな問題になっている現状において、町民の暮らしを支える行政の手立てが何より求められています。今後4年間の町政執行にあたり、町民の暮らしの現状やまちづくりのあり方などについて、お伺いしたいと思います。

まず、格差と貧困の問題であります。

町民の暮らしは、この間、どんどん困難になってきているという訴えが届きます。

特に増税の影響は大きく、昨年の定率減税の縮減による大增税に加え、今年は定率減税全廃と住民税率がフラット化されたことにより、増税額は昨年と合わせて3兆4,000億円。

国民一人当たり平均2万6,000円に上るといわれています。

連動しまして、昨年は特に国民健康保険税や介護保険料の負担もあり、これらは今年も負担が増えることが予測されます。

現在、勤労者の給与をはじめ、年金生活者は年金課税で所得が減少し、また、中小業者の収入も低迷しております。

生活や営業を困難にする重大な自体が広がってきております。

今年度の増税の実態と町民の収入の状況について、支援が必要と考え、以下の点についてお伺いするものであります。

一つ、定率減税全廃による影響額と対象者数についてであります。

二つ目は、国民健康保険税や介護保険料の影響額と対象者数であります。

三つ目は、収入別階層の人数。

そして、四つ目は、年金収入に限っての階層別人数をお伺いいたします。

5点目は、負担の軽減対策であります。

次いで、町長の行政執行方針の中に、第5期総合計画について述べられておりました。

この点について、お伺いするものであります。

平成20年度を初年として、向こう10カ年を期間とする計画を、策定中であると示されました。

第4期総合計画、現在であります、これを2年残してのスタートであります。これは、新町になったことから考えますが、幕別町は現在、近隣3町で唯一人口が減少しています。微減であります、減少しております。

第4期総合計画、合併時の将来の人口推計では、いずれも増加の計画でありました。

今年4月の人口は2万7,429人、平成16年9月から見て微減です。

新町まちづくりの計画では、平成32年に3万571人を目標としていますが、現状では達成が困難であろうと推測されます。

人口の増減はまちづくりの大きなバロメーターであり、第5期総合計画での人口の目標の位置づけ。そして、都市計画のあり方、定住の支援や雇用の拡大、活気あり魅力ある町づくりにしていくために、策定に当たっての基本的な考え方をお伺いするものであります。

2点目は、子どもの権利条約の策定についてであります。

子どもたちが健やかに育ち、希望にあふれる生き生きと暮らせるまちづくりは、町民の願いであります。

そのためには、子どもの人格が尊重され、人権が保障されることが基本となります。

子どもの権利条約は、基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた1990年に定められた条約ですが、教育のみならず、保険、医療、福祉、文化など、子どもの人権をすべての分野にわたり定めた、人類の英知の結集とも言われているものであります。

日本が批准してすでに13年となりますが、各自自治体で独自の条例を定める動きが広がっています。

幕別町におきましても、昨年の3月の定例議会で、具体的プログラムの作成を開始したと示されておりました。

その後の経過と見通しについて、お伺いするものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に「町長の政治姿勢について」であります。

「今年度の税改正に伴う町民への影響について」のご質問であります、本年度の税制改正における住民税につきましては、国が推し進める「三位一体の改革」の一環として、本格的な税源移譲が本年度から実施されることを踏まえ、個人住民税においては、応益性や偏在度の縮小ということにより、所得割の税率を10%の比例税率化とされたところであります。

さらには、平成11年からの特例で、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、緊急避難的に講じられた景気回復のための措置として、全ての納税者を対象に一律に税負担を軽減していた、いわゆる定率減税については、19年度課税分より全廃となったものであります。

ご質問の1点目「定率減税全廃による影響額と対象者数について」であります、影響額につきましては、税源移譲前の税率5%で4,886万円、これが税源移譲後の税率10%で試算いたしますと6,480万円となります。対象人数は1万1,324人となっております。

ご質問の2点目「国民健康保険税・介護保険料の影響額と対象者数について」であります。

はじめに「国民健康保険税への影響について」であります、国民健康保険税につきましては、所得に対して課税されるものでありますので、今回の税源移譲による税率の改正及び定率減税廃止による影響はありません。

次に「介護保険料について」であります、介護保険料の決定にあたりましては、まず第1に住民税

が課税か非課税かによって区分し、さらに課税の場合は、所得が200万円以上か未満かによって段階を決定いたしますので、このたびの税源移譲による税率の改正や定率減税の廃止は、住民税が課税か非課税の区分、及び所得が変わるものではありませんので、介護保険料についても改正による影響は出てこないものであります。

ご質問の3点目「収入階層別人数について」であります。0円から100万円未満が6,489人、100万円から200万円未満が3,808人、200万円から300万円未満が3,052人、300万円から400万円未満が2,299人、400万円以上が3,739人です。

ご質問の4点目「年金収入階層別人数について」であります。0円から100万円未満が2,691人、100万円から200万円未満が850人、200万円から300万円未満が552人、300万円から400万円未満が269人、400万円以上が12人です。

ご質問の5点目「負担の軽減対策について」であります。ご案内のとおり、税制度は国の制度であります。国の法律改正に基づき町税の改正を行っておりますことから、町独自の制度として税負担の軽減措置を設けるようなことは事実上不可能であろうというふうに考えております。

ただ、各納期ごとの納税額の支払が困難な方につきましては、納税相談を実施するなど。あるいは分納などにより納期ごとの支払額の負担軽減を図るなど、納税者の方々の支払能力に応じた、きめ細やかな対応をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、この分納制度につきましては、納税相談や広報紙、ホームページ等を通じ、さらに広く周知をしてまいりたいと考えております。

6点目になります「第5期総合計画策定における基本的な考え方について」であります。

最初に、「将来の人口について」であります。計画策定に当たっての人口の目標につきましては、現在、担当レベルで検討中でありますので、細かい数字につきましては今ここで申し上げるまでには至っておりませんが、人口の減少ということも想定しつつ、計画策定の際には、人口を維持、あるいは増加させるというような目標を持つことも、幕別町の将来にとって必要なことであろうというふうに考えているところであります。

次に、都市計画のあり方についてであります。基本的には、第4期総合計画や都市計画マスタープランの考え方を踏襲したいと考えておりますが、改正都市計画法の施行、人口減少社会の到来など変化する社会情勢や土地需要を考慮いたしますとともに、広域圏や北海道とも協議を行い、適切な土地利用を図ることとしたいと考えているところであります。

次に、定住の支援につきましては、引き続き移住促進のための事業を行なうほか、魅力あふれ、住んでいて良かったと思われるような事業展開としたいと。

また、各産業の連携のもとに、住民一体となった地域経営の推進をはじめ、子育て支援の充実や高齢者や障害者への配慮、芸術文化を生かしたまちづくりなど、充実感を味わえる施策を盛り込むことが必要であろうと考えております。

また、雇用の拡大につきましては、企業の経営安定、担い手対策をはじめ、企業誘致や、新たな起業の創出などにおいて、有効な施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、住民アンケートや、子ども議会、あるいは、総合計画策定に参画していただいている皆さんなど、住民の皆さんの意向を充分反映していくことが大切なことであろうというふうに考えているところであります。

以上で中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 「子どもの権利条例の策定について」であります。

子どもの権利条例の制定に関しましては、これまでに、平成17年の第3回定例会と平成18年の第2回定例会におきまして、条例制定に関する考え方と進め方をお答えしておりますが、その中で、子どもを権利の侵害から守り、健やかな成長を保障する。

子どもの権利に対する大人の誤解や混乱をなくす。

町民に理解しやすく、子どもの権利の保障意識を喚起する。この3点に配慮して条例を制定すべきものとお答えしてまいりました。

併せまして、制定内容が児童に関する事柄でありますことから、教育委員会と町長部局との連携を深めて、制定に向けて準備を進めたいとお答えしたところでもあります。

その後、すでに条例制定がなされている市町村の条例内容の検討、条例と各施策との関係、制定過程での検討方法のあり方などについて研究・検討を進めてまいりました結果、子どもの権利条例には、大きく分けて、権利保護型、少子化対策型、青少年健全育成型の三つの種類がありますが、子どもの権利を社会が尊重していくということを基本とした内容とすることが望ましいのではないかと考えているところであります。

また、平成18年2月に開催したジュニア教育委員会におきましては、「子どもの権利」をひとつのテーマとして話し合いを行い、具体的には、男女別の出席番号や自転車通学の許可の問題、ジャージの色指定や制服の問題といった子どもたちに身近な問題が、子どもにとっては、学校現場における「子どもの権利」を考える出発点になっていることなどが確認できたところであります。

これらを受けまして、平成18年8月に、町の関連する部局との間で条例の制定に関する内部協議を行い、今後、各部局で所管する事務事業に関して、条例制定に関わる課題や問題点を整理することで一定の方向性を見だし、その具現化に向けて一部、各部局に持ち帰って調整を図ることといたしております。

子どもを取り巻く環境は、ますます過酷な状況にあります。

虐待、育児放棄、いじめ、さらに売春や犯罪など、子どもが幸せに健やかに暮らせる社会の実現が急務となっていると理解しております。

子どもの権利条約においては、大きく分けて四つの子どもの権利が定められております。

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利であります。これらを社会が尊重していくことを基本とした条例を制定し、町民一人ひとりが、そして行政が、子どもの人格を尊重し、子どもの人権に配慮して、子どもの幸せを保障し、「子どもの命と健康を守る地域社会の実現」を図ることができるよう、引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。

どうか、今しばらくお時間をいただきますようお願いを申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、中橋議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでははじめに、1点目の増税の問題について、再質問をさせていただきます。

昨年今の時期もそうだったのですが、今年も6月の12日に各ご家庭に納税通知書が届けられましてから、税に対する問い合わせ、あるいは非常に住民税が高くなったということで、いろいろな場面で意見を伺ってまいりました。

この幕別町にも相当な問い合わせがあったのではないかとこのように思うのですが、まずその状況について、お伺いしたいと思います。

今回の税改正につきましては、税源委議に伴うものでありますから、住民税については、もちろん大幅な引き上げということですが、所得税が下がるということで、差し引きそんなに影響はないのだというようなことで、納税通知書の中にもそういう文書が入ってございましたけれども、現実にはそういう方ももちろんいらっしゃるのですが、実態としては、それだけでは収まらない。収入の変動や、もちろん定率減税の影響があるわけですから、増税につながっているというのは事実だと思うのです。

その辺の認識についても変わらないというような文書が入ってございましたけれども、そうではないのではないかとこのように思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、ご質問にありました問い合わせと申しますか、苦情、これは合わせますと件数ということでございますけども、6月の12日から6月19日までのこの間の問い合わせ、苦情件数

でございます。

住民税関係で127件、これは電話で112件、それから、面談で15件ということでございます。

そのほか、固定資産税関係では41件の問い合わせ。

それから、納税相談で31件相談を受けております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得税といわゆる住民税とのかかわり。三位一体の改革でありますけれども、国が言っているのは、所得税で減税になるから住民税が増えたという言い方をされておりますけれども、現実には住民税の部分で増えているのは、フラット化された税率がまず10%になったということが一つあるかと思います。

さらには、これは増税というのか、どういう表現がいいのか知りませんが、今まで減税であった。いわゆる定率減税された部分がなくなることによって、税が増えたというのは現実にあるわけでありますから。そういった部分が実質収める側、住民の皆さんからすれば、税が増えたというような感覚になっていくのだろうと、私自身もそうは思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 国の制度でありますから、認識としてははっきりさせておきたいというふうに思うのですが、一つは、今の定率減税のことですが、町長のお答えでは、緊急避難的。今も特別にやられたことだということではありますが、あの時点では、経済動向、税率が上がっていて、そこにその定率の減税をするということですから、基本からは違った税額が算出されていると。これは事実なのですが、その定率減税導入というのは、恒久減税というふうにして出されたのですよね。

つまり、経済動向が非常に下火になっていくということを踏まえて、この動向を回復しない限り、定率減税行っていく。

恒久減税だという位置づけですけど、ここでは緊急避難的。そこがもう違ってきていると思うのですよね。

これはご承知のとおり、国民全体と法人と両方だったのですが、法人の方の定率減税は今も続いていると。

しかし、国民の方だけははずされたということで、町民のその増税感というのは非常に大きいものがある。

私のところにお話いただいただけでも、例えば、月額15万円の年金の方が、これまで5万4,600円の住民税が14万9,350円になったとか、3万7,000円が15万4,000円になったとか、6万8,000円が15万になったとか、こういうのがたくさんあるわけですね。

一方では、町で出された資料では、ほとんど住民税として収める税金は増えますが、所得税として国に納める税金が減りますので、基本的に全体の税負担は変わることはありませんっていうふうに書ききっているのですけどね。

この、今、これは、この根拠は町長がおっしゃられた税源委議ということで書かれたと思うのですが、けれども、現実には、その裏側の試算表にもありますように、必ず増税になっているのですよね。

これはもう定率減税の分で全員、例は全部増税です。

一部分だけ、一つだけ減税になっているのがありましたけどね。

こういうその増税の実態の中に、基本的には変わることはありませんというようなことでは、なかなか住民は納得しづらい。

そうではないという。

つまり、今、新しいまちづくりをスタートしていくためには、町民がどういう暮らしの現状にあるか。

税負担をどのように認識しているかということを正確に押さえるということは非常に大事なことだと思うのですよね。

そういうものを受けた上で政策を展開していく。

その入り口で、増税ではありませんというような見解であれば、これはもう大分十分とずれが出てく

るだろうというふうに、私思ひまして、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今まで国が言ってきた骨太の方針と、今言った表現が所得税で納める額が少なくなるから、この分が住民税と。増えないのですよというようなことが言われてきたわけでありますが、それは我々がそうした文書表現をすること自体は、決して間違いではないと思うのですけれども、ただ、今、おっしゃられるように、現実には税が増えた部分がありますから、納める方にすれば、何だ増税でないかという意識は当然あるのかなというふうに思いますけれども。

我々の立場からすると、増税になりましたというような表現には結びつかない部分があるのだろうと。

現実には、所得税の部分で安くなっている部分はこれはあるわけでありますから、それがプラスマイナス0になるかどうかは、これは人によっても違う部分もありますし、先ほど言いましたように、定率減税の部分が無くなれば、住民税が増えるということもあるわけですから。

言葉のあやと言いますか、表現上はそういう言い方をしているわけでありますけれども、これが間違いだとか不適切だったということにも、私はならないのだろうとは思いますが。

ただ、現実にはそういう税が増えているという押さえは、私どももしております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 間違いだということでお話したのではないのですが、しかし、やっぱり住民の感情を正確に押さえていただきたい。それにそういった住民に理解されるような表現といいますか、そういう工夫が私は必要だというふうに思うのですよね。

といいますのは、この文書というのは、幕別町だけでなく、政府が出している広告が、新聞を見ましたら、新聞のその中に、ここはありませんが、都会の電車の中の吊り広告には必ず増税にはなりませんというのがいっぱい書かれているというようなこと、見たりしていて、そのときにこれが届いたものですから。

同じことを書かれているのだな。

しかし、住民の増税感というのは全然違うわけですから。

私は間違いではないというふうに、間違いとは言いませんが、書く必要はなかったなというふうに正直思います。

それは私の考えです。

それで、もう一つ、今回の増税は、私今年の分では聞いているのですが、昨年からずっと連動してきているのですよね。

ですから、昨年の定率減税の廃止の影響。それと今年。金額で先ほど総額で言いましたけれども、これは全部国民健康保険税や介護保険。今回は影響ないということではありますが、昨年はありました。

そういうものがずっと今ここに来て、住民は大変な税負担になっておかれているわけですね。

その上に、今、ここで質問いたしました3点目、4点目の収入別階層の状況なのですが、お答えいただきましたのを、昨年お答えいただいたところと比較しますと、やはり昨年から比べても、暮らしの状況は困難になっている。収入は減っているということが、今のお答えの中でもはっきりしました。

例えば、65歳以上の年金の収入の階層別の人数を、今回は200万円以下の方が、100万が2,691人、それから、200万以下が850人ということでありまして、全体で掲載してみましたら、年金収入200万円以下の方が81%になると思うのですよね。

今いただいたやつで計算したのでちょっと間違っていたらごめんなさい。でも81%。

昨年は77.9%。数字からいったら昨年より200万以下という人が増えている。

逆に200万以上は減っているということですね。

それから、町民の全体、年金ではありません。

これは給与も全部入れて、全体の収入状況のお答えを見ますと、これも年収300万円以下という方が増えておりまして、昨年お尋ねしたときには、62.8%だったのですが、今回のお答えでは69%になっています。

つまり、年収300万以下の人たちが増えている。低所得者が増えてきているということですね。

そういう税金は上がったと。

しかし、収入は減ったということの中で、生活が大変だと。この増税の負担を何とかしてほしいという声につながっていくのですけれども。

そこで、私はこの質問は、5番目が一番大事なことだというふうにしてお尋ねするのですけれども、負担の軽減の問題です。

町長は今、お答えの中で、国が決めた制度であるから、いわば町村では難しいのだ。できないのだということでありました。

軽減策は町独自のものと、それから、減免に通ずるものとか、各種の控除を活用するとかっていろいろあるのですが、一つ、私、町長が最初にお答えになったので、その町村ではできないのだというふうに言い切っておられますけれども、地方は地方の自治権というのがありますので、それは国で決めた税ではありますけれども、さまざまな工夫で減免の手立てをとっているというのは、今年の議会でも京都や大都市であります、申し上げました。

その後、これもまた、多くを取り入れているわけではないのですけれども、今回は、神奈川県のカ崎市がやはり住民税の増税にかかわって減免措置をとったということが新聞記事で報道されておりまして、見ました。

だから、できないのだというのではなくて、どのような形でとれば、減免ができるのかなという、そういう立場に立って、条例をつくられてきているのだというふうに思いますので、そういう姿勢が大事だと思いますが、まずいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたのは、負担軽減、町独自でできない。できないというのは、法的に町独自の制度として税負担の軽減措置を設けることは事実上不可能であろうというふうに考えているというふうに申し上げました。

ですから、減免制度は、これは制度でなくて、法律で決められた範囲の中の減免は当然できるでしょうし、町独自の減免制度を設けることは、これは可能だというふうに思いますけれども、ただ、税制そのものが国で決められたものを町で減免していくということは難しいのではないかとこのように私は思っております。

ですから、全く決められたものが全部町では一切動けない。できないのだという意味とはちょっと違うのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ここでは、負担の軽減対策ということでもありますから、あらゆる手法を考えて、負担の軽減に臨んでいただきたいというふうに思って書いたところを、町長のお答えが町ではできないのだということでもありますから、お尋ねしたのですけれども、私は減免も一つの負担軽減の対策でありますし、それから、前回質問のときに申し上げました各種控除を住民に周知していただいて、そしてそれを活用していただくというのも大事だということも申し上げてきました。

でも、実際には、この後段の周知のことにつきましても、このときには、広報誌やホームページというようなお答えをいただいたのですけれども、ずっと注意をして見ているのですけれども、具体的なその減免を周知するというようなことは、ごくごく障害者認定のことは広報で載りましたけれども、それ以外にはないのですよね。

幕別町のホームページの町税の欄を開いてみて、町税にかかわって、こと細かな項目でずっとお知らせがありますけれども、その中で、私は納めるということと同時に、住民の権利でありますから、そういうこともお知らせして、納めやすくしていくということも大事だと思って見るのですけれども、そこにも何らそういう控除があるというようなお知らせは一行もないのですよね。

あるのは、今、町長もおっしゃられましたが、その徴税の減免と猶予についてと。この項目はありますけれども、それ以外は全くないのですよね。

私はやっぱりこれは変える必要がある、考える必要があるというふうに思うのです。

といいますのは、これまでの税についても、医療費の控除であるとか、障害者の向上もそうですね。

そういうものはまだまだ知られていないと。

だから、多くの方に知っていただいて、軽減策をとってほしいのだということでありました。

今回、さらに、今回の税の改定の中で、極端に、税源委譲に伴って、差し引きゼロだといいいながらも、所得が極端に下がった人たちは、かなりの増税になるのですよね。

国全体では6%から7%と言われてはいますけれども。

そういう方たちに対して、経過措置というのは特例とられているというふうに聞きました。

この経過措置なんかも、限られた期間。住民側から申請をしなかったら、適用にならないというようなものでありますから、これはきちっと住民の方に逆にお知らせしないと、住民の方が不利益を被ったまま、高い税金納めたまま、本来であれば、還付されるものもされないままということになりますので。

私はそういう手立てが大事だと思うのですけれども、昨年、お尋ねしてから、今日までそういったことにかかわってのご努力というのはどんなふうになされてきたのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 昨年、中橋議員からご指摘を受けた部分につきましてなのですが、そこら辺の各種控除。そこら辺の制度につきましても、深刻のときの面談、それら辺りでも、控除制度の周知という形は直接深刻を受けられている方にお話しておりますし、お知らせというか、広報誌にも、それから、ホームページにも載せてあります。

それから、後、老人大学ですか、しらかば大学。そこら辺の研修会といいますか、講習会。そこら辺の控除の制度。そこら辺は周知させていただいているというふうに理解しております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） まだまだやっぱり足りないというふうに思うのですよね。

一番は幕別町の広報誌、幕別で毎月出していますよね、お知らせ。

ここが入り口だと思うのです。

そこにきちっと、こういう制度がありますよということで、お知らせをして、さらに出前でいろいろなところに行かれる。これも十分大事だから十分やらなければいけないでしょう。

あるいは、納税相談に来られた方たちにも、もちろんしなければいけないでしょう。

でも、入り口のところで、やはりきちっとされていないということは、やっぱり改善すべきだというふうに思うのですよね。

ここはきちっとやっていただいて、私はやはり、税は法律に基づいて定められるものでありますから、当然、その権利と義務の行使というふうになりますので、きちっとしていかなくってはならないと思うのですよね。であるだけに、しかも、きちっと納得のいく納税をしていただくためにも、住民の不利益を与えない。こういった姿勢はきちっと持つべきだと思うのです。

逆に滞納処分のことですか、新しい機構ができたからということもあるのでしょうか、そういうのは広報誌でどんどん書かれているのですよね。

税を納めなさいということは。

だけれども、こういう減免措置がありますよなどということは、本当にずっと開いていっているのですけどないのですよ。

この辺、ぜひ改善していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今の中橋議員の方からは、税の特に減免制度についての周知を徹底しなさいと。こういうご指摘なのだろうと思います。

私どもとしては、過去にも広報誌等でやったこともございますし、いろいろの場面で周知をしているつもりであります。今のお話ありますように、特にこういう制度が変わるような時期ということもございします。

今後につきましては、ご指摘のありましたように、広報誌はもちろんでありますけども、ホームページ、その他、どのような手法があるか、これはまた内部でも検討もさせていただきながら、町民の方々にわかりやすく説明するような機会を、さらに設けていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） よろしくお願ひいたします。

それで、次に、減免のあり方であります、町税の減免につきましては、幕別町は四つの基準を設けて減免に当たっています。

一つは災害を受けた場合。二つ目は生活保護を受けた場合。三つ目は障害者に該当する人。

そして、その他町長が特に認める者ということであります。

ここで、本当に今の増税感といいますか、収入が減って税金が増えているわけですから、納めづらい。非常にこの声の大きい中で、減免に基準を活かすというところで、これはよく国保のところでも論議するのですが、その他上記に準ずる町長が特別認める者というところなのですが、一定の基準を設けて、結局税というのは生活を破壊してまでかけられる正確のものではないということは、国税できちっと謳われておりますよね。

憲法で25条で生きる権利を保障されていますから。

ですから、そういう中で、失業であるとか今の状況ありますね。リストラであるとか、それから、病気になったときとか、いろんな状況があります。

しかし、生活保護まで至らないというような、ちょうど認定にはこの三つの中には当てはまらない。

さりとて、その他特別に認めるものになるかという、これもまた簡単にならないということになれば、ここの一つの基準を設けてやっていくという自治体があるというふうに聞きまして、実は鉋路だったのですが、そこでは最低限度の生活にはかけないということで、生保の1.3倍の基準が明記されて、それで対応しているという例を聞きました。

こんなふうにして、住民の暮らしを守っていく手立ても考えなければならないときではないかというふうに私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 減免制度については、今お話ありましたように、町長が特に必要と認めるときというような、そういうような表現で減免の規定がなされているわけでありまして、その規定にどんなものが当てはまるかというのは、今お話ありましたように、いろんなことがあって、そう多くは該当になっていないのが事実だと思います。

ただ、前年に何百万の大きな所得があった人が、次の年、課税された後に、今言った失業とか何かで大幅に所得が下がって、担税能力がなくなったと。そういったような場合も想定はされるのだろうというふうに思います。

それと、今もう一つ言われましたように、例えば、就学援助のように、一定の基準を設けて、生活保護基準の1.3倍以内になれば対象になる。それが本当に税の減免の制度の中で、国保も含めてですけども、そういった制度の中で、そういう一律の基準の中で減免していくことが、本来的な減免制度なのかと。

減免はあくまでもやはりこうした災害だとか障害だとかいった事例があって、初めて減免制度が生きてくるのであって、頭から所得によって一律減免の対象になりますよというのは、私は本来的な減免制度ではないのではないかという思いは持っております。

したがって、税は当然課税が所得によって差がついたり、国保もそうですし、いろいろなこのものが、この負担が所得によって決められていくのであって、すべてが減免の対象に一律になっていくということは、私はどうなのかなという思いはしております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 先ほど紹介いたしました神奈川県川崎の減免の条例の中身なのですが、ここには怪我や病気による、あるいは休業により所得が減少するというようなことが明記されているわ

けですよね。

ここは1.3倍ということではありません。

その1.3倍は釧路なのですが、そういうふうに単なる町長が特別認めるものというものよりも一歩踏み込んで、そういうような規定を設けることによって、より有効に活用ができる。

だから、そこが適切に課税し、納めていただく入り口だというふうに私思うのですよね。

だから、そういうようなことを、もっともっと研究していただいて、一律その基準、私は基準あった方がいいと思いますけれども、基準を設けられないのであれば、もう少し単なる町長の判断というだけではなくて、広げるということも大事だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言ったように、町長が認めるという、範囲をある程度羅列するというか、文書化するようなことが必要であれば、それも当然考えていかなければならないのだろうと思いますけども、私はいつも言うのは、まず納められない、大変だ。相談に来てほしい。相談に来ていろんな事情を話していただいて、それを受けて町側としては分納ですとか延納ですとか、あるいは、今言う減免ですとか、いろんな措置がとれるのではないかと。

ただ、頭から納められないから、全く納税の意思を表示しないところから、だんだん滞納なんかにつながっていくのだろうというふうに思っております。

そういった意味では、まずはいろんな夜間の窓口を開いたり、職員が凜呼徴収に歩いたり、いろんな手当ををしたり対応しているわけですから、何とかそういった、まず職員と会って話し合いをしていただいて、そして実情を知らせていただいて、それが今言う減免につながっていけば、私はそれは決して減免をだめだということにはなっていないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） 相談のあり方はいろいろ工夫してできると思うのですよね。

今、ずっと昨日から議会でも、その地域、住民とどうかかわっていくか。地域力をどう付けるか。住民からどうやって意見を出していただくようにするか。

あるいは、こちらから出向いていくのか。

いろんなことがあると思うのです。

要は、住民の置かれている現状を、行政側が正確に押さえる。ここの手立てを怠ってはならないというふうに思います。

この点では、よろしいです。

次にいきます。

第5期総合計画について、今回は柱となるというふうに考えまして、人口問題にポイントを置いたのですけれども、お答えでは、今後の計画の中、きちっとまだ出せませんよと。

しかし、現状維持か若干の増というような答えでありました。

私、このところ人口が近隣3町の中で、幕別だけが落ちているということが報道でありまして、なぜそういうふうになるのだろうというようなことですね

全体で少子化になってきていますし、人口は微増ですし、状況としては経済もこういう状況ですから、大きく増えるとうふうには思わないのですが、しかし、音更や芽室や幕別というふうに考えた場合に、そんなにその条件は、定住の条件というのは変わるというふうに思わないのだけれども、幕別が少ない。

勢いが乗っているのは、やっぱり芽室だとか音更というふうになると、その勢いの違いをこれから10年間の間にきちっとうちの町も勢いをつけて、活気あるものにしていくという姿勢がほしいと思ってお尋ねをしたのですよね。

一つには、新町まちづくり計画のときに、3万700人出した。これは平成17年の2月ですよね。

2月なのです、これ私たちいただいたの。

今、19年の6月ですか。

このときには、人口は増加しますと。それで合併のシミュレーションも全部出てきまして。お金の計

算もして、私はそのときに、本当にそんなふうになるのかというふうに思いましたけれども、でもそうだといいことで言い切られて成就させてしまったのですよ。

ところが、わずか2年で下方修正といいますか、そんなに横ばいかということになれば、これはまちづくりの姿勢としてどうなのだというふうに思うわけですね。

ですから、私は法外な数字を持っていたらこうなというふうには思いません。

でも、少なくとも、こういった帯広市に隣接する町の条件として、それを活かした形でまちづくりを進めていくなれば、音更や芽室に劣らない人口の張り付きであるとか、活性化というのは可能になっていくと思うのです。

そういった点で、人口の押さえ方というのを、もう一度明確にさせていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いつも総合計画を立てる段階で、一番やはり基本となるのは、将来人口であることは間違いのないわけでありまして、この将来事項によってまちづくり、あるいは都市計画であるとかいろいろな関係が、この総合計画をもとに進められていくわけです。

ただ、多いのは、少なくとも10年先の人口を見込むときには、かなり町の期待感みたいなものも当然ある。

少なくとも、だんだん下がっていくからというような人口の見方というのはあまりしないのだろうと。期待感あるいは目標数値みたいなものがあって、どうしてもまっすぐ行きそう、ちょっと下がりそうなのやつを、何とか期待で少しはというような部分が多分にあるのだろうというふうに思います。

そういったことも含めて、今、これから総合計画の人口設定をするわけでありまして、昨日のご質問にもお答えしましたように、とにかく国自体、北海道自体でも、今の人口の35年には78%まで落ちていくのだという現状の中では、私どももそう多くの人口増というのは見込めてはいけないのかなという思いもしております。

そしてまた、地域力ですとか、いわゆる町の勢い、活性化、そしてまた住みよさ。そういったいろいろな要素があって、人口が増える。あるいは定住が促進されていくということにつながっていくのだろうというふうに思っておりますので、そうした目標数値、総合計画で持つ人口目標、さらに、合わせた中で、まちづくりも進めていかなければならないのだろうというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 大事な視点だというふうに思いますので、ぜひそこは、これからつくり上げていかれると思うのですが、慎重に取り組んでいただきたい。

この間、町がこの第5期計画の策定に当たっての住民アンケートの結果、お知らせの5月と6月号に載っておりました。

5月号を見ましたときに、一番要望が高いのは、札内地域は若干違いがございしますが、どこの地域からも出ているのはやっぱり雇用の問題でありました。

まちづくりに求めるもの。

もちろんその都市計画とかいろいろありますけれども。

やっぱり人口をどう押さえっていくかというふうになると、雇用につながっていくのだろうと思うのですよね。

その雇用をどう増やすかという、それは産業の振興ですとか、いろいろ企業の誘致の問題もあるでしょうし、いろいろまちづくりにずっとかかわってくる。

だから、うちの町として雇用をどうするのだというようなことも、人口を定めていく上で本当に大事だと思うのです。

最近ちょっと残念な話なのですが、随分芽室町の企業の進出が、このところ、今は明治乳業のチーズ工場ができるであるとか、それから、大手の運送関係の支店がつくられるとか、あるいは食品関係の工場ですとか、かなり多いですね。

工業出荷額も見ましたら、うちの町よりもずっと多いと。人口規模はうちの方が多いのですけどね。

そうすると、町内の方たちが、子どもさんたちがおうちを建てると。札内というふうになると、いやいや、芽室で働いているので芽室なのだと。住宅の立地条件もいいのだというようなことで、長くうちの町で住んでいた方が移られていくと。当然、後継者の方が移っていくわけですから、いずれ親御さんというような流れが何人か伺いました。

これはもう本当に、ごくごく私の一部分の例ではありますが、そういったやっぱり働く場所、そういうものがきちっと確保されて、そして定住の広がりがある。

もちろん、定住はそれだけではなくて、子育て支援であるとか、福祉の充実だとか伴ってまいります、そういったことを描いて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、定住を勧める。そして人口を減らさないように、あるいは増やしていくための施策というのは、今言ったように、一つだけではなくて、いろんなものにかかわっていくのだらうというふうに思っております。

そういった意味で、なかなか雇用は幕別町の場合はちょっと弱いのではないかとということをよく指摘されました。

どっちかという、帯広のベッタウン的な住宅行政の張り付きから人口が増えてきたというような経緯もあるわけであります。

そうした中では、やはり当然工業団地もあるわけでありまして、できる限り製造業を中心とした中で、さらなる企業誘致もそうですけれども、そういった雇用がたくさん確保できるような体制づくりも含めて頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 次に、子どもの権利条約について、伺います。

取り組みの流れについては理解をいたしました。

それで、まず目標とするところ。いつまでに策定を完成しようというふうにお考えなのでしょうか。

これは議会で取り上げられて久しくなりますし、それから、もう日本が批准をしてから13年ですか。

この権利条約そのものも、時間の関係上長く言いませんが、そのものも42条の中に、広報、要するに、ただ日本が批准する。国連がつくるというのではなくて、各地域、自治体できちっとそれが活かされるのが大事なのだということが明確に位置づけられている条約でもあるわけですね。

それで、その辺を踏まえた上で、うちの町としては、いつごろ完成を目指して取り組まれていくのか。

それと、策定に当たって、庁舎内の取り組み。それから、ジュニア議会で取り上げたということはわかりましたが、父母やPTAですね、そういった関係、地域住民の関係、そういった声はどんな形で活かそうとされているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 1点目のいつごろまでということでありまして。

これは一番大事なところであるかと思いますが、私どもとしては、来年度中には作成したいというふうに思っております。

それと、父兄あるいはその地域の声をどう活かすのかということではありますが、今、素案を作成をして、もともとの計画は、地域の声を聞いて、そして素案に活かすということでありましたけれども、一つのパターンで実施をしてみますと、ある程度の素案がなければ、たたき台がなければというご意見がございました。

そんなことから、今、素案を作成中であります。

どういうところの声を聞くのかということになりますけれども、素案ができましたら、これは各部局に聞きますけれども、それぞれの団体がございます。

学校の評議委員、あるいは青少年問題の協議会。あるいは民生部門でいきますと、民生委員さん等々ございます。

できるだけ多くの団体のご意見を、たたき台をもとにして議論していただきたい。そのように考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） わかりました。

もっと広く地域住民の声というところも位置づけていただきたい。

それもさらに今の教育長のお考えにプラスして、活かすというようなこともご検討いただきたいと思います。ですが、どうですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 基本的な考え方としては、そのようなことで検討を進めていきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、13時30分まで休憩いたします。

（12：21 休憩）

（13：30 再開）

（5 番 堀川貴庸（入場））

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔付託省略〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、報告第3号から、日程第17、陳情書の訂正についてまでの15議案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第3号から、日程第17、陳情書の訂正についてまでの15議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第3号、平成18年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第6号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての4議件を一括して議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第3号、平成18年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明をいたします。

議案書の1ページになります。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらないようにについて、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用してできるというものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告をいたしますのは、民生費の後期高齢者医療システム導入事業、農林業費の畜産担い手育成総合整備事業、土木費の札内西緑化重点地区総合整備事業及び消防費の東十勝消防事務組合分担金幕

別諸費であります。

はじめに、後期高齢者医療システム導入事業につきましては、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に係る被保険者の資格管理や、保険料の賦課決定及び収納等を管理するためのシステム開発を行うものであります。

なお、事業推進に当たり、国が本事業に係ります補助金を、平成18年度補正予算として計上し、市町村への内示が本年2月末となりましたことから、平成18年度内に事業が完了することができないため、平成19年度に繰越実施するものであります。

次に、畜産担い手育成総合整備事業につきましては、北海道農業開発公社が事業主体となり実施しておりますが、平成18年度事業実施に当たり、事業参加農家42戸中34戸が草地改良と面整備を予定しているところでありますが、事業参加農家の要望から、平成19年度以降に行う予定でありました事業を前倒しで実施することとなったため、当初計画と比較し、草地改良整備150.31ヘクタール及び施設整備でスラリストア、ふん尿貯留施設であります。この1基について、平成19年度に繰越をして実施するものであります。

次に、札内西緑化重点地区総合整備事業につきましては、北栄大通りの整備によって、既存の公園の面積が縮小されるため、地域と協議をし、公園を移設することとしたところでありますが、公園予定地の用地買収及び構築物に係る物件保障の契約が冬季になり、移転先の確保が平成19年度にずれ込んだことから、平成18年度内に事業が完了することができなくなったため、平成19年度に繰越を実施するものであります。

次に、東十勝消防事務組合分担金幕別署費につきましては、東十勝消防事務組合幕別消防署で事業を実施します小型動力ポンプ付水槽者導入に係る分担金を繰り越したものであります。

以上、事業ごとの繰越額につきましては、記載のとおりでありまして、4事業で総額1億9,548万9,000円であります。

4事業で総額1億9,548万9,000円であります。

なお、各繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっており、財源もあわせて繰越をしております。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の2ページ。

報告第4号、平成18年度国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明をいたします。

特別会計における繰越明許費につきましても、一般会計同様、地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度に繰越をし、当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について議会に報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、総務費の国民健康保険税賦課システム改修事業であります。

本事業につきましては、一般会計においてご説明をいたしましたが、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に係り、国民健康保険税の賦課区分に新たに後期高齢者支援金分が加えられますことに対しますシステム改修並びに同じく平成20年4月から年金受給者に係る国民健康保険税が介護保険料同様、特別徴収の対象となりますことから、それに対しますシステム改修を行うものであります。一般会計繰越明許費の後期高齢者医療システム導入事業と同様に、事業に伴います国の補助金の内示が2月末となりましたことから、平成18年度内に事業が完了することができなかったため、平成19年度に繰越し、実施するものであります。

繰越額につきましては、1,207万5,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっており、財源も併せて繰越をしております。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の3ページ。

報告第5号、平成18年度幕別町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

今回、報告をいたしますのは、介護保険事務システム改修事業であります。

本事業につきましては、一般会計及び国民健康保険特別会計でもご説明いたしましたが、後期高齢者医療制度に係るシステム改修であります。

介護保険特別会計においては、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収開始に伴う各担当部署へのファイル提供及び高額医療及び高額介護合算療養費制度の新設に伴う機能の追加等を行うものであります。

本事業につきましても、一般会計及び国保会計の繰越明許費同様、事業に伴います国の補助金の内示が本年2月末となりましたことから、平成18年度内に事業が完了することができないために、平成19年度に繰越実施するものであります。

なお、繰越計算書の金額欄と翌年度繰越額との差につきましては、平成18年度内に事業費が確定したことから、その確定額231万円を繰り越すものであります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっており、財源も併せて繰越しております。

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の4ページ。

報告第6号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明をいたします。

今回、報告をいたしますのは、忠類東部地区道営畑総事業負担金であります。

本事業につきましては、忠類東部地区道営畑総事業の単独営農用水に係る事業であり、道営畑総事業により整備が進められているものであります。

事業着手となる平成18年度において、当初、送水管路、排水施設に係る工事を10月下旬に発注するべく計画していたとありますが、事業主体である北海道より、設計業務に多くの時間を要したことから、工事発注時期が大幅にずれ込み、冬季工事となることから、平成18年度内の完成が困難と判断され、平成18年度予定事業の一部を繰越し、実施することとなったことから、その町の負担金について、平成19年度に繰越を行ったものであります。

繰越額につきましては、2,563万3,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっており、財源も併せて繰越しております。

以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 報告の第4号と、それから第5号にかかわりまして、国民健康保険特別会計の後期高齢者医療事業にかかわって、システム変更の繰越でありました。

これは、税収は特定財源ということになりまして、隣は国庫支出金というふうになっておりますが、この事業は新しい事業がスタートして、我が町でも負担が生じてくるのかなというふうに思うのですが、この幕別町のこの事業にかかわっての負担。裏返せば、国からの助成との割合。これを教えてくださいませんか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 国からの負担の割合でございますけれども、報告第4号の国保会計の分につきましては、ここに書いております国・道支出金250万と書いております。

これが全体の事業費の21.7%になります。

次の、3ページになります。

報告第5号の介護保険会計につきましては、国・道支出金89万2,000円。これは事業費の38.6%になります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） これは全く新しい事業を開設されることによるためのシステム替えなのですから、そうしますと、例えば、報告4号であれば、残りの78.3%。これは我が町が単独で用意をするといえますか、単独負担というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） そのとおりでございます。

国保会計につきましては、期収入特定財源とございます。これは一般会計からの繰入金ということになります。

一般会計で負担しているということになります。

○議長（古川 稔） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑がないようですので、報告第3号、平成18年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第6号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの4議件については、報告のとおりといたします。

日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算であり、平成19年5月31日付けで行ったものであります。

本専決処分につきましては、平成18年度老人保健特別会計におきまして、歳入が歳出に対して不足する見込みとなりましたことから、会計年度独立の原則の例外であります繰上充用の措置を適用すべく、地方自治体法施行令第166条の2の規定に基づきまして、平成19年度予算に歳入不足額を繰上充用金として計上したものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,176万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億29万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから4ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

5款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、3,176万9,000円の追加でございます。

老人保健特別会計で支出しております医療給付費等につきましては、社会保険診療報酬支払基金、国・都道府県・市町村とそれぞれの負担割合が定められておりますが、負担額を決定する時期が医療費の確定前に行われますことから、医療費の見込み額と実支出額との間に乖離があった場合には、翌年度に追加交付がなされたり、あるいは翌年度に返還するといった方法により清算が行われております。

平成18年度は、国及び北海道からの負担金交付額が本来の負担分を下回っていたことから、歳入が不足することとなったものであり、翌年度の予算から財源を補てんする措置をとるものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、3,176万9,000円の追加であります。

本補正は、平成18年度事業費の確定により、平成19年度に国から追加交付となる見込みの負担金でござ

ざいます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り承認されました。

日程第8、議案37号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案37号、町道の路線認定について、ご説明を申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

今回、認定しようとする路線は5路線、総延長は、2,163.65メートルであります。

1番の共栄町13号通りから、3番の共栄2号までの3路線。総延長489.71メートルにつきましては、札内北栄土地区画整理事業による新規認定であります。

議案説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

4番のみのり町北線、延長560.60メートルにつきましては、地域の生活道路としてこれまでも使用されてきており、今回、敷地処理も確認されましたことから、新規認定をするものであります。

議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

5番の駒島東7線、延長1,113.34メートルにつきましては、南幕別地区畑総事業による道路整備に伴う新規認定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第9、議案第38号、町道の路線変更及び廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第38号、町道の路線変更及び路線廃止について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の同じく12ページをお開きいただきたいと思います。

今回、変更しようとする路線であります。変更前6番を7番に、終点を変更し、路線名を途別新川線に変更するものであり、路線総延長を1万4,557.48メートルから、1万7,870.46メートルに延長するものであります。

次に、廃止しようとする路線についてであります。今回、廃止しようとする路線は3路線、総延長5,190.07メートルを減とするものであります。

議案説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

8番の稲志別豊岡線につきましては、本路線の全区間が、先ほどご説明させていただきました途別新川線と重複認定となっておりましたことから、今回、廃止を提案させていただき、1路線にするものがあります。

議案説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

9番の軍岡西9線につきましては、幕別大樹線の立体交差の整備に伴う軍岡川拡幅改修により、幅員の確保ができなくなる等から、地権者との協議により、今回、廃止を提案させていただくものであります。

次に、議案説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

10番の新川大豊線につきましては、路線の変更でご説明させていただきました途別新川線の終点地を変更することにより、重複する路線を今回廃止を提案させていただくものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第10、議案第39号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,171万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億8,696万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。

追加でございますが、青葉団地道路3号地方特定道路整備事業ほか、記載してあります7事業について、限度額7,020万円を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、5ページになりますが、変更でございますが、忠類ナウマン公園整備事業、札内東中学校グラウンド整備事業の2事業につきまして、4,800万円を追加し、限度額を7,200万円と変更するものであります。

それでは、最初に、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費、1,200万円の追加でございます。

旧忠類物産センター改修工事でございますが、外トイレの解体及び内部トイレの新設並びに内部改修に伴います工事に係る補正でございます。

次に、16目諸費、40万円の追加でございます。

平成18年11月に設立いたしました幕別高等学校教育振興会に対する補助金であります。幕別高等

学校の教育活動に対し、側面から支援を行うため、教育振興会に対し、補助を行うものであります。

次に、18目電算管理費、310万6,000円の追加でございます。

本補正は、町内のコミセン、トレセン等体育施設、町民会館等の町内の主な公共施設について、施設の予約状況及び予約申し込みがインターネットを通して、自宅や町内公共施設に設置しておりますキヨスク端末からできるようにするためのシステムの初期設定及び年間の運営について委託するものであります。

次に、19目協働のまちづくり支援費、470万円の追加であります。

本補正は、南西公区が事業主体となり、調理器具を整備する事業及び忠類郷土芸能ナウマン太鼓保存会が事業主体となる太鼓の購入について、財団法人自治総合センターの助成を受けて行うものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、198万2,000円を減額するものでございます。

当初、地域活動支援センター事業を広域で実施する場合、委託方式か負担金方式かを各自治体を選択して事業を行うよう、道の指導があったところでありますが、本事業が始まってから半年が経過し、全道的に両方式が混在することから、補助金交付申請及び実績報告等の事務処理が煩雑するとのことから、今後、道としては負担金方式に統一すべく協力の要請がありましたことから、関係町で協議した結果、道の要請に基づき、負担金方式に変更することとし、関係予算を委託料から負担金へ組み替えを行うものであります。

なお、幕別町として、広域利用をさせていただいております地域活動支援センターは、池田町にあります北勝光正会池田及びクローバー共同作業所、大樹町の職親会であります。大樹町の職親会につきましては、当初予算時より、負担金方式としておりましたので、それを除く池田町の2施設について、負担金方式とするものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費、45万円の追加でございます。

公衆浴場確保対策事業補助金として、松の湯が行います内側改修について、道と同じ額の45万円を補助するものでございます。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、4,500万円の追加でございます。

農業ゆとり未来総合資金貸付金の追加でございますが、本年度より本格的に品目横断的経営安定対策が実施されるところでありますが、特に幕別町農協を中心に、たまねぎの栽培を昨年度から取り組んでいるところであり、育苗ハウスを設置するための経費として6,000万円ほどの需要がございますことから、これら新たな対策に向けた取り組みを支援し、農業経営の安定化を図るという意味合いから、4,500万円を追加させていただくものでございます。

次に、9目土地改良事業費、430万円を追加させていただくものであります。

本年度より新たに事業を行います明野新川地区614ヘクタールを事業区域とします道営畑総事業の負担金でございますが、今年度は計画樹立調査に係ります負担金の補正でございます。

なお、事業は平成25年度までを予定しております。

8款土木費、1項土木管理費、2目道路管理費、2,500万円の追加でございます。

除雪ドーザー1台の購入であります。現有車両は平成3年に導入し、老朽化いたしましたことから、除雪作業を効率的に実施するため、国庫補助を受け導入するものであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、6,250万円の追加でございます。

7節賃金、11節需用費、14節使用料及び賃借料は、事業実施に伴う事務費でございます。

13節委託料は、新北町22号通り調査設計委託料ほか3事業につきましては、次年度以降も道路整備にかかわります調査設計委託料でございます。

15節工事請負費は、宝町団地道路2号地方特定道路整備工事ほか2事業に係ります工事費であります。

次のページになりますが、そのうち幕別大樹線立体交差関連流末整備工事につきましては、幕別地区

と忠類地区を結ぶ道道幹線道路であり、現在、立体交差事業を北海道より実施されているところであり
ます。

この立体交差事業により、ひばりヶ丘団地から猿別川方面への道路を横断している軍岡川の管許につ
いて、今回の立体交差事業で橋梁に変更され、橋梁部分の断面が現行より下がることとなったため、雨
水をスムーズに猿別川に流すため、軍岡川の底下げが必要となりますことから、事業を実施するもので
あります。

なお、本事業は、幕別町と忠類を結ぶ幹線道路の整備に伴います幹線道路の整備に伴います関連事業
でありますことから、合併特例債を用いて、2カ年の予定で事業を実施するものであります。

17節公有財産購入費でございますが、今、ご説明いたしました道道幕別大樹線の立体交差事業の橋梁
整備に伴います道路用地買収でございます。

次に、3項都市計画費、1目都市計画総務費、620万円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金でございます。

2目都市環境管理費、350万円の追加でございます。

緊急整備工事でございますが、依田公園浄化槽からの配水管脱落により、配水管が通っております傾
斜した部分の土砂が流出いたしましたことから、管路を変更し、現状以上の土砂流出を防ぎ、安全確保
を確保すべく整備するものであります。

4目公園建設費、1,500万円の追加でございます。

忠類ナウマン公園整備事業につきましては、当初予算において、パークゴルフ場の証明施設新設を行
うべく議決をいただき、工事を実施しておりますが、このたびの補正予算につきましては、忠類ナウマ
ン象記念館前の時の道の平板ブロックの改修工事及び時の道からナウマン公園に通じる通路並びにナウ
マン公園内の遠路の平板ブロックの改修について、補正を行うものであります。

13ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、4,687万6,000円の追加でございます。

札内東中学校グラウンド整備及び白人小学校ボイラー整備等に係ります補正でございます。

なお、当初予算時、札内東中学校のグラウンド整備につきましては、年度内に事業を完成すべく実施
設計費を計上し、事業を実施しているところであります。

5項社会教育費、10目百年記念ホール管理費、466万9,000円の追加でございます。

4節節減費、7節賃金につきましては、嘱託職員人件費の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町民芸術劇場で行います公演事業が、北海道市町村進行
協会の助成対象事業になりましたことから、その助成金について、町を経由し、NPO法人幕別町民芸術劇
場に助成するものであります。

次に、歳入でございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、4,287万4,000円の追加でございます。

当初予算時、今後の補正予算に備えて留保をしておりました財源でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費補助金、24万6,000円の減額でございます。

歳出でご説明いたしましたが、地域活動支援センター事業を広域で実施する場合、委託方式から負担
金方式へと変更したことに伴う減額でございます。

5目土木費補助金、1,530万円を追加するものでございます。

除雪機械導入に伴う国庫補助金でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金、110万9,000円の減額でございます。

国庫支出金同様地域活動支援センター事業を広域で実施する場合の方式変更に伴います減額ござい
ます。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整繰入金、5,000万円の追加でございます。

財源町政のための繰入金でございますが、当初予算時、3億円を繰り入れておりますことから、本補

正予算を合わせますと、3億5,000万円を繰り入れるものでございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、670万円の追加でございます。

コミュニティ助成事業及びNPO法人幕別町民芸術劇場が行います公演事業助成金である生き生きふるさと推進事業に係ります助成金でございます。

22款町債、1項町債、3目土木費、8,520万円の追加でございます。

道路等整備事業及び忠類ナウマン公園整備に伴います町債でございます。

8ページをお開きください。

4目教育債、3,300万円の追加でございます。

札内東中学校グラウンド整備に係ります町債でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第11、議案第40号、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）から、日程第13、議案第42号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）までの3議件を一括して議題いたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋 平明） 議案第40号、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,247万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,276万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、1,247万6,000円の追加でございます。

支払基金交付金の平成18年度清算に係ります還付金でございます。

次に、歳入でございます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、1,247万6,000円の追加でございます。

平成18年度概算交付を受けておりました医療費国庫負担金の清算に伴う追加交付でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、6ページになりますが、議案第41号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分等の額を規定するものでございます。

7ページをお開きください。

第1表歳入歳出補正でございますが、今回の補正額は0円ということになっていますが、予算につき

ましては、歳入間の組み換え補正でございまして、歳入及び歳出予算の総額に変動はございません。

8 ページ、第2表地方債の補正でございます。

変更でございますが、幕別簡水施設整備事業に410万円追加し、4,430万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、起債のとおりとなっております。

9 ページをお開きください。

歳入をご説明いたします。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、7 万円の追加でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目簡易水道事業費補助金、417万円を減額するものであります。

7 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、410万円を追加するものであります。

今回の補正予算につきましては、国の簡易水道事業に対する制度改正に伴う一連の予算組み替えでございます。

本町は、5 簡易水道により事業を行っておりますが、現在、幕別簡易水道施設整備事業につきましては、平成17年度から平成21年度の5 年を事業期間として、国庫補助事業を受け、整備を進めているところでございます。

本年2月に簡易水道国庫補助事業採択要件を改正する旨の通知が国よりありました。

改正内容といたしましては、上水道会計と簡易水道会計の統合推進を図るものでございまして、統合計画書の策定を行わなければ継続事業を含めて簡易水道整備について、補助事業の対象としないとする内容のものであります。

このようなことから、検討した結果、本町の上水道事業は、法適用を受け、企業会計として運営しており、必要な経費は水道使用料をもって充てる独立採算制で運営しており、また、簡易水道は営農用水的要素も持ち合わせていることから、簡易水道との統合は水道使用料及び経費面から、現時点での経営統合は難しいとの判断に至り、補助事業としての継続を断念し、やむなく起債事業として整備しようとするものであり、今回の補正は、それら制度の改正に伴います。歳入の組み換え予算でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、10ページをお開きください。

議案第42号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億84万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、11ページから12ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、620万円を追加するものであります。

13節委託料であります。幕別町浄化センターから出る汚泥につきましては、昭和59年の供用開始以来、帯広市との契約により、帯広川下水週末処理場へ搬送し、脱水処理を施した後、堆肥化し、農地還元を図ってまいりましたが、昨年9月から帯広市において、脱水機の更新に合わせて、帯広市内の処理業者への委託に切り替え、肥料化を進めておりました。

その後、帯広市の委託先での発行肥料化が安定性に欠けることが判明したため、帯広市より肥料化を断念せざるを得なくなり、今年度中は緊急的な措置として、白糠の最終処分場において、償却埋め立て処分を行う旨協議があり、処理方法について見当してきたところであります。

汚泥処理を適切に行うことは、環境面からも急を要することから、帯広市の提案を受け、白糠において処分することに同意したところであります。

つきましては、汚泥処理及び白糠までの運搬に要する経費が増額となり、帯広市との契約単価を変更することが必要となりますことから、今回の補正で委託料を追加させていただくものであります。

なお、今後の処理方法につきましては、帯広川下水週末処理場から十勝川流域下水道浄化センターに搬送し、さらに処理され農地還元をする予定で、現在帯広市と協議を進めているところであります。

次に、歳入でございます。

13ページにお戻りください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、620万円の追加でございます。

一般会計からの繰り入れでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第40号、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第41号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第42号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第14、議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任するものであります。

現固定資産評価審査委員であります吉田正司さんにつきましては、平成19年6月26日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の16ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り同意することに決定いたしました。

日程第15、報告第10号、専決処分した事件の報告ついてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第10号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

追加させていただきました議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、報告するものであります。

専決処分第4号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成19年6月12日付けで専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成19年5月20日、午前11時ころ、幕別町新町139番地の3の幕別南コミュニティセンター駐車場におきまして、公用車を後退させた際に、後方に駐車しておりました自家用乗用車に接触し、相手方の車両のリアバンパー右側部分に物的損害が生じたものでありまして、相手方に対しまして、その損害を賠償し、和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町南町22番地の38に住んでおられます岡田守氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして、岡田氏に支払う額は、車両修復費5万7,480円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公用車を運転しておりました職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるころではあります。今後、慎重な運転を心がけるとともに、安全運転の励行に努めるよう強く指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

報告第10号については、報告のとおりといたします。

日程第16、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第44号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りしました議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、旭町東団地公営住宅建設工事建築主体であります。

平成19年6月18日、堂前・藤原・佐藤経常建設共同企業体。

大野・堀川・松井経常建設共同企業体。

萬和・北海技建・西川経常建設共同企業体。

加藤・清原経常建設共同企業体の4社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億6,325万4,000円をもちまして、藤原・堂前・佐藤経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役藤原治氏を契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成20年2月20日を予定しております。

本日お配りいたしました議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、公営住宅再生マスタープランに基づきまして、旭町団地建替事業の一環として、旭町地区に、今年度、1棟12戸を建設するものであります。

建設位置につきましては、旭町18番地の9ほかであります。

建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート2階建てで1棟当たりの延べ床面積につきましては、1,130.40平方メートルであります。

建物の住戸内容につきましては、資料の2ページ、3ページの平面図をご参照いただきたいと思います。

住戸タイプは、3LDKが2戸、2LDKが10戸で、住戸専用面積は、3LDKが79.43平方メートル、24坪、2LDKが63.45平方メートル、19坪となっております。

1階部分につきましては、バリアフリーなど高齢者の方が暮らしやすい構造、設備を取り入れており、玄関引き戸、段差の解消、上下可動式の流し台、洗面化粧台を備えており、車椅子での使用も可能となっております。

また、すべての部屋が南に面した平面形式を採用しており、日照時間の長い冬には、暖かな太陽光を取り入れるよう自然エネルギーの活用を図っております。

また、おうとつのない単純な長方形の平面計画にし、外壁面積を最小限にした外断熱工法を採用することで、冬期間においても快適な住環境を図っています。

建物内部北側には、吹き抜けになった開放的な廊下を設けてあり、見通しのよい明るく安全な共用部を実現しております。

なお、どの住宅にも1戸当たり2.4平方メートルの専用物置を1階部分に配置いたしております。

立面図につきましては、資料の4ページをご参照いただきたいと思います。

なお、建設工期につきましては、先ほどお話ししましたように、平成20年2月20日となっておりますことから、平成20年3月中には入居できる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第17、陳情書の訂正についてを議題といたします。

本件につきましては、6月18日、陳情者である「連合北海道幕別地区連合会長中村秀勝氏より、先に総務文教常任委員会付託とした、陳情第4号「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情について、お手元に配布のとおり、訂正したいとする旨の申し入れがありました。

お諮りします。

ただ今議題となっております陳情の訂正についてを、許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情の訂正については、許可することに決定いたしました。

〔休会〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明21日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月21日は休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月22日、午前10時からであります。

14：28 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成19年第2回幕別町議会定例会

(平成19年6月22日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁

(諸般の報告)

日程第2 発議第4号 WTO及び日豪EPA交渉に関する意見書

日程第3 発議第5号 道路整備に関する意見書

日程第4 議案第35号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例

日程第5 陳情第2号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情

日程第6 陳情第3号 「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第7 陳情第4号 「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第8 陳情第5号 住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書

(以上、総務文教常任委員会報告)

日程第8の2 発議第6号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書

日程第8の3 発議第7号 2008年度政府予算編成における義務教育国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書

日程第8の4 発議第8号 教育関連三法案の慎重審議を求める意見書

日程第9 選挙第8号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第10 議員の派遣について

日程第11 閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成19年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成19年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁夫

代表監査委員 市川富美男

農業委員会会長 上田健二

会 計 管 理 者 管 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島博美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

消 防 長 中村忠行

総 務 課 長 川瀬俊彦

税 務 課 長 前川満博

糠内出張所長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

地域振興課長 姉崎二三男

生涯学習課長 長谷 繁

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁

議事の経過

(平成19年6月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番、中野議員、12番、乾議員、13番、芳滝議員を指名いたします。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第4号、WTO及び日豪EPA交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 発議第4号。

平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員大野和政。

賛成者、幕別町議会議員乾邦廣議員、同じく、中橋友子議員であります。

WTO及び日豪EPA交渉に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

WTO及び日豪EPA交渉に関する意見書（案）。

北海道・十勝の農業は、安全・安心で良質な食料の安定供給をはじめ、国土や環境の保全、地域経済の活性化など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。こうした中で、農産物の貿易ルールなどを決めるWTO農業交渉や日豪EPA交渉が進められており、北海道経済の柱である農業に大きな打撃を与えることが危惧され、危機感を募らせている。

本年2月から交渉が再開されたWTO農業交渉も、米国政府が議会に付与されたTPA（貿易交渉権限）期限の6月末の大筋合意に向け、農業交渉のファルコナー議長が新たな提案を示すなど、交渉が急速に進展する可能性が高まっている。

我が国の食料自給率は40%と食料の大半を海外に依存している現状の中で、上限関税の設定などは国内農業生産や国民の命や暮らしに直結する重要課題であり、断じて認めることはできない。

また、日豪EPA交渉においても、本道の重要農産物である米や小麦、乳製品、牛肉、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業はもとより関連産業と雇用、さらには地域経済全体に甚大な打撃を与えることは必至で、その影響額は約1兆4,000億円にも及ぶと試算されている。

このため、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に当たっては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保、本道の農業・農村をはじめ地域経済や雇用に打撃を与えることのないよう、下記事項を添えて強く要望する。

記。

1、WTO農業交渉について。

(1) W T O農業交渉においては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生・共存できる農業モダリティを実現するよう確固たる交渉姿勢で臨むこと。

(2) 上限関税の設定には断固反対するとともに、重要品目については各国の裁量が発揮できるよう十分な数を確保し、本道の重要品目である米や小麦、でん粉、雑豆、砂糖、乳製品などに係わる適切な国境措置を堅持すること。

(3) 国内農業の維持を可能とする関税率水準の設定や関税割当、国家貿易体制の堅持、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保すること。

また、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

2、日豪E P A交渉について。

日豪E P A交渉においては、米や麦、牛肉、乳製品、砂糖など本道の重要農畜産物を関税撤廃の対象から除外すること。

なお、衆・参農林水産委員会の決議を踏まえ「交渉中断」を含めた毅然たる態度で臨むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第3、発議第5号、道路整備に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀川貴庸議員。

○5番(堀川貴庸) 発議第5号。

平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員堀川貴庸。

賛成者、幕別町議会議員大野和政議員です。

道路整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路整備に関する意見書(案)。

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べ大きく立ち後れており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自

律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっ
かり担っていくための最重要課題である。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、北海道
の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き、道路整備が強力に推進されるよう、次の事項について特段
の配慮を強く要望する。

記。

1、道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反するこ
となく、必要な財源を確保すること。

2、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあつては、地域間格差への対応、
安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、道民の道路整備に対するニーズを幅広くくみ
取るとともに、道民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

3、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整
備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされ
た区間については、早期に事業化を図ること。

また、利用者の利便性向上を図るため、弾力的な料金設定に努めること。

4、今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保され
るよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[討 論]

○議長（古川 稔） これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、発議第5号、道路整備に関する意見書に反対討論
を行います。

もとより、道路整備一般を否定するものでないことは当然でありますけれども、この意見書には基本
的に賛成できない点が含まれているため、同意することはできません。

特に第3項にあります高規格幹線道路の建設促進を求めている件についてであります。

十勝の高規格幹線自動車道帯広広尾道は、現在建設中でありますけれども、帯広開発建設部の本年度
予算、524億9,400万円のうち、道路整備予算が247億1,600万円、47%、その大半が高規格幹線道につぎ
込まれます。

既に、帯広川西間の建設17キロメートルには、770億円、中札内まで建設いたしますと一千数百億円の
巨費となります。

この道路が急いでつくらなければならないものでないことは誰の目にも明らかであります。

もっと緊急に国民の願いに応えて、優先してやらなければならないことが山積している現実に向き合
わなければならないのではないのでしょうか。

増税や福祉予算切り捨て、後期高齢者医療制度のような新たな負担も次々と出されてくる中で、この
国の税金の集め方と使い方をまじめに真剣に考え直さなければならないことではないでしょうか。

あれば便利だ程度の高規格道路に莫大な税金をつぎ込めるほどの財政状況ではありません。

道路特定財源が一般財源化する方向が強まっていることは当然のことです。

無駄な道路を建設することなく、一般財源として有効に活用される予算を増やすことを要求したいと思います。

以上の理由によりまして、道路整備に関する意見書に反対いたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 道路整備に関する意見書について、私は副委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

道路整備は、広大な北海道にとって道民生活の向上、快適で潤いのある生活環境や北海道経済の活性化を実現し、地域の均衡を図るための最も基本的な社会資本であることは言うまでもありません。

しかしながら、北海道では、高規格幹線道路のネットワークはもちろん、住民にもっとも密着した市町村道に至る道路網の総合的体系的整備はまだまだ不十分であります。

本町においても、全道有数の交通量を誇る国道38号線の片側2車線化はいまだ見通しがたっていません。

現在進められている社会資本整備重点計画の暮らし、安全、環境、活力の向上を図るためには、道路特定財源を活用し、重点的、効果的かつ効率的に道路整備を推進する必要があります。

一方では、国の厳しい財政状況から、公共投資関係費の削減が続く中、道路特定財源の一般財源化の具体策について論議が進められ、昨年末には具体策が閣議決定され、必要とする道路は計画的に整備すること。

現行の税率水準を維持し、道路歳出を上回る税収は一般財源化することとなったところであります。

道路歳出を上回る税収が生まれることがあれば、一般財源化することではなく、税率を下げるべきではないかと思うところでありますが、必要とする道路に計画的に整備するということでもありますから、北海道の発展と安全安心で豊かな生活を確保するためには、必要な道路の整備を計画的にかつ着実に推進していかなくてはなりません。

したがって、北海道の発展と豊かな道民生活のため、生活の生命線である道路の整備を積極的に推進し、道路整備に対する道民からの強い期待など。さらには、多様な要請に対応していくために、協力に推進していかなくことが必要と考えるところであります。

以上で、道路整備に関する意見書について、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き、道路整備が協力に推進されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔採 決〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

発議第5号、道路整備に関する意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

〔委員会報告〕

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

委員長前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成19年6月6日本委員会に付託された事件（議案第35号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年6月15日、18日（2日間）。

2、審査事件。

議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、指定管理者制度の導入効果や指定管理者の行う業務などについて質問がだされ、慎重に審査がなされた。

結果、「本条例は、指定管理者制度に移行するための必要な事項を定めた条例であり、今後の行政改革を進める上で同制度の導入は必要である」との賛成意見があったほか、「公立の文化施設は、採算性だけでは評価できない、また、コスト削減には人件費が大部分を占め、不安定雇用が増大する」との反対意見も出され、起立採決により結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

〔討 論〕

○議長（古川 稔） これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 幕別町議団を代表いたしまして、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例に反対する反対討論を行います。

議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例に対する反対討論です。

指定管理者制度は、2003年9月施行の改正地方自治法により、これまで主に公共的団体などに限定されていた委託制度から、株式会社など民間事業所などにも可能となる制度として創設されました。

指定管理者制度に伴う地方自治法224条の改正では、公の施設の目的、利用の公平性など基本部分はそのままです。

たとえ、管理者が民間事業者であっても、公の施設の基本は変わらないと定められています。

ですから、私は指定管理者制度そのものに反対ではありません。

指定管理者制度導入の目的の一つは、運営管理のコスト削減と効率化です。

今回提案された百年記念ホールは、文化施設であり、社会教育の役割も担っており、採算を重視しすぎますと、サービスの質が低下する恐れがあります。

百年記念ホールの年間利用状況は、有料が368件、無料が1,632件と町民が社会教育の施設として有効に活用されていることが示されています。

採算を重視しすぎますと、利用料の引上げにつながるのではないかと懸念します。

そして、指定管理者は、議会の議決を要するとはいえ、住民の施設利用の許可権を持つことになり、民間の業者が住民の権利、利益にかかわる行政処分の権限を行使することになります。

また、コストでは、職員の人件費が大きな役割を示していることが明らかにされ、指定管理者制度にすることにより、約半分になる見込みとされています。

町職員は、配置替えになるとしていますが、民間の職員であっても、非正規職員などの不安定雇用につながり、労働条件の後退を招き、利用者へのサービスの量的、質的低下に結びつくのではと懸念されます。

私は以上の点から、文化施設である百年記念ホールの条例の一部を改正する条例には反対といたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○12番（乾邦広議員） 議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例について、私は委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

公立文化施設の活性化に当たって重要な点は、設置者である町が、地域の芸術文化振興のビジョンを持ち、その中に公立文化施設を位置付けて、明確な使命を持たせることにあります。

指定管理制度は、その使命をより効率的で高いレベルで実現することができる運営・管理者を選択するための手段、方法であるといえます。

したがって、指定管理者制度が、単なるコスト削減の手段にとどまってはならないものと考えます。

公共施設は多種多様ですが、文化施設はその中でも専門性が高く、個性的で継続性のある運営が望まれることから、他の公共施設とは趣を異にする面があります。

指定管理者制度の導入に当たっては、少ない経費で最大の効果をあげることが大事であると思います。

町の財政は、年々厳しさを増している現実も直視しなければなりません。

地方財政の構造的な問題はもちろんありますが、まずは我が町の財政を破綻に至らしめないよう、日々の改革・改善は「待ったなし」であります。

そのよりどころとして、行政改革推進計画が策定されており、今般の「百年記念ホール条例の一部を改正する条例」につきましては、行革の推進項目として掲げられている「指定管理者制度導入」の具現化を踏まえたものと考えます。

残念ながら、指定管理者制度の導入、組織機構と定員管理、使用料の見直し。この三つを同時並行で進められているとは言い難い面があります。

本来は、それらを「行政改革の全体像」として町民に示されるべきであります。

とはいえ、先ほども申し上げましたように、行政改革は日々のことであり、指定管理者制度の導入は、コスト削減の効果が明らかに見いだせるわけでありますから、一刻も早く着手すべきことは論を待ちません。

しかしながら、あくまで公立施設であります。コスト削減や収益性を追求する余り、それらがなおざりにならぬよう、応募者には説明を尽くすべきです。公募要項、選定基準の作成に当たっては、十分ご留意願いたい点であります。

さらには、住民サービスの向上という観点では、必ずしも直営でなくともよいのではないかと。それ以上に、機動性・迅速性のある「新たな運営管理主体」に期待するところが大きいと思います。

多種多様なニーズに対応し、新たな発想や視点によるサービス向上によって、より一層「みんなの百年ホール」として親しまれ、活用されることは、町民の率直な願いではないでしょうか。

最後に、雇用の問題があります。

指定管理者制度の導入によって、雇用の場が減るものではありませんが、不安定雇用や非正規雇用によるワーキングプアを生じさせてはならないのは言うまでもありません。

そうした懸念が現実のものとならないよう、事業計画を審査する際に、先ほどのサービス向上と合わ

せ、雇用計画についてもしっかりと確認をし、総合評価されるべきものと考えます。

公募を地域限定型にすることによって、雇用促進やワークシェアリングが期待されるところであります。

以上、指定管理者制度の導入を契機に、直営とは一味違うネットワークやアイデアが駆使され、百年記念ホールがより一層、「生涯にわたって進める学習活動、多様な交流、文化活動の向上発展に寄与する」場として活用されることを大いに期待し、賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔採 決〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

〔委員会報告〕

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第2号、新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情から日程第8、陳情第5号、住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書の4議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告。

平成19年6月6日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年6月15日、18日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第2号、新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

地方自治体を取りまく財政状況は、地方交付税の削減などで極めて厳しい実態にある。国では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が審議されているが、連結実質赤字比率の算定で、特別会計や企業会計が算入されるが、道内の84の病院事業会計のうち61事業は赤字であり、診療報酬の改定や医師不足などで病院会計は益々悪化している。下水道会計では、国が率先して下水道事業を推進してきたにも関わらず、責任結果を自治体に押し付けている。国保会計も、景気の低迷により、国保税なども改定できない状況にある。

法律、財政チェックの指標の基準については、国の強い推進の下での下水事業等が不可避免的に赤字会

計の実態であることを考慮するよう、意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告。

平成19年6月6日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年6月15日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第3号、「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法に定められており、国民に義務教育を保障することは、国の重要な責任である。義務教育費国庫負担制度は政府の財政赤字削減を目的に削減が進められ、制度全体の見直しが検討されている。

制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生じ、広大な地域に小規模校が多く点在する北海道は全国水準との格差や、市町村間での格差が拡大されることが危惧され、教育水準の低下をまねき、地方財政の圧迫が、保護者負担の増加につながることから、制度を堅持するよう、意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成19年6月6日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年6月15日、18日、20日（3日間）。

2、審査事件。

陳情第4号、「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

教育関連三法案は、国民の意見を充分に聞くことなく、中教審が1カ月の審理で答申した内容をそのまま法案にしたものであり、これらの法案は、国家に有為な人材を育成するための、「学力偏重の差別・選別教育の徹底」「規範意識や国家道德の強化」「教員の管理統制強化」などの施策を推進するもので、これにより教育格差を拡大し、学校から主体性や創造性が消え、子どもたちや、教職員を不必要に追い

詰めることは明らかである。

政府・文科省が検討すべきことは、平和・人権・民主主義を掲げた憲法に則り、「子どもの権利条約」の理念にもとづく、人権を保障する教育や、教育の機会均等の確保や、ゆたかな教育を創り出す条件整備が必要であることから慎重審議するよう国に対し意見書の提出を要望する。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

平成19年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告。

平成19年6月6日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年6月15日、18日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第5号、住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

定率減税の廃止や住民税額の大幅な引き上げに伴い、国民健康保険税、介護保険料など、様々な料金が引き上げられ、住民に一層の負担が押し付けられる。住民税が非課税の場合に免除・軽減されている高齢者の医療・介護福祉サービスが、住民税課税により対象外となると、住民は大変な負担を強いられ、障がい者などの福祉サービスも切り捨てられる。国の税制改悪による住民の負担増に対し、自治体独自の負担軽減対策を、住民を守る立場で対策を講じるよう陳情する。

4、審査の経過。

審査では、各委員より意見がだされ、陳情の趣旨・項目について慎重に審査がなされた。意見の中では、多くの委員から陳情の趣旨にある定率減税の廃止や税源移譲により住民税等が増税とはならず、低所得者等の減免制度、助成等については、本陳情とは異なる趣旨であるとの意見が多数を占め、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

「不採択」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第2号、新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は委員長報告とおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

陳情第3号、「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は委員長報告とおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

陳情第4号、「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は委員長報告とおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[討 論]

○議長(古川 稔) これより、陳情第5号、住民税・国民健康保険税・介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情についての討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番(谷口和弥) 私は、日本共産党議員団を代表して、賛成討論を行います。

陳情第5号、住民税・国民健康保険税・介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書に対して賛成討論を行います。

今月から定率減税全廃と税源移譲によって、住民税が大幅に引き上げられました。

その増加額は、年3兆4,000億円に達しています。

一方、所得税は、1月に定率減税全廃で年1兆3,000億円増税になりましたが、税源移譲によって、年3兆円減額されたため、年1兆7,000億円の減額となっています。

しかし、住民税と所得税と差引きで年1兆7,000億円の増税となる結果となっています。

幕別町も課税対象である1万1,324人の町民が、合計で年6,480万円の増税となりました。

昨年6月に続く大増税に、各家庭に届けられた納税通知書を見て、金額を見て驚いたという声や、どうやって暮らしていくのだという怒りの声が多数寄せられています。

前日の一般質問で、幕別町民の収入階層別人数と年金受給者の収入階層別人数が答弁されました。

その人数と、昨年9月に行われました平成17年度決算特別委員会が出された人数とを比較してみますと、幕別町民の低所得化はますます進んでいることが示されています。

年収が200万以下の人の割合ですけれども、45.6%から53.1%となり、7.5%の増加。

さらに、年金受給者だけの、年収200万以下の人の割合を見ても、77.9%から81.0%で3.1%増加となっています。

高齢者を取り巻く状況は年々厳しくなっています。

年金制度は、平成16年の改悪によって、厚生年金、国民年金とも2017年までに国会の議決を得ることなしに、自動的に掛金が引き上げられていくと同時に、国民年金、障害年金を含めて、2023年までに約15%の給付が引き下げられることになっています。

その上、医療費の負担増、介護保険税や後期高齢者健康保険の掛金が年金から天引きされることによって、手にする年金はますます目減りして、困難は増すばかりであります。

しかし、それ以上に労働者の収入が減っていることが示されています。

労働者の働く場所の確保は重要な課題です。

そのことは、第5期幕別町総合計画町民アンケートの結果からも示されています。

そういう幕別町民の収入状況の中で、そして、将来の生活に展望が持てない中では、納税通知書が届けられて、わずか1週間の間で、6月19日現在で役場に対して168件もの問い合わせや苦情がきていることについて、何の不思議ありません。

この数は、今後さらに増え、去年の270件を越えることが予測されます。

陳情項目の住民税に伴う国民健康保険税、介護保険料の影響はありませんけれども、去年は大幅に引き上げられ、もともと負担の重く、軽減を望む声が多くあり、その上、住民税課税世帯が大幅な増税となったことは事実であり、趣旨は十分理解できるものです。

生活が困窮する中で、住民税課税世帯の低所得者や生活困窮者に対する減免制度を拡充することは大変重要です。

本陳情に賛同されることを心から訴えて、賛成討論をいたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） これより、採決をします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は「不採択」でありますので、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第5号、住民税・国民健康保険税・介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「少数」であります。

したがって本件は「不採択」とすることに決定いたしました。

ここで追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第8の2、発議第6号、新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書案から日程第8の4、発議第8号、教育関連三法案の慎重審議を求める意見書案までの3議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の、陳情の要旨と同じよう

な内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号、新たな「地方財政団体健全化法」に関する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、2008年度政府予算編成における義務教育国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第8号、教育関連三法案の慎重審議を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:55 休憩

11:10 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[選挙第8号]

○議長(古川 稔) 日程第9、選挙第8号、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において候補者が定数8人を上まわる9人となり、選挙が行われることになったものであります。

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

○議長(古川 稔) ただ今の出席議員は、20人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、13番芳滝議員、14番永井議員、15番杉山議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員、20 番古川議員。

以上です。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、堀川議員及び前川雅志議員を指名いたします。

よって両議員の立会をお願いします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票。

したがって、無効投票0票です。

有効投票のうち、大場博義音更町議会議員15票、中橋友子幕別町議会議員5票。

以上のとおりであります。

この開票結果は、当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたしたいと思っております。

〔議員の派遣〕

○議長（古川 稔） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月3日、札幌市で開催される、北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員研修会に全議員を。

7月13日、同じく北海道町村議会議長会主催により網走市で開催される、新任議員研修会に、斉藤議員、藤原議員、谷口議員の3名を。

8月23日、同じく北海道町村議会議長会主催により、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員会委員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、7月3日、札幌市で開催される、北海道町村議会議員研修会に全議員を。

7月13日、網走市で開催される、新任議員研修会に、斉藤議員、藤原議員、谷口議員の3名を。

8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員会委員全員を派遣することに決定いたしました。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（古川 稔） 日程第11、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長，民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11：21 閉会